

基労保発0927第1号

平成25年9月27日

都道府県労働局

労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部

労災保険業務課長

特別加入、第三者行為災害、義肢等補装具費等に係る
システム化の概要の意見に対する再検討結果について

標記については、平成23年12月21日付け基労保発1221第1号「特別加入、第三者行為災害、義肢等補装具費等に係るシステム化の概要について（意見提出依頼）」に基づき各労働局から意見を提出していただき、当該意見に係る検討結果を平成24年3月30日付け基労保発0330第1号「特別加入、第三者行為災害、義肢等補装具費等に係るシステム化の概要の意見に対する検討結果について」（以下「検討結果通達」という。）により通知したところです。

今般、検討結果通達にて検討するとしていた事項に係る結果及び設計開発業者交代に伴う予算等の制約により開発内容について変更が生じた事項を別添のとおり改めて検討結果としてとりまとめたので通知します。

なお、特別加入に係る検討結果については、担当部署へも情報提供いただくよう、お願いいたします。

「特別加入、第三者行為災害、義肢等補装具費等に係るシステム化の概要」に対する意見 検討結果

項番	局名	分類	該当箇所	意見内容	意見理由	検討結果	再検討結果
1	北海道労働局	特別加入	P5～14	労働保険事務組合、特別加入団体、事業主、派遣元団体等より申請書及び変更届等が提出され、監督署職員がこれらに受付日付印を押印することとなっていますが、OCR化に伴い申請書等は1部のみの提出となるのでしょうか。	事務処理フローを見る限り、システム化後の申請書等の労働保険事務組合及び事業主控え送付の記述がありません。加入・脱退申請書に対しては、OCRにより出力された承認通知書を労働保険事務組合及び事業主等へ送付することとなっていますが、変更届の場合は通知書を送付しない(特別加入時検診を要した場合を除く。)こととなっていますが、そうであれば、申請書等が、現在のように複写様式でない限り、労働保険事務組合及び事業主が控えを保管することができないことと思われる。	OCR化する各申請書等の提出の際は、1部のみの提出となる。控えについては、提出された申請書等を、必要に応じ、適宜、コピーすることでの対応とする想定である。	-
2	北海道労働局	特別加入	P5～14	上記の事務処理フローにおいては、特別加入申請書等は署において受付し、OCR入力することとなっています。しかし、平成22年8月4日付け基保0804第3号別添の検討結果では、「申請書の受付は監督署で行い、OCR入力は局にて行う予定」となっております。なぜ、署にて入力することとなったのでしょうか。申請書等のOCR入力は検討結果のとおり、局にて入力の方が事務処理的に効率的と思われる。	申請が一番多いと思われる特別加入申請書(以下「申請書」といいます。))については、図1-1で、監督署において受付し内容審査を行うこととなっており、審査の内容については「保険加入状況、…」となっています。申請書は新規加入と同時に申請される場合が多く、成立届は「所掌1」の委託事業場については監督署を、「所掌3」にかかる委託事業場については「安定所」を経由して労働局に送付され、労働局においてOCR入力されます。このことから、署では、特に、「所掌3」の委託事業場の申請書を受け付けたとしても、成立届が労働局で入力されるまで保険加入状況について確認できないことになり、確認するまでは申請書を入力することができず、保管することとなります。そうであれば、申請書については監督署で受付後、保険加入状況以外の審査を行い、速やかに労働局へ進達し、労働局において、加入状況(成立届)確認後、申請書を入力する事務処理の方が効率的と思われる(図1-1では、局においても内容審査を行うこととなっている)。それ以外の申請書についても、局において入力の方が効率的と思われる。また、申請書等の事務処理は、ほとんどが労働保険年度更新時に集中することになり、署における申請書等のOCR入力業務が新たに増えることにより、署の事務簡素化にもなりません。	平成22年12月27日付け基保補発第3号「労災保険関係の書類等のリスク評価に基づく対策の留意点について」上、申請書を受領した際、当日にシステム入力可能なものは、システム入力を行う前提としていることによる措置である。なお、受付入力については、監督署及び労働局いずれでも行うことを可能とし、また、申請書に対応する成立届が未入力の状態であっても、入力可能とする想定である。	-
3	北海道労働局	特別加入	P5～11、15、18、22	5頁の図1-1～11頁の図1-7の事務処理フローにおいて、監督署における処理の「入力」で「OCR入力(一部打鍵)」とありますが、一部打鍵とは、誤読の場合に訂正のため打鍵によることでしょうか。また、これ以外に打鍵が必要とする場合があるとしたら、どのような場合なのでしょう。	15頁表1-1の「機能概要」の説明では、「打鍵入力する」とあるのは、いずれも「決議時」となっていることから、労働局においての入力と思われる。一方、18頁の図1-11の申請書OCRイメージでは「業務の具体的な内容」について機械入力されるようにはなっていませんが、22頁の図1-17の画面イメージでは、「業務の具体的な内容」欄が登記されています。いつ、どのような方法で登記するのでしょうか。	「氏名(漢字)」等の、OCR読み取り項目対象外の管理項目を入力する場合を想定している。	-
4	北海道労働局	特別加入	P5～19、22	事務処理フローを見る限り、署及び局で申請書、変更届をOCR入力する際に「一部打鍵」することとなっておりますが、どの程度の打鍵入力項目(スペース)があるのか示していただきたい。	22頁の図1-17の情報検索画面イメージでは、第1種特別加入申請に係る業務内容や労働時間等は備考欄に打鍵するものと思われるが、18頁図1-11の申請書、19頁図1-12の変更届の「業務の具体的な内容」記載欄が小さいことから、どの程度まで記載したらよいか労働保険事務組合等から照会があった際に、説明するためには入力画面のイメージがあったほうが良いと思われます。	OCR帳票化に際し、打鍵入力となる項目欄については、極力、記載欄を大きくするよう検討を行う。	OCR帳票化に際し、打鍵入力となる項目欄については、極力、記載欄を大きくする方針としている。
5	北海道労働局	特別加入	P14	申請書の処理について、監督署における処理の記述は一切ありません。申請書が署に提出された場合、受付印の押印、内容審査等は行わなくてもよいのでしょうか。受付、審査等の処理については、労働局欄に記述があり、受付については「署職員が受付日付印を押印します」との記載となっておりますが、これは、「局職員」の誤りでしょうか。局職員の誤りとした場合は、署に申請書が提出された場合でも受付印の押印や内容審査も行わなくてよいということでしょうか。あるいは、監督署における処理の記述漏れでしょうか。	給付基礎日額の変更については、申請のあった日(受付日)の翌日以降からの変更となるものですが、署に提出があった場合、当該提出日が「申請のあった日」として処理することから、受付印の押印は必要と思われる。	記載誤りであり、正しくは「局職員が受付日付印を押印します。」である。監督署及び労働局いずれにおいても受付入力から通知書の出力を可能とする想定であり、監督署に申請書が提出された場合は、監督署にて受付印の押印及び内容審査等を行う必要がある。	記載誤りであり、正しくは「局職員が受付日付印を押印します。」である。システム化後は、監督署及び労働局いずれにおいても受付入力可能とし、決議情報の入力、決議書及び通知書の出力については局のみで可能(承認及び通知等は都道府県労働局長が行うため)とする想定としている。なお、監督署に申請書が提出された場合は、監督署にて受付印の押印を行う必要がある。
6	北海道労働局	特別加入	P18～22	①当該様式に整理番号の記載欄がありますが、システム稼働時において、既に特別加入している者に係る整理番号については、本省で一括処理(整理)されるのでしょうか。②労働保険事務組合・特別加入団体に対する整理番号の振り出し方の説明等について、本省より指示があるのでしょうか。③整理番号は4桁となっておりますが、4桁以上となる場合は、どのようになるのでしょうか。④保険番号ごとの特別加入者一覧表(名簿)がリアルで出力されるようにしてほしい。	整理番号については事務組合等で管理している現状で、特に農協では一人親方については特定加入団体による加入となり、加入者が1000人規模の団体もあり、加入者の新規加入・脱退などにより毎年整理番号を変えている場合や、家族単位に整理しているものなどさまざまであり、整理番号の振り出し方について統一する必要があります。また、整理番号について、再使用(脱退者の番号を新規加入者の番号として振り出す)することができないとした場合は、将来的に5桁となる可能性があります。一人親方団体については、現状では一覧表(名簿)より整理しています。保険料のチェックにあっても一覧表(名簿)により確認しており、現行通り一覧表が必要となります。	①システム化後、加入申請があった者については、システムにて整理番号を自動発番し、帳票上の「整理番号」欄は職員記入欄とする想定である。②システム化後の「整理番号」の取扱いに係る検討を踏まえつつ、指示等の必要性について検討を行う。③第1種については、4桁管理とし、第2種及び第3種については、管理可能桁数を増やすことを想定している。④印書等が必要なものについては、検索結果画面からのPDF等での印書及びCSV出力が可能となるよう検討する。	①システム化後、加入申請があった者については、システムにて整理番号を自動発番し、帳票上の「整理番号」欄は職員記入欄とする想定である。②様式上に、整理番号振り出しの記入欄については職員記入欄である旨明示する想定である。③第1種、第2種及び第3種いずれについても、6桁までの管理を可能とする方針としている。④設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、検索結果画面の印書機能等の実装は困難であるため、EXCEL等への画面キャプチャの貼り付け等にて対応いただくこととなる。
7	北海道労働局	特別加入	P21、22、40、55	情報検索結果を簡単にプリントアウトできるようにしていただきたい。	特別加入者の処分決定にあたり、業務の内容、勤務時間等については判断の参考となり、その際に情報検索結果により確認することとなります。決裁時に各級で検索するようなことでは非効率的であることから、決裁時に情報検索結果をプリントし、添付する(現行では内訳書等の写しをもって対応している。)ことが効率的であると思われる。このことから、情報検索結果のスームズな紙への印刷が不可欠ですが、現行の行政システムにおいても紙への印刷がスームズではなく苦慮しており、新しいシステムの構築の際はボタン一つでプリントアウトできるようにしていただきたい。	印書等が必要なものについては、検索結果画面からのPDF等での印書及びCSV出力が可能となるよう検討する。	設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、検索結果画面の印書機能等の実装は困難であるため、EXCEL等への画面キャプチャの貼り付け等にて対応いただくこととなる。
8	岩手労働局	特別加入	P5～11	申請書等のOCR受付入力については監督署となっているが、特別加入業務の申請書等のOCR受付入力については、労働局での受付入力とすべきではないか	成立届等、他の適用徴収関係書類は全て労働局で入力処理を行っていることから、特別加入業務に係る申請書等のOCR受付入力についても労働局で行った方が保険加入状況の確認等、内容審査等にあたり、より効率的であり、監督署の業務負担とならないため。	項番2と同様	-
9	岩手労働局	特別加入	P5～11	労働局における内容審査時等に監督署における受付入力処理時の入力誤り等が確認された場合、データの修正については、監督署、労働局の何れで対応することになるのか	具体的な事務処理が明確となっていないため。	データの修正については、監督署及び労働局いずれにおいても可能とする想定である。	決議前の申請情報については監督署及び労働局いずれにおいても修正可能とし、決議情報に係る修正は労働局のみでの修正を可能とする想定としている。
10	岩手労働局	特別加入	P5～13	内容審査のうえ、審査内容について議論、決裁とされているが、具体的な審査内容や審査範囲、決裁様式等の議論方法等について明確化していただきたい。	内容が不明確のため。	審査内容については、書面上の形式審査及び加入時健診要否に係る審査等を想定している。監督署での受付入力前の決裁の実施可否及び方法については、各署の実情に応じ対応することで差し支えない。なお、決議書に係る決裁は必須である。	-
11	岩手労働局	特別加入	P18	特別加入申請書の「業務の具体的な内容」欄を拡大していただきたい。	前回の検討結果において、拡大は困難とのことであったが、特別加入者からの保険給付がなされた場合の業務上外の判断にあたっては、届出された業務内容の確認が重要であり、具体的に記入することとされているのに対して、記載する欄が小さく具体的に記入することは困難なため、業務上外の判断に支障が生じるおそれがあるため。	項番4と同様	-
12	宮城労働局	特別加入	P5～11	フローには「署でOCR入力のうえ局に送達」とある。H22.8.4付けの「検討結果」では、OCR入力は局で行うとしていたが、変更されたのか。	・署の事務負担増。 ・署で入力する目的が不明。承認事務の省力化であれば局の業務ではないか。	項番2と同様	-
13	宮城労働局	特別加入	-	労働保険適用システムとの連動、連携が必要ではないか。	適用事業台帳と特別加入情報とをリンクさせることにより、一度の処理で両方の情報が得られる。	事業場情報については、労災システムにおける「労働保険加入台帳」から導出させることを想定している。	-
14	宮城労働局	特別加入	P5	特別加入関係の書類が、直接局に送付されてしまった場合の事務処理の流れはどうなるのか。	年度替りなどの繁忙期において、誤って、直接特別加入申請書等が局に送付されるケースが後を絶たないため。	受付入力については、監督署及び労働局いずれでも行うことを可能とする想定である。	-
15	宮城労働局	特別加入	-	労働保険適用徴収システムで委託解除届を入力したもののうち、特別加入脱退申請書の提出がされていない事業場のリストを出力してほしい。	特別加入脱退申請書の未提出事業場を把握し、提出指導等に生かしたい	今回の開発では措置できない。	-

「特別加入、第三者行為災害、義肢等補装具費等に係るシステム化の概要」に対する意見 検討結果

項番	局名	分類	該当箇所	意見内容	意見理由	検討結果	再検討結果
16	宮城労働局	特別加入	P23	委託解除をする自動的に特別加入者としての地位が消滅するが、その全てが特別加入脱退申請書を提出してくるわけではない。そのため、職権で台帳を抹消する場合もあると思われるが、脱退に関し「職権コード」と「理由コード」の項目を設けることができないか。	職権で台帳を抹消する場合があると思われるため。	修正帳票等による「職権取消」及び「自動消滅」を行うことを可能とする想定である。	「(職権による)承認取消」及び「自動消滅」に係る画面入力を可能とする想定としている。
17	宮城労働局	特別加入	P23	労働時間については「業務の具体的な内容」と別個にデータベース管理項目を設けて管理するようにしてほしい。	項目を別個にすることにより、変更が生じた際に入力が容易になると考えられる。	第1種に関し、「業務の具体的な内容」と「労働者の所定労働時間」は、記入欄を分離し、別個の管理項目とする想定である。	-
18	山形労働局	特別加入	-	労災行政情報管理システムに係る特別加入に係る承認・給付業務のシステム化に伴い、平成23年度から使用予定している労働局適用徴収業務支援システムにおける事務組合サブシステム(特別加入者の情報)並びに特別加入者管理のデータとどのように連携するのか確認したいこと。	労災行政情報管理システムに係る特別加入に係る承認・給付業務のシステムにおけるデータが、労働局適用徴収業務支援システムにおける事務組合サブシステム(特別加入者の情報)並びに特別加入者管理のデータとどのように連携するのか確認したいこと。連携がないとすれば、単に、特別加入情報を二つのシステムで二重管理することとなり、業務量の増加になると判断されるため。	特別加入システム稼働後は、特別加入システムに入力されたデータを、本省にてRSシステムに反映させる想定としている。	特別加入システム稼働後は、特別加入システムに入力されたデータを、本省にてRSシステムに反映させ、RSシステムとデータ連携する想定としている。平成25年5月13日付け事務連絡「RSシステムと特別加入システム間の連携及び平成25年5月以降の特別加入に係るデータの取扱いについて」を参照されたい。
19	山形労働局	特別加入	P16	今回の通達内においては、OCR帳票イメージが示されていないため不明であるが、「派遣先の事業において従事する業務の内容」欄において、派遣期間延長時における派遣期間を入力できるように配慮してほしい。	現在使用している様式において、派遣期間を記入する文言等が明記されていないため	修正帳票による「派遣期間」の修正を可能とする想定である。	申請書及び変更届については、「派遣期間」を記載不要とし、修正は不要となる想定である。なお、システムに入力することは可能である。
20	山形労働局	特別加入	P5~14	局における承認又は不承認の決議後、労働基準監督署に対するその結果通知方法を明確にしていきたいこと。	局における承認又は不承認の決議後、労働基準監督署に対するその結果通知方法が不明であるため	システムに情報が入力されるため、監督署への控え送付は行わないこととする。	-
21	山形労働局	特別加入	P5~14	特別加入している事業場において、事務組合の委託換えを行い、特別加入を継続する場合の特別加入業務に係る事務処理フローを示していただきたいこと。	特別加入している事業場において、事務組合の委託換えをした場合の特別加入業務に係る事務処理フローが不明なため。	修正帳票等による「委託替え」を行うことを可能とする想定である。	「委託替え」等に伴う労働保険番号変更情報の画面入力を可能とする想定としている。
22	山形労働局	特別加入	P7	特別加入していた事業場において、委託解除届を提出することにより、特別加入を脱退する事務処理を局において行ってきたところであるが、本システムにおける当該事業の事務処理方法について明確にしていきたいこと。	特別加入していた事業場において、委託解除届を提出することで、特別加入を脱退する事務処理を局において行ってきたところであるが、同様の事業の場合における本システムにおける事務処理方法が不明であること。	項番16と同様	-
23	山形労働局	特別加入	P12	海外派遣報告書について、労働基準監督署における入力業務は必要ないのか。必要がない場合の理由を確認したい。事務処理として、海外派遣報告書(OCR帳票原本)のみ、労働基準監督署より局へ郵送することとなるのか。	海外派遣報告書が、労働基準監督署における入力業務の必要がない理由が不明なため。	OCR入力する労災関係書類については、原則受け付けたところで機械入力をするのが原則であるが、「海外派遣に関する報告書」については、決議書の出力を要せず、1回のシステム入力処理でシステム登録が完了となる想定でありシステム上は、監督署及び労働局いずれでも入力を行うことを可能とする想定であるため、受付簿を作成した上で、各局の事務処理の実情に応じて労働局で入力することも可能である。	-
24	山形労働局	特別加入	P5~14	署において受付から入力までを行うこととなっているが、特別加入事務は、局長の承認事務であり、署で行うべきものではないと見られる。(各局から提出された意見に対する検討結果では、署で受付、局でOCR入力となっていた。)	現行の処理においても特別加入関係については、署において受付し局へ送付するのみであり申請書の署入力を行うこととなれば、相当の業務量増である。申請書の受付管理の関係で署入力が最低限必要とのことであれば、仮に署入力とする場合でも入力項目は、労働保険番号等必要最小限とすべきである。	項番2と同様	-
25	福島労働局	特別加入	P5~11	今回示された特別加入業務に係る事務処理フローでは、各申請書・変更届のOCR受付入力が監督署で行うとなっていますが、平成22年8月4日付け基労保発0804第3号通達の別添の「項番18」においては「現行どおり申請書の受付は署で行い、OCR入力は局において行う予定である。」との回答になっていました。変更となった理由についてお聞かせいただきたい。	署での入力業務が新規に発生することになり省力化に逆行する。	項番2と同様	-
26	福島労働局	特別加入	P15	検索機能として、当初の承認月日、特別加入者氏名等の履歴も検索可能とされていますが、平成22年8月4日付け基労保発0804第3号通達の別添の「項番20、22~26、29~33」等においては適用徴収システムとの連携は予定していないが既存データの旧システムへの移行については検討中とされています。移行を検討されている既存データとは、現在、各局が徴収部署等で使用している部外業者作成のシステムデータも含むものと受け止めておりますが、この移行作業及び移行される内容については今回は示されておりませんが、基準システム端末の増設も含め、いかに開発されるものなのかお知らせ願いたい。適用徴収システムにおけるRSシステムとの関連もお聞きしたい。	当局の特別加入関係データは全て適用徴収部署で管理(部外業者開発のシステム)としており、このデータは適用徴収システムのRSシステムに取り込んで下さるよう依頼していますが、これと今回の特別加入システムとの関連(連携、データ共有の有無等)について詳細が不明のため、連携が無い場合には膨大な既存データを移行させなければ新システムの機能が十分発揮できないことになるため。	過去データの登録については、対象データの範囲、実施時期等を含め検討中であるが、方針が決定次第、速やかに情報提供を行う。労働基準行政システム端末の増設については、予算の制約があり、措置困難である。	各労働局で管理している特別加入情報に係るデータ移行方法等については、平成24年7月6日付け事務連絡「特別加入に係るデータの移行等について」等を参照されたい。労働基準行政システム端末の増設については、予算の制約があり、措置困難であるが、KCを使用することにより、適用徴収システム端末からの特別加入システムの操作(Thin Client操作)を可能とする想定としている。当該状況も踏まえ、以下の仕様とする想定としている。 ・受付入力に関しては、「受付年月日」及び「労働保険番号」の情報のみの入力でも可能とする。 ・Fat ClientでのOCR帳票入力による入力項目は、「受付年月日」、「労働保険番号」及び「到達番号」(電子申請の場合のみ)のみとする。(Thin Clientからの画面上での打鍵入力も可能とし、Thin Client操作のみによる受付入力も可能とする。) ・申請内容情報、決議情報等の各入力については、Thin Clientの画面上での打鍵入力にて行う。(監督署においては、受付入力から申請内容入力まで、労働局においては、受付入力から決議情報入力までを一度に行うことも可能とする。)
27	茨城労働局	特別加入	P18、19	特別加入申請書及び変更届の「業務の具体的な内容」欄の項目が小さいので、もう少し大きくしてほしい。また、労働者の所定労働時間及び休憩時間の記載欄を設けてほしい。	なし	OCR帳票化に際し、打鍵入力となる項目欄については、極力、記載欄を大きくするよう検討を行う。「労働者の所定労働時間」については「備考」欄等への打鍵入力を可能とする想定である。	OCR帳票化に際し、打鍵入力となる項目欄については、極力、記載欄を大きくする方針としている。「労働者の所定労働時間」については入力欄を設けて入力可能とする想定である。休憩時間等の入力についても必要に応じて「業務の具体的な内容」欄等への打鍵入力を可能とする想定である。
28	茨城労働局	特別加入	P18~22	特別加入予定者の氏名入力はカタカナのみか？漢字入力はいいのか。(帳票はカタカナ入力欄のみと思われるが、画面のイメージでは漢字で出力されていますが…)	なし	特別加入予定者の氏名(漢字)は、打鍵入力項目とする想定である。	特別加入予定者の氏名については、カナ及び漢字ともに打鍵入力項目とする想定である。
29	茨城労働局	特別加入	P18	中小事業主の特別加入については、業務に従事している役員等の包括加入が原則であるから、申請書下部の「上記のとおり特別加入の申請をします。」を「上記のとおり、包括加入者全員について特別加入の申請をします。」と表示できないものか。或いは、その旨の表示ができないものではないか。	なし	帳票のレイアウトについては、いただいた意見を踏まえ、検討を行う。	様式第34号の7上の当該文言については、様式第34号の10及び様式第34号の11との統一性の観点等から、現行どおりの文言とする想定としている。
30	茨城労働局	特別加入	P15	第1種特別加入者については、申告書内訳により給付基礎日額の変更が可能であるが、どのように処理(入力)するのか。	なし	申告書内訳(名簿)による第1種及び第3種特別加入者の給付基礎日額変更情報については、画面からの打鍵入力を可能とする想定である。	申告書内訳(名簿)による第1種給付基礎日額変更情報については、RSシステムに入力された情報を本省にて反映させる想定としている。第3種特別加入者の給付基礎日額変更情報については、画面からの打鍵入力を可能とする想定である。詳細については、平成25年5月13日付け事務連絡「RSシステムと特別加入システム間の連携及び平成25年5月以降の特別加入に係るデータの取扱いについて」を参照されたい。
31	茨城労働局	特別加入	P15	委託する労働保険事務組合の変更(委託換え)に伴う承認済特別加入者の継続(変更)手続については、どの機能にて処理するのか。	なし	項番21と同様	-
32	栃木労働局	特別加入	P22	業務の具体的な内容欄について、小さすぎるので広くしてほしい。	業務の具体的な内容について、別紙を添付し細かく記載してくる事務組合(社労士)が多いため。	項番4と同様	-
33	栃木労働局	特別加入	-	事務処理フロー図では、申請書の「りん議・決裁」及び「入力作業」が署で行う事務とされていますが、署においては新規業務となり、労働保険の年度更新時期には特に繁忙となることから、現在と同様、内容審査後は申請書等を局に進達することとしていただきたい。また、現在、「りん議・決裁」及び「入力作業」は局で行っており、局内の事務組合に対する指導は統一されているが、署で行うこととなった場合、局内署間の取扱いに差が生じる可能性が危惧される。	申請書のりん議・決裁および入力作業が、署の新規業務である。(現在、特別加入の承認事務等は、手引きに基づき局で行っているはずである。)	項番2と同様	-

「特別加入、第三者行為災害、義肢等補装具費等に係るシステム化の概要」に対する意見 検討結果

項番	局名	分類	該当箇所	意見内容	意見理由	検討結果	再検討結果
34	群馬労働局	特別加入	P4	特別加入の通知書は窓あき封筒対応してほしい。	誤送付などの個人情報漏えい防止のため。	帳票のレイアウトについては、現在検討中であるが、通知に必要な項目については印字を行う想定である。また、窓あき封筒については、各労働局にて調達している窓あき封筒の仕様と異なる場合には要望のレイアウトは困難である。	通知に必要な項目については印字を行う想定である。また、窓あき封筒については、各労働局にて調達していることを踏まえ、要望のレイアウトは困難である。
35	群馬労働局	特別加入	P8	重要度の高い書類であることから、署の入力は受付から何日以内に行うのか。	文書管理面からすれば受付当日に入力すべきと考えるが、年度末、年度初め等に大量に申請書が提出され、入力作業に大きな支障が出る可能性もある。	原則、受付日当日に入力する想定である。	-
36	群馬労働局	特別加入	P18、19	特別加入申請書等に受付印欄を設けてほしい。	ほかの記入欄に重なってしまうため。	帳票のレイアウトについては、現在、検討中であるが、受付印欄を追加するよう検討を行う。	特別加入申請書等について、受付印欄を設ける想定としている。
37	埼玉労働局	特別加入	P5～11	監督署がOCR入力すると思いますが、例えば新規成立の事業場申請の場合、成立届が局で入力済みでないことも、申請書の入力可能か否か(適用徴収システムとのリンクについて)。	なし	申請書に対応する成立届が未入力の状態であっても、入力可能とする想定である。	申請書に対応する成立届が未入力の状態であっても、受付入力可能とする想定である。なお、決裁処理を行うに際しては、成立届が入力済であることが前提となる。
38	埼玉労働局	特別加入	P5～13	監督署の業務としては、受付及び局への進達以外には行わない。	現在、局において内容審査、決裁等を行っており監督署では行っていない。監督署で行うことは、現在の体制では対応できないため。	項番14と同様	-
39	埼玉労働局	特別加入	P19	「特別加入に関する変更届」において、4桁の整理番号記入欄が設けられているが、5桁とした方がよいのではないか。	今後、一人親方等の特別加入団体の中には、4桁の整理番号を使い切ってしまう、桁不足が予測されるため。	第1種については、4桁管理とし、第2種及び第3種については、管理可能桁数を増やすことを想定している。	第1種、第2種及び第3種いずれについても、6桁までの管理を可能とする想定としている。
40	千葉労働局	特別加入	P5～14	加入履歴なし、同姓同名の存在等、署での内容審査時に疑義が生じた時の照会責任は、署あるいは局のいずれかにあるか明確にしていきたい。	従来、署では特別加入の内容審査には関与しておらず、署における作業が増加するの明確にするため。	承認/不承認の決定は局で行うが、疑義があった際の照会は局着いずれで行っても差し支えない。	-
41	千葉労働局	特別加入	P5	特別加入申請書(中小事業主等)が提出された場合、署内容審査項目に保険加入状況とありますが、当該保険加入状況が把握できないため審査内容より削除していただきたい。	新規に事務組合に事務委託し、特別加入申請書(中小事業主等)が提出された場合、署における内容審査項目に保険加入状況とありますが、当該保険関係成立届(事務委託届)は所掌3の事業場では安定所に届出され、局送付後に機械入力処理されるため、特別加入申請時では当該保険加入状況の確認が署ではできないため。	審査時の保険加入状況確認は、必要に応じて実施する想定である。なお、申請書に対応する成立届が未入力の状態であっても、監督署での受付入力を可能とする想定である。	-
42	千葉労働局	特別加入	P5～14	署における審査内容について、りん議・決裁を要せず、局への進達決裁のみとしていただきたい。	従来、署では特別加入の内容審査についてりん議・決裁をしておらず、「特別加入申請書」「特別加入変更届(新たに特別加入者になった者)」「特別加入脱退申請書」における承認権者は局長であることから、審査内容について、りん議・決裁を要せず、局への進達決裁のみで足りるため。	受付入力については、監督署及び労働局いずれでも行うことを可能とする想定である。監督署での受付入力前の決裁の実施可否及び方法については、各署の実情に応じ対応することで差し支えない。	-
43	千葉労働局	特別加入	P18～22	特別加入に関する変更届の加入者の脱退について、「任意脱退」と「自動消滅の届出」について区別が可能な届出にしていきたい。	特別加入に関する変更届による届出は、「任意脱退(最短で受付日の翌日)」と、「自動消滅の届出(死亡等の事後的に届出を行うもの)」のどちらの届出も行えることになっていますが、現在、書式上、この二つの区別がなされていません。そのため、現状の変更決定を希望する日では、翌日以降の未来の日しか記入ができないため、自動消滅の届出の日付の登記ができません。(従来は、異動年月日をもって自動消滅の日付として認めています)	項番29と同様	特別加入に関する変更届上に、左記の別を記載する項目を設ける想定はしていないが、変更届での個別脱退に係る「異動年月日」等に関し、過去日付での入力を可能とする想定としている。
44	千葉労働局	特別加入	P18～22	特別加入に関する変更届において、新たに特別加入者になる者と特別加入者でなくなる者の様式を分けることはできないのでしょうか。また、それができないのならば、希望する加入年月日と脱退する希望年月日を異動年月日として承認年月日とし、それぞれを登記事項としていただきたい。	新たに加える者と脱退する者の両方が書かれていると、相方での承認年月日は異なることとなります。概要の様式では、変更決定を希望する日で同一の日付が登記されるため、修正処理が多数必要となり、事務処理がより煩雑になってしまいます。また、特別加入から脱退する者が複数あり、異なる日付で脱退を希望している場合も、概要の様式では登記できません。日付が異なる場合、全件書類の書きなおしをすれば登記は可能ですが、それでは、あまりにも膨大な事務処理が発生するため、書式の改善をお願いしたい。	項番29と同様	特別加入に関する変更届について、帳票を分離する想定はないが、当該届にて、新たに特別加入者になる者と特別加入でなくなる者の両方が記載されていた場合は、システム上で、それぞれの加入年月日及び脱退年月日等の入力及び管理を可能とする想定である。
45	千葉労働局	特別加入	P18～22	整理番号は自動振出ししてほしい。また、加入者の脱退の際の整理番号については、労働局記入欄とし、事務組合で記入しないよう注意書きをつけてほしい。	特別加入書類は、登記事項が多いため、整理番号は自動振出でお願いしたい。また、事務組合によって、整理番号管理していない組合も多く、また整理番号管理している組合であっても、現在登録してある整理番号と局で管理している整理番号は一致しないため、事務組合に整理番号を記載させることは不可能である。	システム化後、加入申請があった者については、システムにて整理番号を自動発番し、帳票上の「整理番号」欄は職員記入欄とする想定である。	-
46	千葉労働局	特別加入	P18～22	特別加入者の氏名は漢字表記で行うようにしていただきたい。	様々な書類は漢字表記されていることが多いため、「読み」よりは「漢字」からの検索が圧倒的に多いのが現状です。従前のシステムも漢字表記を基本とし、カナについては、従来の書式に記載欄がないため、みなしで登記しているものがほとんどです。	項番28と同様	-
47	千葉労働局	特別加入	P18～22	特別加入者の作業内容が閲覧できるようにしていただきたい。また、記入スペースをもう少し拡大していただきたい。	給付において、特別加入者の作業内容は重要な情報のため。	「業務の具体的内容」については、打鍵入力項目とし、検索可能とする想定である。また、OCR帳票化に際し、打鍵入力となる項目欄については、極力、記載欄を大きくするよう検討を行う。	「業務の具体的内容」については、打鍵入力項目とし、検索可能とする想定である。また、OCR帳票化に際し、打鍵入力となる項目欄については、極力、記載欄を大きくする方針としている。
48	千葉労働局	特別加入	P18～22	特定業務の業務歴やチェック欄は、登記は不要ではないでしょうか。むしろ、必要なのは健康診断結果のため、そちらを登記できるようにしていただきたい。	特定業務との関係は、承認前の審査時には重要な内容ですが、一旦承認された後については、重要性は薄く、健康診断結果の方がはるかに重要かと思われます。	「特定業務の業務歴」については、給付請求時の調査時における確認項目となる場合もあることから、システム管理項目とすることを想定している。「健康診断結果」については、必要に応じて書面に確認する事務処理を想定している。なお、各特定業務に係る「限定承認の有無」をシステム管理項目とすることを想定している。	-
49	千葉労働局	特別加入	P18～22	特別加入に関する事項の変更について、名前以外の変更欄がとて小さく、これでは記入ができません。記載欄を大きくして下さい。	特別加入者に関する事項の変更については名前以外にも、業務の変更や海外派遣の派遣先に係る事項等様々存在するため、記載内容の多い事項については、記載欄を大きくする必要があるため。	項番4と同様	-
50	千葉労働局	特別加入	P18～22	「給付基礎日額申請書」については、第1種特別加入者用の書式を別途作成してほしい。	従来、第1種特別加入者の日額変更については、申告書内訳で取りまとめの上提出でしたが、今般通達施行後、1事業場につき1枚の書類を作成する必要があり、期限も厳しかったため、事務組合から業務縮減の要望が複数来ています。1事務組合で複数の事業場の内容を記入できる書式にしていれば、事務効率化できるため、そのような書式変更としていただきたい。	「給付基礎日額変更申請書」については、第1種、第2種及び第3種共通の様式とする想定である。	-
51	千葉労働局	特別加入	P18	申請に係る事業について、労働保険番号以外の名称や郵便番号等は適用徴収システムとのリンクで十分なため、OCR登記をしないでほしい。(登記しないですが、事業名称等の記載欄は残してください)また、事業場の名称と所在地の記載欄は上下で続けて枠を作成してほしい。	仮に成立届の情報と特別加入申請書の情報が微妙に一致しないなど、一致させるように修正するための事務処理が別途発生し、業務がより煩雑となる。また、事業場の名称と所在地欄については、多くの事業場が社印を押印するため、押印することを想定し記載欄を作成する必要がある。	労働保険番号以外の事業場情報については、労災システムにおける「労働保険加入台帳」から導出させることを想定している。また、各帳票に係るレイアウトについては、現在、検討中である。	労働保険番号以外の事業場情報については、労災システムにおける「労働保険加入台帳」から導出させることを想定している。また、特別加入申請書等について、事業場の名称と住所は、現行どおり、極力近い項目配置とする方針としている。
52	千葉労働局	特別加入	P5～14	特別加入申請書類に不備があった場合、監督署や労働局にて修正が簡単にできるようにしていただきたい。	今般のシステムが電子申請と同様であるのなら、修正は労働局や監督署ではできず、エラー内容を表記し、申請者に返信することになります。現行の電子申請のシステムでは、その点がとても柔軟性に欠け、事務処理に膨大な時間がかかる原因になっています。もし、電子申請同様に監督署や労働局にて修正ができないのなら、監督署で受付後、申請書を労働局にて回送し労働局にて全件審査し、間違いない申請書類に訂正の上、監督署に再度回送して入力する必要があり、膨大な事務処理が発生してしまいます。	項番9と同様	-
53	千葉労働局	特別加入	P5～14	りん議・決裁システムについては、〇〇他●件という形でまとめて決裁のできるかたちにしていきたい。	特別加入については膨大な量があるため、一つ一つの審査は行ったとしても、決裁登記をするだけでも膨大な事務作業が発生してしまいます。現状、特別加入以外でも、まとめて決裁を行うものは沢山あるかと思いますが(報奨金の交付や延滞金の通知等は1事業場や1事務組合毎に決裁はしないかと思いますが)、それと同様に、まとめて決裁できるシステムにしていきたい。	決議書の出力を要する申請書等については、各決議書について決裁を行う事務処理を想定している。	-

「特別加入、第三者行為災害、義肢等補装具費等に係るシステム化の概要」に対する意見 検討結果

項番	局名	分類	該当箇所	意見内容	意見理由	検討結果	再検討結果
54	千葉労働局	特別加入	P5~14	提出された特別加入申請書類の入力については、署では書類審査に留め、書類の入力や書類の保管を、両方共を局にて行えるようにしていただきたい。	概要のとおりであると、監督署で受け付けた書類を入力して局に進達し、局ではそのデータから再度審査の上登録する流れとなるが、局の審査時に申請書類の内容に修正が発生した場合、データの修正のみで原本の修正は行えない。原本とデータが一致しないことは、後々書類を保管するにあたって大きな問題となるだけでなく、局や署で入力ミスが発生した際にその確認を後日することができなくなってしまう原因を残すようなものである。ヒューマンエラーの防止や登記事項の確認という観点からも、原本に修正してそれを登記するという従前の他のOCR帳票と同様の扱いをお願いしたい。	項番14と同様	-
55	千葉労働局	特別加入	P5~14	特別加入に関する変更届による提出については、健康診断必要対象者を除き、承認行為でなくなりましたが、依然として、届出に修正を要するものが多数存在するため、審査が必要となってくるのは変わりありません。(修正が多数あるため、無審査で変更届の控を返却できません。)届出の内容を、「以下の内容のとおり受理した」という内容での通知書は作成できないのでしょうか。	特別加入の変更届による申請であったとしても、承認行為ではないだけで、労働局にて審査が必要であり、審査結果を組合に正しく通知する必要性は従来から変わっていない。	通知書の作成が不要である内容の変更届を受け付け、審査を行った後、修正を要することとなった際は、修正内容を反映させた控えを送付することで対応されたい。	-
56	千葉労働局	特別加入	P19~20	特別加入に関する変更届や給付基礎日額変更申請書の書式の中に、事務組合名の表記欄を作成してほしい。	労働保険番号から事業場名は検索できるが、事務組合が労働保険番号を書き間違えることがあるため、誤入力防止、誤送付防止の観点から、事務組合名の表記は必要となるため。	項番29と同様	事務組合名の表記追加に係る要望の多い様式第34号の8について、裏面に事務組合名を記載する欄を設ける想定としている。
57	東京労働局	特別加入	-	(番号1) 適用徴収システム及び特別加入者情報のデータ管理をしているRSシステムと連携するなど、他システムとの連携を図るよう要望する。 RSシステムとの連動に時間を要する場合には、少なくとも、労働局にてRSシステムへデータ移行ができるよう、労災システムからのデータ抽出を可能にさせていただきその内容としては、以下の項目をCSV形式でいただきたい。 第1種：労働保険番号、漢字氏名、加入日、日額、日額変更日、変更後日額、脱退日、事業主との関係 第2種：労働保険番号、漢字氏名、加入日、日額、日額変更日、変更後日額、脱退日、事業主との関係 第3種：労働保険番号、漢字氏名、加入日、日額、日額変更日、変更後日額、脱退日、国名	特別加入に関しては、先行して全国稼働するRSシステムにて、各種申請書等のデータ管理及び年度更新業務を行っているところである。今般のシステム化は、承認、給付業務の観点から開発されるもので、本システムで管理される情報を年度更新時に申告される保険料との照合に直接活用することができない。RSシステムには、これが行えるしくみが備わっているが、システム間で双方向のデータ反映がされないとすれば、同じ申請書等について、二つのシステムに各々入力することになり、担当者の作業は煩雑化し、業務増となり、著しく非効率である。労災システムで入力したものをRSシステムに反映させるよう、また、逆にRSシステムで入力したものを労災システムへ反映させるようRSシステムとの連動について、強く要望する。(番号9において詳細記載) また、適用徴収システムとの連動については、誤入力防止等、適正な審査業務に資するために必要と考える。例えば、特別加入事業場の移転等により労働保険番号が変更になった場合、適用徴収システムで入力を行うが、労災システムの既登録データへ反映されないと、別々の事業場として扱われ、その後の管理に支障をきたすこととなる。労災システムに適用徴収システムのデータを反映するよう要望し、そのように開発されているのかお伺いする。	労働保険番号以外の事業場情報については、労災システムにおける「労働保険加入台帳」から導出させることを想定している。 また、特別加入システム稼働後は、特別加入システムに入力されたデータを、本省にてRSシステムに反映させる想定としている。	-
58	東京労働局	特別加入	-	(番号2) 電子申請の届出に対する事務処理フローを示していただきたい。 労働局にて電子申請登記時に、労災システムで決議書が出力されるようにしていただきたい。	電子申請の届出に対する処理が不明なため。 また、電子申請で届出のあった書類を、印書し、書き換え帳票等を入力処理を行うとなると非効率であるため。	電子申請にて受付した申請等については、申請内容等が転記された状態のOCR帳票として出力することを可能とする想定としており、出力後は、紙媒体で受付した申請書と同様、OCR入力処理を可能とする想定である。	-
59	東京労働局	特別加入	P5~11	(番号3) ① 想定している署での審査、入力項目をお示しいただきたい。 ② 第1種から第3種の申請書・変更届・脱退申請書について、監督署で内容審査、りん議・決議、入力となっているが、監督署では受付業務のみとしていただくか、局でも入力可能にしていただきたい。	① 現行、監督署においては、受付を行うのみで、内容審査は労働局で行っている。内容審査及び入力を監督署で行うことは新規業務の増となる。局長承認業務であり、通常、内容審査から入力、決議、承認通知を局において一連で行うべきではないか。 1監督署における1日の受付件数は、多い日で第1・2・3種合計304件、1枚の申請書の別紙に100名以上の記載があることもある。年間申請書取扱枚数は東京局全体で約8万件であるが、年度更新時、年度末、年度当初に提出が集中する傾向がある。この量を今後ますます人員が削減されていく監督署の人員で事務処理することは、署の業務を大幅に圧迫することとなり、不可能である。また、本開発では、三者関係書類についても署での入力が発生するので、署で現在配置されている端末では業務量をカバーすることは不可能である。 ② 現状、労働局において、審査時に補正を行っているものが多い(3割程度)ため、入力誤りがあった場合の対応が不明であるが、監督署で入力したものを労働局で訂正するのであれば最初から内容審査、入力を労働局にて行うのが適切であると考え。監督署で訂正することとしても、監督署で入力を行い、その後に労働局で修正を行うこととしても、事務が煩雑になる。事務処理フローでは、入力は監督署で、決議書出力は労働局で行うこととなっているが、入力・出力とも労働局で行うこととした方がよいのではないかと。 ③ 現行、成立届が提出された場合、まず、安定所又は監督署で受付を行い、労働局へ進達され、労働局において入力を行っている。番号1の意見に関連し、適用徴収システムと連動する場合、成立届未入力の申請書について、監督署で入力できないこととなり、入力業務に支障をきたすこととなる。そのため、申請書の入力作業は、成立届と同時に並行して作業ができる労働局で行うべきである。	①審査内容については、書面上の形式審査及び加入時健康診査に係る審査等を想定している。入力項目は、OCR帳票に記載されている全ての項目を想定している。 なお、受付入力については、監督署及び労働局いずれでも行うことを可能とする想定である。 ②監督署での受付入力前の決議の実施可否及び方法については、各署の実情に応じ対応することで差し支えない。 なお、受付入力については、監督署及び労働局いずれでも行うことを可能とする想定である。	①審査内容については、書面上の形式審査及び加入時健康診査に係る審査等を想定している。入力項目は、OCR帳票に記載されている全ての項目を想定しているが、受付入力については、「受付年月日」及び「労働保険番号」のみの入力でも可能とする想定としている。(Thin Client操作のみによる受付入力も可能とする)。 ②監督署での受付入力前の決議の実施可否及び方法については、各署の実情に応じ対応することで差し支えない。 なお、受付入力については、監督署及び労働局いずれでも行うことを可能とする想定である。
60	東京労働局	特別加入	-	(番号4) 番号3の意見のとおり、労働局において入力審査業務を行う場合、特別加入関係業務に従事する部署にFatクライアントおよびプリンターの増設と、指導員を含む全職員にThinクライアントを配置していただきたい。	現行、東京局労働保険徴収部は、Fatクライアントは配置されておらず、各課・室1台ずつのThinクライアントしか配置されていない。現行のままでは、当該労災システムでの入力、審査等業務を行うことがなくなる。そのため、最低1台のFatクライアント及びプリンターと、新たに15台のThinクライアントが必要であり、改めて要望するものである。 なお、現在東京局に配備されているFatクライアント台数は、各部門ごとに最低限の必要台数のみであること、Thinクライアントも各部門の必要台数に不足が生じていることから移設できる環境ではない。 【特別加入審査担当者(10名:職員3名、非常勤職員7名)10台、労働保険徴収部長1台、各課室長3台、庶務1台の計15台】	労働基準行政システム端末の増設については、予算の制約があり、措置困難である。	労働基準行政システム端末の増設については、予算の制約があり、措置困難であるが、KOCを使用することにより、適用徴収システム端末からの特別加入システムの操作(Thin Client操作)を可能とする想定としている。当該状況も踏まえ、以下の仕様とする想定としている。 ・受付入力に関しては、「受付年月日」及び「労働保険番号」のみの入力でも可能とする。 ・Fat ClientでのOCR帳票入力による入力項目は、「受付年月日」、「労働保険番号」及び「到達番号」(電子申請の場合)のみとする。(Thin Clientからの画面上での打鍵入力も可能。) ・申請内容情報、決議情報等の各入力については、Thin Clientの画面上での打鍵入力にて行う。(監督署においては、受付入力から申請内容入力まで、労働局においては、受付入力から決議情報入力までを一度に行うことも可能とする。)
61	東京労働局	特別加入	-	(番号5) 番号3の意見のとおり、労働局において入力業務を行う場合、入力作業は、新たに発生する業務となるため、これをカバーする複数名の人員確保のための予算措置をお願いしたい。	労災システム稼働後は、1日700件を超えるデータ入力作業が恒常的に発生することとなるが、現行の人員ではこれに対応しきれず、専任の人員が必要となるため、改めて要望するものである。	ご要望として承る。	いただいたご要望も踏まえ、FAT端末への業務集中及び入力作業負担を軽減する観点から、以下の仕様とする想定としている。なお、KOCを使用することにより、適用徴収システム端末からの特別加入システムの操作(Thin Client操作)を可能とする想定としている。 ・受付入力に関しては、「受付年月日」及び「労働保険番号」のみの入力でも可能とする。 ・Fat ClientでのOCR帳票入力による入力項目は、「受付年月日」、「労働保険番号」及び「到達番号」(電子申請の場合)のみとする。(Thin Clientからの画面上での打鍵入力も可能。) ・申請内容情報、決議情報等の各入力については、Thin Clientの画面上での打鍵入力にて行う。(監督署においては、受付入力から申請内容入力まで、労働局においては、受付入力から決議情報入力までを一度に行うことも可能とする。)

「特別加入、第三者行為災害、義肢等補装具費等に係るシステム化の概要」に対する意見 検討結果

項番	局名	分類	該当箇所	意見内容	意見理由	検討結果	再検討結果
62	東京労働局	特別加入	P5~11	(番号6) 監督署において申請書等入力し、局に進達、局において決議書出力とあるが、現行の給付システムと処理が異なるのか。	現行の給付システムでは、請求書を入力登録すると決議書が出力されるが、今回のシステムでは労働局で何らかの処理をして決議書出力させるのか伺いたい。	監督署にて受付入力し、労働局にて決議書出力する場合は、労働局にて画面からの決議書出力指示を行い、出力させることを想定している。 なお、監督署及び労働局いずれにおいても受付入力を可能とし、受付入力時に決議書の出力可否を選択することも可能とする想定としている。	端末台数の制約及び入力作業負荷軽減の観点から、決議情報の入力についてもThin Clientの画面での打鍵入力仕様とし、システムでの決議処理は以下の処理とする想定としている。なお、KCを使用することにより、適用徴収システム端末からの特別加入システムの操作(Thin Client操作)を可能とする想定としている。 ・労働局にて決議情報を画面上で打鍵入力する。 ・決議書(決議情報入力内容及び決議欄が印書された帳票が出力される。) ・当該帳票にて稟議・決裁を行う。 ・稟議・決裁完了後、「決議済」である旨を画面上で打鍵入力する。 ※稟議・決裁過程で修正が必要となった際は、修正画面にて必要な修正入力を行い、再度、稟議・決裁用帳票をシステムから出力する処理を想定している。
63	東京労働局	特別加入	P12	(番号7) ① 海外派遣用の申請書等の様式に海外派遣報告書の内容を盛り込んで、1枚の申請書等に記入するように様式を改訂していただきたい。 ② 海外派遣報告書については、あくまで申請書・変更届を補完するもののため、報告書の様式を残す場合は、入力は任意(もしくは不要)としていただきたい。	① 現行の報告書の記入項目にあって、申請書等の記入項目にない項目は、 a国内における住所、b事業の種類及び規模、c派遣予定期間、d派遣先における身分、e派遣先における住所の5項目である。 今回の概要に海外派遣の様式が示されていないが、海外派遣報告書は、法令様式ではないことから、申請書等に必要項目を盛り込んで一枚の申請書等で審査を行うように改訂すべきと考える。 ② 申請書・変更届を入力すれば、特別加入者の管理は可能であり、入力が多岐にわたる報告書の入力は、業務の効率性を考えると、各局判断とし、任意(もしくは不要)としていただきたい。(東京局の件数を考えると報告書の入力は大幅な業務量増となり、通常業務を逼迫する) 報告書は、項目入力より、画像による情報管理が適していると思われる。	①「海外派遣に関する報告書」は、「特別加入申請書」に記載されている事項を補充するのみでなく、派遣先事業において従事する具体的な業務等が未確定であるために申請を行うことができないという事態を防ぐ意味も有するため、当該帳票については、引き続き、独立した帳票とすることを想定している。 ②「海外派遣に関する報告書」内の項目については、補充する必要のある項目がある場合に、任意で入力し反映させるものとする。	-
64	東京労働局	特別加入	P14	(番号8) 監督署において、受付を行うこととし、内容審査及びOCR入力は労働局で行うこととする。	現行、受付は監督署、労働局の両方で行っており、監督署で受付を行わないことは、業務の変更であると共に、申請に係る取扱いの変更になる。また、行政サービスの低下にもつながる。	監督署及び労働局いずれにおいても受付入力から通知書の出力を可能とする想定である。	監督署及び労働局いずれにおいても受付入力を可能とし、決議情報の入力、決議書及び通知書の出力については局のみで可能(承認及び通知等は都道府県労働局長が行うため)とする想定としている
65	東京労働局	特別加入	P15、20	(番号9) ① 給付基礎日額変更申請書について、受付日を登録できるとあるが、申請書のイメージを見ると登録できるのか不明。必須記載・入力項目としていただきたい。 ② 年度更新時期の日額変更については、第1種は申告書内訳、第3種は申告内訳名簿での申請となるが、その入力処理はどのように行うのか伺いたい。	①申請時期が3月と年度更新時期に可能となり、どちらも変更年月日は4月1日となる。年度更新時の場合、4月1日～申請日までに災害発生があると前年の給付基礎日額を適用させることとなっている。そのため、給付時の日額の判断に受付日が必要になることから、受付年月日を必須記載・入力項目としていただきたい。 ② 東京局では、毎年約5,000件(平成22年度は、第1種:組合数521組合、2,787名、第2種:232団体、第3種:406事業場。)を超える日額変更が発生する。平成24年度より申請時期が二分されるとはいえ、これを一つ一つ帳票に書き換えて入力することは大幅な業務量の増大となる。番号1でふれたとおり、RSシステムで申告書内訳により入力した変更情報を労災システムに反映させ、一方で労災システムで入力した情報をRSシステムに反映させていただきたい。	①「受付年月日」は、必須入力項目とする想定である。 ②申告書内訳(名簿)による第1種及び第3種特別加入者の給付基礎日額変更情報については、画面からの打鍵入力を可能とする想定である。	①「受付年月日」は、必須入力項目とする想定である。 ②項番30と同様(申告書内訳による日額変更情報については、RSシステムとの連携による反映及び特別加入システム上での打鍵入力を可能とする想定)。
66	東京労働局	特別加入	P15	(番号10) 項番2「加入時検診対象業務を除く業務～」は、加入時検診対象者について加入を認める場合は、承認通知書が出力されるが、加入時検診の結果、対象業務を制限する必要がある場合は、決議時にその旨を打鍵入力する必要があるのか。 項番9「最新の特別加入者の氏名」とあるが、脱退者については、検索時に抽出されないのか。	項番2 加入時検診対象の承認通知について記載がなく、不明であるため。 項番9 脱退者についても、業務に必要なデータであるため、検索時に抽出可能としていただきたい。	加入時検診の結果、限定承認となる場合は、決議書上の該当欄に対応するコードを記入し、OCR入力する事務処理を想定している。 また、脱退済の者についても、検索を可能とする想定である。	加入時検診の結果、限定承認となる場合は、決議情報として当該内容を画面上で打鍵入力する処理を想定している。 また、脱退済の者についても、検索を可能とする想定である。
67	東京労働局	特別加入	P16	(番号11) ① 家内労働者について、毎年申請書の提出を行っているが、システム化により脱退申請書も必要となるのか。家内労働者の申請書等は、一人親方等を準用でよろしいか。 ② 取下げ処理を行う場合、「17 特別加入修正・削除帳票」で行うということよろしいか。	① 現行では、保険年度の期限付き承認とし、毎年承認申請が必要となっており、申請書の提出は必要だが、脱退申請書は求めている。システム化により、どのような管理となるか示していただきたい。 ② 決議前取下げ(審査中に要件に該当せず、事業場に説明して申請を取り下げた場合)、決議後取下げ(第1種 兼務役員であることが判明した場合、第2種 中小事業主で加入していることが判明した場合、第3種 出張に該当することが判明した場合、加入届出前に帰国していたことが判明した場合等)が、頻繁にあるため、どのように処理するのか確認させていただきたい。	①家内労働者に関しては、承認期限があらかじめ決まっているため脱退申請書は必要ない。後段の意見については差し支えない。 ②貴見の通り想定している。	①家内労働者に関しては、承認期限があらかじめ決まっているため脱退申請書は必要ない。後段の意見については差し支えない。 ②決議前の取り下げについては、修正画面にて可能とする想定であるが、決議後の取り下げについては、既に承認等行っている事務処理事跡があることから、システム上は脱退処理を行った上で、備考欄等に「取り下げ」である旨の事跡を残す等の運用とする想定としている。
68	東京労働局	特別加入	P17	(番号12) 項番7は不要ではないか。	項番7と8は同一と思われるため。	システム化に際し、「特別加入・加入脱退不承認通知書(特様式第3号)」と「特別加入不承認通知書(特様式第7号)」を統合し、単独の通知書とすることを、現在、検討している。	システム化に際し、現行の「特別加入・加入脱退不承認通知書(特様式第3号)」及び「特別加入不承認通知書(特様式第7号)」について、加入に係る不承認に関しては「特別加入不承認通知書」として統合し、脱退に係る不承認に関しては「特別加入脱退不承認通知書」として単独様式とする想定としている。
69	東京労働局	特別加入	P18~20、23	(番号13) データ管理項目は全て必須の入力項目なのか、あるいは任意項目が含まれるのか示していただきたい。 データ管理項目のうち、帳票にない項目(①記載事項にはなっていないが、入力枠がない項目、②記載事項にはなっていない項目)については、どのように対応するのか。 ① 例えば、23頁第1種加入者登録の「20加入者の漢字」、「27業務の具体的な内容」については、必須項目ではなく、入力は打鍵で行うことか。 ② 例えば、23頁第1種加入者登録の「23生年月日」「24受付日」は、どのように入力するのか。	現行、管理しているデータ項目以外について、新たに入力しなければいけないことになるとの判断がしにくい。 示された管理項目と帳票イメージを見比べると、必ずしもすべて入力枠が設けられていないが、入力枠が無い項目は打鍵入力となるのか、イメージ読み取りで登録するのか不明である。必須の管理項目を明示していただきたい。帳票イメージと管理項目について再度意見集約を図っていただきたい。 また、適用徴収システムとの連携が記載されていないが、事業場登録情報は適用徴収システムから反映させるということよろしいか。 現行、必須項目として管理している項目については、必須でない項目より優先して、入力枠を設けるかイメージ読み取りで登録できるようにしていただきたい。必須項目としているのは、次のとおり。 第1種:労働保険番号、漢字氏名、加入日、日額、日額変更日、変更後日額、脱退日、事業主との関係(事業主にノ) 第2種:労働保険番号、漢字氏名、加入日、日額、日額変更日、変更後日額、脱退日、事業主との関係(本人) 第3種:労働保険番号、漢字氏名、加入日、日額、日額変更日、変更後日額、脱退日、国名	管理項目及び帳票レイアウトの詳細については、現在、検討中であるが、全ての項目が必須入力項目となるわけではない。 ①については、打鍵入力項目とする想定である。 ②については、「生年月日」及び「受付日」はOCR読み取り項目とする想定である。	入力業務に係る作業負担を考慮し、システム入力項目に係る必須項目はキー項目を主とし、極力少なくする方針としている。 ①については、「加入者漢字」は打鍵かつ必須入力項目とする想定である。「業務の具体的な内容」は打鍵かつ任意入力項目とする想定である。 ②については、「生年月日」は打鍵かつ必須入力項目とする想定である。「受付日」はOCR読み取りかつ必須入力項目可とする想定である。
70	東京労働局	特別加入	P18~20	(番号14) 現行、管理していない整理番号、氏名のカタカナ表記について、帳票イメージに記入することになっているが、今後、特別加入者の管理を整理番号でも管理することになるのか。 ② 整理番号での管理は不可能と思われる。	従来、整理番号、氏名のカタカナでの管理を行っていない。 新規申請以外の届出に整理番号を記入することはできず、事務組合、親方団体、海外派遣事業主の使用する整理番号とRSシステムの整理番号、年度更新時の整理番号がそれぞれ異なる。 また、新規申請についても、事務組合、親方団体が適切に管理することは困難と思われる。 整理番号での管理を行うこととなった場合、帳票イメージに4桁しかないが、東京局の海外派遣の現加入者で、19000人を超えている団体がある。延べ人数となると、5桁でも不足することが想定される。	システム化後、加入申請があった者については、システムにて整理番号を自動発番し、帳票上の「整理番号」欄は職員記入欄とする想定である。また、RSシステムとの連携に係る整理番号の取扱いについては、現在、関係部署と調整中である。 なお、関係部署に、第1種については、4桁管理とし、第2種及び第3種については、管理可能桁数を増やすことを想定している。	システム化後、加入申請があった者については、システムにて整理番号を自動発番し、帳票上の「整理番号」欄は職員記入欄とする想定である。また、特別加入システム稼働後は、RSシステムとのデータ連携を行うこととなるが、連携データについても、特別加入システムで発番した整理番号が引き継がれることとなる。 なお、第1種、第2種及び第3種いずれについても、6桁までの管理を可能とする想定としている。
71	東京労働局	特別加入	P19、23	(番号15) 「新たに特別加入者になった日」は、帳票上の「希望日」、「特別加入者でなくなった日」は、帳票上の「異動年月日」に対応することよいか。 変更届の脱退者について、異動年月日欄を入力項目とし、その日付を特別加入者でなくなった日として登録されるようにしていただきたい。	いずれの日も、帳票上の「希望日」であるとする、通りの脱退(自然消滅等)に対応できず、現実的でない。 現状、変更届による脱退者の届出は、その多くが退職や退任、死亡等の事実があった後、遡った日付を異動年月日に記載し、その日付について、書類を受付けた翌日の変更決定を希望する日で承認するの考えで処理を行っている。今回の帳票イメージでは、脱退者の異動年月日が入力項目となっており、そうなることと脱退は認められず、変更決定を希望する日が特別加入者でなくなった日となるのか。そうであるなら、退職、退任等での特別加入者の身分の自動消滅に対する届出が不可能となり、通達の考え方と異なる取り扱いとなる。また、脱退者について、異動年月日を必須記載・入力項目にしなければ、保険料の徴収管理が行えないこととなる。	管理項目の詳細については、現在、検討中である。	効力日を意味する項目として「適用開始年月日」及び「適用終了年月日」を設ける想定としている。 変更届による追加加入者及び個別脱退者について、帳票に記載された「変更決定を希望する日」及び「異動年月日」の日付が「適用開始年月日」又は「適用終了年月日」にそのまま登録されるわけではなく、決議入力画面にて当該日付を職員にて登録することが可能な仕様とする想定である。

「特別加入、第三者行為災害、義肢等補装具費等に係るシステム化の概要」に対する意見 検討結果

項番	局名	分類	該当箇所	意見内容	意見理由	検討結果	再検討結果
72	東京労働局	特別加入	P18~20	(番号16) 加入・脱退者が複数名記入できるようになっているが、決議書は、個人ごとに出力されるのか。申請書ごとに出力されるのか。 複数人の加入申請が1枚の申請書で行われた場合、以下のようケースが発生する。それぞれどのように対処すればよいのか。 ① 申請書に加入時健康診断対象者とそうでない者が混在している場合： 加入時健康診断対象者が、加入申請後に受診するケースが多くあるが、この場合、受診するまで承認決議を行うことができず、入力してから決議までに相当期間要することとなる。その間、それ以外の者について、決議処理を行うこととなるのか。 ② 海外派遣において申請書に派遣期間の異なる者が混在している場合： 希望日を「新たに特別加入者になった日」とすると、派遣期間に合致せず、不都合が生じる。	複数人の加入申請があった場合の処理方法が不明なため、お伺いする。複数人のうち1人を不承認とするときは、どのように処理するのかなど。 システム管理を行うには個人毎の帳票に改めるべきではないかと考える。	いただいた意見を踏まえ、決議書の出力単位について検討を行う。	決議書については申請書単位で出力する想定としている。 ①の場合については、申請書に記載された者の全員について承認/不承認のシステム入力完了した後、決議書及び通知書の出力が可能となる想定としている。 ②については、海外派遣者に係る派遣期間の流動性を考慮し、申請書への派遣期間の記載及び派遣期間の変更に係る届を不要とする想定としている。
73	東京労働局	特別加入	P23	(番号17) 第3種事業場登録の「80事業の種類」は不要ではないか。 第3種について、技術協力者、労働者、代表者の入力項目を設ける必要がある。	事業の種類を管理する必要がないため。 補405の統計資料に技術協力者、労働者、代表者等の区分があるため。	管理項目の詳細については、現在、検討中であるが、第3種に「80:事業の種類(適用業種番号)」は、労災システムにおける「労働保険加入台帳」から導出可能であることから、管理項目とする想定である。 また、技術協力者、労働者、代表者等の別については、「92:派遣先身分」項目にてコードでの入力を可能とする想定である。	第3種に「80:事業の種類(適用業種番号)」は、労災システムにおける「労働保険加入台帳」から導出可能であることから、管理項目とする想定である。 また、技術協力者、労働者、代表者等の別については、「92:派遣先身分」項目にてコードでの入力を可能とする想定である。
74	東京労働局	特別加入	P57	(番号18) 特別加入については、利用中のシステムから抽出した既存データを労災保険業務課で登録いただけることであるが、その対象としては、現在保有している、脱退者を含めた全データであると考えてよろしいか。 また、23ページの管理項目のうち、必須となる項目について、既存データで保有していない場合、その項目はどのように取り扱われるのか。	脱退者の加入歴についても、遅発性疾患の給付等の際、必要なデータであるため。 既存データで保有していない項目が管理項目になっているため、お伺いする。	過去データの登録については、対象データの範囲、実施時期等を含め検討中であるが、方針が決定次第、速やかに情報提供を行う。	特別加入システムへの移行対象情報は加入中の事業場(団体)及び者に係る情報であることからデータ移行前に脱退済である事業場(団体)及び者に係る情報については、現在各局で管理しているデータ等に参照いただくこととなる。なお、必要に応じて、脱退済の情報についてもシステム入力により登記可能とする仕様を想定している。 また、特別加入システムのデータベース上は必須項目であるが既存データ上で管理されていない項目については、移行時に初期値を登記する想定としている。
75	東京労働局	特別加入	P18~20	(番号19) OCR帳票は、現行と同様に複写式であると考えてよろしいか。	申請書等については、事業主、労働局、監督署でそれぞれ保管する必要があるため。	項番1と同様	-
76	新潟労働局	特別加入	-	新規成立と同時に特別加入する場合には、局徴収課での適用成立処理後でなければ、受付署において、保険加入状況の審査ができず、特別加入申請書の入力処理もできないこととなる。 この間、署では局の処理を確認できるまで、保留しておくことになるのか。 そうであるならば、長期間署において保留しておくことになり、特別加入申請書の入力を失念してしまうリスクが高まるので、最初に署に提出された時点で、受付入力できるシステムにしてほしい。	局においては、年度更新期間中は繁忙期であり、通常の新規成立処理には時間を要することとなる。 この間、長期間にわたり署において保留となれば、入力失念や書類の紛失のリスクをかかえることとなり好ましくはないため。	項番37と同様	-
77	新潟労働局	特別加入	-	第三種特別加入の場合、派遣期間が終了しているにもかかわらず、更新の変更手続きがされないケースが少なくはない。 更新手続き促進のため、派遣期間が終了する前に、派遣期間変更等を促す注意喚起のメッセージ帳票を排出する等してほしい。	海外派遣事業場に対し、期間更新手続きの指導を促進するため。	項番15と同様	海外派遣者に係る派遣期間の流動性を考慮し、申請書への派遣期間の記載及び派遣期間の変更に係る届を不要とする想定としている。
78	新潟労働局	特別加入	-	労働保険適用徴収システムのサブシステムとなる労働局適用徴収業務支援システム(RSシステム)が、平成24年度から地方局に導入予定であるが、今回の「特別加入システム」とデータのリンク(統合)はされるのか。されないとすれば、二つのシステムのデータのリンクを行っていただきたい。 二つのシステムのデータがリンク(統合)されることにより、RSシステムにおいて年度毎の特別加入保険料が集計・検索できる機能の付与が可能となるものでありこの付与付付もお願いしたい。 *適用徴収業務支援システム(RSシステム):徴収システムのサブシステムであり、事務組合に係る申告内訳のデータ管理、特別加入者のデータ管理、年度更新処理の他滞納事業場の管理等を目的としている。	上記のとおりシステム機能の充実化が図れる。 加えて、特別加入システムは署でOCR入力、RSシステムは局での打鍵入力業務となり一部重複作業となることから、局での入力業務の省力化に資することとなるため。	項番18と同様	-
79	富山労働局	特別加入	P6	労災則第46条の19第1項各号に掲げる事項に変更が生じた場合で、届出が告示様式以外の書面で提出された場合はどのように処理するのか記載してほしい。	平成23年3月25日付け基発0325第6号「特別加入者の承認及び変更に係る手続き等の見直しについて」により告示様式以外の書面での提出も認められようになったため。	OCR帳票(告示様式)以外の書面による届を受付した場合は、Fat Clientからの打鍵入力モードから該当画面を選択し、打鍵入力を行う、又は、OCR帳票に内容を転記の上、OCR入力する事務処理を想定している。	入力作業負担軽減の観点から、Thin Clientからの画面上での打鍵入力を可能とする想定としている。
80	富山労働局	特別加入	P14	第一種及び第三種特別加入者の給付基礎日額の変更は、年度更新期間中に提出される保険料申告内訳(第1種・組様式第6号甲、3種・海特様式第2号)によっても行うことができますが、この場合の処理方法について記載してほしい。	給付基礎日額の変更は申告内訳でも行うことができるため。	項番30と同様	-
81	富山労働局	特別加入	P17	当局においては、エクセルで構築した独自システムにより特別加入者の管理をしていますが、このうち、第二種特別加入においては、別添の申告内訳名簿を作成し年度更新業務で使用しています。 このように、地方局の独自システムで作成していた様式を出力できる機能を設けていただきたい。	特別加入団体に広く浸透しており、算定漏れ、申告漏れに効果があるため。	左記機能の実装は想定していない。 なお、印書等が必要なものについては、検索結果画面からのPDF等での印書及びCSV出力が可能となるよう検討する。	左記機能の実装は想定していない。 なお、設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、検索結果画面の印書機能等の実装は困難であるため、EXCEL等への画面キャプチャの貼り付け等にて対応いただくこととなる。
82	富山労働局	特別加入	P5	特別加入者である中小事業主が委託変更を行う場合、特別加入から脱退する場合を除き、特別加入者の地位は継続するものとして取り扱われるが、この場合どのように処理するか記載していただきたい。	平成16年12月1日基発第1201002号「特別加入者である中小事業主が委託する労働保険事務組合を変更する場合等の取扱いについて」により、上記の場合、新たに特別加入申請の提出を要しないため。	項番21と同様	-
83	福井労働局	特別加入	P18	現行の申請書等は4部複写となっているが、帳票1枚のみとなるのか教示願いたい。 併せて承認通知書のイメージもどきのようになるのか教えて欲しい。	承認年月日や給付基礎日額については、相手方に通知できるとして業務の内容や労働時間についてどのように通知するのか知りたいため。	OCR化する各申請書等の提出の際は、1部のみでの提出となる。控えについては、提出された申請書等を、必要に応じ、適宜、コピーすることでの対応とする想定である。 システム化後の通知書については、以下の通知書を自動出力させる想定としている。 ・特別加入承認通知書兼特別加入者の給付基礎日額決定通知書(加入申請書及び変更届(特定健診を要する追加加入)に対応。) ・特別加入承認通知書(変更届(特定健診を要する事項変更)に対応) ・特別加入脱退承認通知書(脱退申請書に対応) ・特別加入者の給付基礎日額決定通知書(日額変更申請書及び変更届(特定健診を要さない追加加入)に対応) ・特別加入不承認通知書(加入申請書及び変更届(特定健診を要する事項変更及び追加加入)に対応) ・特別加入脱退不承認通知書(脱退申請書に対応) ・特別加入承認取消通知書(画面での職権取消入力に対応)	OCR化する各申請書等の提出の際は、1部のみでの提出となる。控えについては、提出された申請書等を、必要に応じ、適宜、コピーすることでの対応とする想定である。 システム化後の通知書については、以下の通知書を自動出力させる想定としている。 ・特別加入承認通知書兼特別加入者の給付基礎日額決定通知書(加入申請書及び変更届(特定健診を要する追加加入)に対応。) ・特別加入承認通知書(変更届(特定健診を要する事項変更)に対応) ・特別加入脱退承認通知書(脱退申請書に対応) ・特別加入者の給付基礎日額決定通知書(日額変更申請書及び変更届(特定健診を要さない追加加入)に対応) ・特別加入不承認通知書(加入申請書及び変更届(特定健診を要する事項変更及び追加加入)に対応) ・特別加入脱退不承認通知書(脱退申請書に対応) ・特別加入承認取消通知書(画面での職権取消入力に対応)
84	福井労働局	特別加入	P18~20	整理番号の意味を教えてください。	当局管内の一人親方の団体の中には、約1,500名が特別加入しているところがあるが、その様な団体とのすり合わせ方法が知りたいため。 (整理番号はどこで振り出すのかも併せて知りたいため。)	特別加入者を特定するための番号と考えている。また、システム化後、加入申請があった者については、システムにて整理番号を自動発番とする想定である。	-

「特別加入、第三者行為災害、義肢等補装具費等に係るシステム化の概要」に対する意見 検討結果

項番	局名	分類	該当箇所	意見内容	意見理由	検討結果	再検討結果
85	福井労働局	特別加入	P18、23	P23のデータベース管理項目一覧には特別加入者の生年月日の管理が可能であるような記載があるが、OCR帳票イメージでは生年月日の記入欄がないため、どのような処理をするのか教示願いたい。	現行の特別加入申請書・変更届等の中でも生年月日を記入する欄は、海外派遣に関する報告書のみで設けられており、特別加入者の管理上、同姓同名等も考えられることから、生年月日についても登録管理できるように願いたい。(告示様式の変更も含めて)	「生年月日」については、OCR読み取り項目として、帳票上に記入欄を設ける想定である。	「生年月日」については、打鍵入力項目として、帳票上に記入欄を設ける想定である。
86	福井労働局	特別加入	P57	あらかじめ地方局から帳票又は紙台帳の写し(紙管理の場合)若しくは利用中のシステムから抽出した既存データ(システム管理の場合)を提供していただきたい…とあるが、資料が膨大になることから余裕をもって、かつ、スケジュール等の情報を早めに提供願いたい。	当局においては、特別加入者台帳管理システムという独自システムを運用しているがシステムで管理できない業務の具体的内容等は紙台帳で管理している。既存データ(システム管理の場合)と移行後の本省システムとの互換性(円滑に稼働するか)において不透明である。	項番74と同様	各労働局で管理している特別加入情報に係るデータ移行方法等については、平成24年7月6日付事務連絡「特別加入に係るデータの移行等について」等を参照されたい。
87	福井労働局	特別加入	P61、66	特別加入者の加入時健康診断実施状況について、診断料の支払い事務についてはシステム化されていないが、どのように処理することとなるのか教示願いたい。	帳票イメージ中の特定業務の項で管理するのか？当局においては、加入時健康診断の診断書の原本をもとに加入者別、健康診断別に手作業で管理し、年報を作成しているため。	加入時健康診断に係る診断料の支払事務については、現行と同様とすることを想定している。	-
88	福井労働局	特別加入	P66	訓練従事者については、所属団体から提出される特別加入者名簿にて管理しており、システム管理がされておらず現状手作業により集計しており、システム移行後の管理方法がどのようになるのか疑義があるため。	当局の特別加入者台帳管理システムは、局において入力することで各署の端末から検索すれば加入日、脱退日、給付基礎日額という基本情報は確認可能となっているが、「訓練従事者」はシステム化されておらず団体から局へ提出される名簿のみで管理されているため。	項番74と同様	訓練従事者については、第2種に係る情報入力時に「特定業種区分」項目に該当のコードを入力することで管理可能となる想定である。
89	山梨労働局	特別加入	-	労働局適用徴収業務支援システムの稼働が迫っておりますが、RSシステム上で特別加入者の情報(新規・脱退・変更)の情報を入力できるとされています。それらと「特別加入、第三者行為災害、義肢等補装具費等に係るシステム」とのリンクはどのようにされるのですか。	なし	項番18と同様	-
90	岐阜労働局	特別加入	P57	既に脱退済みのデータについても登録していただきたい。	特別加入者が、脱退後に保険給付の請求事案が生ずる(避発性疾病等)のような場合、特別加入者としての加入履歴を残す必要があるため。	項番74と同様	特別加入システムへの移行対象情報は加入中の事業場(団体)及び者に係る情報であることから、データ移行前に脱退済である事業場(団体)及び者に係る情報については、現在各局で管理しているデータ等にて参照いただくこととなる。なお、必要に応じて、脱退済の情報についてもシステム入力により登記可能とする仕様を想定している。
91	岐阜労働局	特別加入	P5~11	特別加入申請書を署で入力することになっているが、特別加入時健康診断の指示書等が自動で作成されないのであれば、成立届等の適用徴収関係書類と同様に局でOCR入力することとしてほしい。	成立届等の適用徴収関係書類と同様に、局で入力する方が一括的に処理できるため。	項番14と同様	-
92	岐阜労働局	特別加入	P18,19	事業場の所定労働時間の記載欄を設定してほしい。	第一種特別加入者の所定労働時間について、現行帳票では「業務の具体的内容」欄に記載することとなっているが、記載漏れが多いため必須項目として別途記載欄を設ける必要がある。	項番17と同様	-
93	静岡労働局	特別加入	P23	就労時間や休憩時間も必要ではないか	業務上外の決定にあたって必要となるのではないかと	「労働者の所定労働時間」は、個別の管理項目とする想定である。また、休憩時間等の入力については、必要に応じて「備考」欄等への打鍵入力を可能とする想定である。	-
94	静岡労働局	特別加入	-	健康診断結果(診断書)についてスキャナ等で読み込めるようにできないか	署において確認しやすいように、特別加入健康診断についても労働保険番号と氏名で閲覧できるように	今回の開発では措置できない。稼働後の改修については、その必要性、費用対効果、時期等を含め検討することとしたい。	-
95	静岡労働局	特別加入	-	帳票イメージが無いため不明だが、海外での住所、会社住所の登録についてスキャナ等で読み込めるようにできないか	中国など住所が読めない、漢字が難しいなど困難な場合が予想される	項番94と同様	-
96	静岡労働局	特別加入	P23	中小事業の代表者は、当該事業における労働者数及び所定労働時間も付記することが必要ではないか	業務上外についての判断のため	いただいた意見を踏まえ、第1種事業場情報に関し、労働者数についても、労災システムにおける「労働保険加入台帳」から導出させることを想定している。	労働者数については、適用徴収システム又は労災システム本体にて検索する運用を想定している。なお、第1種に関し、「業務の具体的内容」と「労働者の所定労働時間」は、記入欄を分離し、別個の管理項目とする想定である。
97	静岡労働局	特別加入	P18	申請時に包括加入であるか確認する項目が必要ではないか	基本的に包括で加入であるが、作業に従事しない等の理由で包括していない場合がある。	いただいた意見を踏まえ、検討を行う。	システム上で当該管理項目を設ける想定はしていないが、現行どおり承認審査時に確認する運用を想定している。
98	愛知労働局	特別加入	P18~20	労災請求書に準じて、様式の中に所定の受付印箇所を設けたらどうか。	機械入力帳票でもあり、押印する人によって押印箇所がバラバラになるのは好ましくないため。	項番36と同様	-
99	愛知労働局	特別加入	P13	申請書、変更届・脱退申請書は、監督署で入力する項目がありますが、消滅届はなぜ局入力のみなのでしょうか。	申請書の入力を監督署で一部行っている以上、消滅届について、消滅日、監督署の受付日くらいの入力は必要と考えるため。	「海外派遣元事業に係る消滅届」については、決議書の出力を要せず、1回のシステム入力処理でシステム登録が完了となる想定であり、かつ、所轄の監督署長を経由して労働局長に提出される書類である。したがって、最終的な登録(システム入力)は局にて行う必要がある。なお、システム上は、監督署及び労働局いずれでも入力を行うことを可能とする想定である。	平成25年4月1日付け基発0401第53号「労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について」において、平成25年度以降、「海外へ派遣された者の特別加入に係る事業の保険関係消滅届」の提出義務は廃止済である。
100	愛知労働局	特別加入	P14	フローによると労働基準監督署をスルーし労働局にて受付入力としてあるが、署受付入力のあやまりではないか？	なし	項番64と同様	-
101	愛知労働局	特別加入	-	入力項目に事業場名称、郵便番号があるが労働保険番号を入力するのであれば適用台帳より持ってくるように入力項目を省略してほしい。	署における労災業務関連の入力は年々増加しており、現在の職員及び相談員では対処できないことと、入力機械であるFatクライアントの台数も限られているため、入力業務は極力省力化を図りたいため。	項番13と同様	-
102	愛知労働局	特別加入	P23	Fat Client及びThin Client検索のみにしてほしい。	署において、大量のデータベースを扱うことになり、業務が煩雑になることは明らかである。年度更新の時期は多忙であり、人員も配置されていない。起動の遅さ、台数の不足もあるが、作業する人員もいないため、労働局にて入力をお願いしたいと思います。	項番14と同様	-
103	愛知労働局	特別加入	P14	労働基準監督署における処理があると思われるので示して下さい。	労働局欄の「受付」部分について「署職員が受付日付印を押印」と説明されているほか、加入申請、変更届、脱退申請など一連の処理において監督署における処理が示されており、給付基礎日額変更申請においても、これらに準ずると考えられるためです。	項番64と同様	-
104	愛知労働局	特別加入	P6、10	両ページのフローを見ると、提出された変更届に対する届出人への通知書の出力が無く通知できない。申請書に対すると同じ様に通知書が出力される様、システム化願いたい。	同上変更届が提出された場合、従来愛知局では事務組合(控)に「承認」「変更決定済」のゴム印を押印し、事務組合等に交付し連絡していたが、通知連絡のすべがなくなる様だと支障を来すため。	通知書の作成が不要である内容の変更届を受け付けた場合においても、控えとしてコピーした変更届を送付等することとなる。	システム化後の通知書については、以下の通知書を自動出力させる想定としている。 ・特別加入承認通知書兼特別加入者の給付基礎日額決定通知書(加入申請書及び変更届(特定健康診断を要する追加加入)に対応。) ・特別加入承認通知書(変更届(特定健康診断を要する事項変更)に対応) ・特別加入脱退承認通知書(脱退申請書に対応) ・特別加入者の給付基礎日額決定通知書(日額変更申請書及び変更届(特定健康診断を要さない追加加入)に対応。) ・特別加入承認通知書(加入申請書及び変更届(特定健康診断を要する事項変更及び追加加入)に対応。) ・特別加入脱退承認通知書(脱退申請書に対応) ・特別加入承認取消通知書(画面での職権取消入力に対応)

「特別加入、第三者行為災害、義肢等補装具費等に係るシステム化の概要」に対する意見 検討結果

項番	局名	分類	該当箇所	意見内容	意見理由	検討結果	再検討結果
105	三重労働局	特別加入	P5~13	署において、「りん議・決議」及び「入力」(申請書・変更届のOCR入力)を行うようにされているが、これを省略し、労働局で行うことはできないか。	従来、署においては、「りん議・決議」及び「入力」(申請書・変更届のOCR入力)は行っておらず、業務増となる。 また、第三種特別加入は署の職員の理解不足が否めず、特に事務組合委託事業場が海外派遣する時に委託事務組合が末尾8を所持していない場合、末尾付と願を労働局に申請し、その後でない事務組合経由での海外派遣ができないなど、理解している者が少数であると推測され、署での「りん議・決議」及び「入力」は誤りを頻発させるのではないかと懸念される。	項番14と同様	-
106	三重労働局	特別加入	P19	OCR帳票に「労働保険事務組合」の名称を記載する欄(押印は不要)を設けてほしい。 また、海外派遣者に係る特別加入申請書、特別加入に関する変更届等のOCR帳票についても、労働保険事務組合に事務委託する場合もあるため、労働保険事務組合の名称を記載する欄を設けてほしい。	労働保険事務組合に控えを返すに当たり、誤送付の防止につながるため。	項番29と同様	事務組合名の表記追加に係る要望の多い様式第34号の8について、裏面に事務組合名を記載する欄を設けることとしている。
107	滋賀労働局	特別加入	P3	業務・システムの最適化計画に基づき、特別加入のシステム化により、業務(事務処理)は具体的に何が最適化され、簡素化された事務処理、増加した事務処理を示していただき、業務量の分析結果も示していただきたい。	特別加入のシステム化においては労災行政情報管理システム及び適用徴収システムとの連携が見られないことから事務効率化及び事務簡素化がみられないため。 監督署の業務量が大きくなると非常勤職員の予算要求等を考慮する必要があるため。 明らかに監督署でのOCR入力処理業務が増加となりますが、監督署での業務簡素化となる事務処理がみられないため。 局においても承認・不承認通知書がシステムから出力されるだけ(現在は入力項目も少なく事務処理量が多いわけではない)で何ら事務処理が簡素化されている内容がみられないため。 費用対効果がみられないため。	項番61と同様	いただいたご要望も踏まえ、FAT端末への業務集中及び入力作業負担を軽減する観点から、以下の仕様とする想定としている。なお、KOCを使用することにより、適用徴収システム端末からの特別加入システムの操作(Thin Client操作)を可能とする想定としている。 ・受付入力に関しては、「受付年月日」及び「労働保険番号」のみの入力でも可能とする。 ・Fat ClientでのOCR帳票入力による入力項目は、「受付年月日」、「労働保険番号」及び「到達番号」(電子申請の場合)のみとする。(Thin Clientからの画面上での打鍵入力も可能) ・申請内容情報、決議情報等の各入力については、Thin Clientの画面上での打鍵入力にて行う。(監督署においては、受付入力から申請内容入力まで、労働局においては、受付入力から決議情報入力までを一度に行うことも可能とする。) また、決議情報の入力についてもThin Clientの画面上での打鍵入力仕様とすることから、システムでの決議処理は以下の処理とする想定としている。 ・労働局にて決議情報を画面上で打鍵入力する。 ・決議書(決議情報入力内容及び決裁欄が印書された帳票)が出力される。 ・当該帳票にて稟議・決裁を行う。 ・稟議・決裁完了後、「決議済」である旨を画面上で打鍵入力する。 ※稟議・決裁過程で修正が必要となった際は、修正画面にて必要な修正入力を行い、再度、稟議・決裁用帳票をシステムから出力する処理を想定としている。
108	滋賀労働局	特別加入	P3	TAT(ターンアラウンドタイム)を3秒以内としてシステム設計していただきたい。	システムの待ち時間は無駄な時間(人件費の無駄)であるため。遅いシステムは無駄なため。	ターンアラウンドタイムについては、2.5秒以内を目安として、開発を行っている。	-
109	滋賀労働局	特別加入	P3	平成25年3月を目処にシステム化し、システム寿命は何年で設計するのでしょうか。	システム設計上必要な行為であるため。 システム見直し日を考慮しシステム設計しないと、今までのシステムと同様にレガシーシステムとなり、事務処理が煩雑となりシステム更改が遅れるため。	特別加入システムを含めた労働基準行政システム全体の見直し方針については、「監督・安全衛生等業務の業務・システム最適化計画」及び「労働保険給付業務の業務・システム最適化計画」に記載されることであるが、本システムは平成23年5月9日に稼働して間もないため、現時点で見直し日の設定は行っていない。	-
110	滋賀労働局	特別加入	P4、15	給付業務のシステム化とは、例えば、労災請求書をOCR入力した時に特別加入者と判断できる者についてはメッセージ(承認日、傷病年月日時点の給付基礎日額、業務の内容(所定労働時間)、特定業務の有無、検診の有無、証明書の有無、加入済労働保険番号等)をメッセージ出力する、遡及脱退をした場合は脱退日後現在までに当該者の労災事故がないかを確認する等の機能が考えられますが、労災行政情報管理システムとの連携はどのような内容があるのでしょうか。	承認業務による記載のみで、給付業務のシステム化について記載がないため。 労災行政情報管理システムとの連携すらないと特別加入をシステム化したメリットが何もないため。	労災システムの給付業務との連携(給付請求書入力時に特別加入システムを自動参照し、加入有無のチェックを行う等)可否等については、現在検討中である。	設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、左記機能の実装は困難である。
111	滋賀労働局	特別加入	P4、15	特別加入に係る申請書等をOCR帳票化し、申請書の受け付け入力、決議書の出力、決議書の入力、通知書の出力等を可能とするほか、特別加入事業場情報及び特別加入者情報の検索を可能とするのは当然と思われませんが、事務処理が煩雑となっている第1・2・3種特別加入確定・概算保険料とのチェック(承認済申請書・変更届と申告書内訳とのチェック、特例計算対象者内訳とのチェック、海特様式第1・2・3号及び第2種特別加入保険料計算内訳書のチェック)をシステムで行う又はチェックリストを印刷する等の機能はあるのでしょうか。	適用徴収システムとの連携がなければ、何ら事務処理の簡素化にならないため。 特別加入申請承認済内容と申告書内訳等のチェック及びアンマッチ解消に時間を要しているため。 特別加入システム化による費用対効果はみられないため。	項番15と同様	-
112	滋賀労働局	特別加入	P4、15、17	未処理事業リスト、業務支援リスト等のリストを作成していただきたい。	適用徴収システム、労災行政情報管理システムと連携しないのであれば、アンマッチリスト(事務組合名称・所在地、一人親方等団体名称・所在地等、保険関係消滅・委託解除、保険関係成立、保険関係変更・訂正、労働保険番号キー変更・訂正、脱退理由・廃止理由等、給付基礎日額)及び業務支援リスト(保険関係消滅等に係る自動消滅事業リスト、労災請求事業リスト、委託換可能性リスト等)を定期的に出力する必要があるため。 業務支援リスト(重複申請・加入事業リスト、事前・事後申請別給付基礎日額変更者リスト、事後申請による給付基礎日額変更申請取消事業リスト、第1・2・3種特別加入確定・概算保険料計算リスト、申告書内訳リスト、特例計算対象者内訳リスト、海特様式第1・2・3号リスト、第2種特別加入保険料計算内訳リスト、労働保険番号別特別加入者リスト、基幹番号別特別加入者リスト等)を出力し業務を支援する必要があるため。 未処理事業リスト(別紙未入力、決議書未出力、決議書未入力、申請書別紙未入力、検診未指示、未検診、検診費用未請求、報告書(海外)未提出、局未進達、不備返戻未回答、保険関係未成立、保険関係未消滅等)を出力し、事務処理の保留状況を早期に解消する必要があるため。	今般の開発においては、現在、左記機能の実装は想定していない。	受付入力済であるが未決議状態等のデータ把握を可能とする未処理事業リストを出力させる仕様を想定している。
113	滋賀労働局	特別加入	P5、6、8	「申請書」により加入時検診が必要な場合の事務処理フローを記載していただきたい。	記載がないため。	加入時健診に係る処理についてはシステム化対象外であるが、補405の集計が可能となるよう、加入申請者に係る各特定業務ごとの加入時健診の有無をシステム管理することを検討している。	加入時健診に係る処理についてはシステム化対象外であるが、加入申請者等に係る各特定業務ごとの加入時健診の有無及び限定承認の有無についてシステム管理可能とする想定としている。
114	滋賀労働局	特別加入	P5、6、8	「(特診様式第7号)特別加入時健康診断申出書」が最初に提出された場合の事務処理フロー図を示していただきたい。	記載がないため。	現行どおり、收受の実績を文書に残した上で、対応する申請書等の提出があり次第、審査を行うこととなる。	-
115	滋賀労働局	特別加入	P5、6、8	「(特診様式第5号)特別加入時健康診断指示書」、「(特診様式第6号)特別加入時健康診断実施依頼書」の必要事項(受診者の氏名、事務組合・団体住所等、監督署名等)についてシステムで印字し、加入時検診業務についてもシステム管理していただきたい。	システム化されていないため。 事務簡素化のため。 受付台帳のシステム化のため。 システム化することにより「補405」E 加入時健康診断実施状況がシステム集計できるため。	項番113と同様	-
116	滋賀労働局	特別加入	P5~14	システム化においても申請書・変更届は監督署経由で局へ提出するのでしょうか。 義肢等補装具費用等申請と同様に署を経由せず局のみを提出先としていただきたい。	システム化において事務処理を見直さない何ら事務処理が効率化・簡素化されないため。 事務集中化による事務効率化のため(急ぐ場合は電子申請、速達郵便、とりあえずFAX申請とする)。 事務処理フローが煩雑なため。 書類の移動に伴う事務が煩雑となり、書類の状態を管理する事務処理が簡素化できず、事務処理は簡素化されないため。 監督署では特別加入に係る申請書・変更届及び添付書類を入力する時間はなく、入力する者もいないため(1監督署は1か月(様式第34号の12)変更届)及び「(特様式第5号)報告書」が350枚(H22.9~12月のAVE)あるため)。	システム化後においても申請書・変更届は監督署経由で局へ提出することとなる。	-
117	滋賀労働局	特別加入	P5	監督署の内容審査に保険加入状況がありますが、所掌3については安定所に成立届が提出されるので、保険加入状況は局でのOCR入力又は決議書出力時の適用徴収システムとの突合チェックにより行っていただき、監督署では不要としていただきたい。	所掌3の成立届入力までには時間を要し、監督署で確認すると承認までの事務処理が相当遅れるため。 事務処理が簡素化されず、かつ、効率化されないため。	項番41と同様	-

「特別加入、第三者行為災害、義肢等補装具費等に係るシステム化の概要」に対する意見 検討結果

項番	局名	分類	該当箇所	意見内容	意見理由	検討結果	再検討結果
118	滋賀労働局	特別加入	P5～14	監督署での「りん議・決議」とは、どの項目のどのような内容について誰がりん議・決議するのでしょうか。	監督署長は決定権がないため。署では記載すべき項目の確認、項目チェック、帳票内での関連チェック程度を担当者が確認し、局へ進達すればよいと思われるため。	監督署での受付入力前の決裁の実施可否及び方法については、各署の実情に応じ対応することで差し支えない。	—
119	滋賀労働局	特別加入	P5～14	申請書、変更届を局で受け付けた場合においても機械事務処理ができるようにしていただきたい。	申請書等の提出において、監督署より局に近い事務組合等は局へ持参される場合があり行政サービスとして断る理由がないため受け付けていますが、システム化により機械事務処理をするため監督署に送付しては事務処理が遅れるため。書類紛失の可能性を少なくするため。	項番14と同様	—
120	滋賀労働局	特別加入	P5～14	署での入力とはどの項目を入力するのでしょうか。打鍵入力する項目は何でしょうか。申請書等の等は何でしょうか。	全ての項目を署で入力すると署での業務量が大きく増大するため。申請書以外の書類まで署で入力すると署での業務量が大きく増大するため。打鍵入力の項目まで署で入力すると署での業務量が大きく増大するため。監督署では特別加入に係る申請書・変更届等及び添付書類を入力する時間はなく、入力する者もないため(1監督署は1か月「様式第34号の12変更届」及び「特様式第5号」報告書が350枚(H22.9～12月のAVE)あるため)。全ての項目を署で入力すると監督署のOCR端末増設が必要を考慮する必要があるため。全ての項目を署で入力すると非常勤職員の増員について考慮する必要があるため。	入力項目は、OCR帳票に記載されている事業場情報以外の項目を想定している。打鍵入力項目の選定については、現在、検討中である。なお、受付入力については、監督署及び労働局いずれでも行うことを可能とする想定である。「申請書等」の「等」は、「特別加入時健康診断申出書」等の必要に応じて添付する書類を意味する。	受付入力については、監督署及び労働局いずれでも行うことを可能とする想定である。また、FAT端末への業務集中及び入力作業負担を軽減する観点から、以下の仕様とする想定としている。なお、KCを使用することにより、適用徴収システム端末からの特別加入システムの操作(Thin Client操作)を可能とする想定としている。 ・受付入力に関しては、「受付年月日」及び「労働保険番号」等の事業場情報のみの入力でも可能とする。 ・Fat ClientでのOCR帳票入力による入力項目は、「受付年月日」、「労働保険番号」及び「到達番号」(電子申請の場合)のみとする。(Thin Clientからの画面上での打鍵入力も可能。) ・申請内容情報、決議情報等の各入力については、Thin Clientの画面上での打鍵入力にて行う。(監督署においては、受付入力から申請内容入力まで、労働局においては、受付入力から決議情報入力までを一度に行うことも可能とする。) また、「申請書等」の「等」は、「特別加入時健康診断申出書」等の必要に応じて添付する書類を意味する。
121	滋賀労働局	特別加入	P5～14	業務又は作業の具体的な内容(様式第34号の7、8、10)、海外派遣先事業の名称及び事業場の所在地(様式第34号の12)、派遣先の事業において従事する業務の内容(様式第34号の12)、国内における住所(特様式第5号)、派遣先事業の名称・所在地・種類の種類(特様式第5号)、具体的な業務又は作業の内容(特様式第5号)派遣先における住所(特様式第5号)は、OCR入力や打鍵入力に時間を要するので、イメージ入力していただきたい。	文字数が多く打鍵入力でもかなりの時間を要するため。出力(閲覧)のみの項目で、テキストとして入力しシステム的に突合・関連チェックしなくてもよい項目のため。	項番94と同様	—
122	滋賀労働局	特別加入	P9、10、12	承認・不承認通知、変更届の控返却については、報告書の受付を待ってからとしていただきたい。	派遣先の身分が“代表者”の場合は、派遣先の事業の規模(労働者数)によって加入できない場合があるため。報告書の受け付けがないと派遣予定期間がわからず、変更決定を希望する日と派遣予定期間との整合性チェックができないため。申請書・変更届と報告書に記載する重複項目(派遣先の事業の名称・所在地、給付基礎日額等)の整合性チェックを行うため。	第3種の加入申請等に係る承認・不承認決議については、「海外派遣に関する報告書」の提出後を想定している。	「海外派遣に関する報告書」は申請書等に記載されている事項を補完するものであるため、通達どおり承認手続きを行う必要がある。
123	滋賀労働局	特別加入	P12、13	署では何も入力しないのでしょうか。	受付状況が確認できないため。他の申請・届と機械事務処理では署で受付入力を行うと思われるが、事務処理が異なることから事務処理が煩雑となるため。	「海外派遣に関する報告書」及び「海外派遣元事業に係る消滅届」については、決議書の出力を要せず、1回のシステム入力処理でシステム登録が完了となる想定であり、かつ、所轄の監督署長を経由して労働局長に提出される書類である。したがって、最終的な登録(システム入力)は局にて行う必要がある。なお、システム上は、監督署及び労働局いずれでも入力を行うことを可能とする想定である。	「海外派遣に関する報告書」に関し、システム上は、監督署及び労働局いずれでも入力を行うことを可能とする想定としている。また、監督署において受付入力のみを行い、後続入力を局にて行うことも可能とする想定としている。
124	滋賀労働局	特別加入	P5～、11、14、17	署での入力後はシステムから入力した項目、入力したコードに対応する文言等を印字した「受付OKリス」となる紙を出力していただきたい。	OCR入力結果を出力しないと、入力結果を確認するために検索をして印刷しなければ、りん議・決議できないため。事務簡素化のため。入力結果を確認するため。	項番112と同様	システム入力後は、入力内容が印字された登録結果確認リストが出力される仕様を想定としている。
125	滋賀労働局	特別加入	P5～14	署でりん議・決議するのであれば、労災行政情報管理システムのように入力後の出力帳票(決議書)で行うよう事務処理を変更していただきたい。	署でりん議・決議するのであれば、労災行政情報管理システムのように入力後の出力帳票(決議書)で行うよう事務処理を変更していただきたい。	監督署での受付入力前の決裁の実施可否及び方法については、各署の実情に応じ対応することで差し支えない。なお、システム上は、監督署においても決議書を出力させることを可能とする想定である。	監督署での受付入力前の決裁の実施可否及び方法については、各署の実情に応じ対応することで差し支えない。なお、決議情報の入力、決議書及び通知書の出力については局のみで可能(承認及び通知等は都道府県労働局長が行うため)とする想定としている。
126	滋賀労働局	特別加入	P5～14	局進達時の「送付状」はシステムで出力していただきたい。	事務簡素化のため。	項番112と同様	今般の開発においては、現在、左記機能の実装は想定していない。
127	滋賀労働局	特別加入	P5～9、11、14	「申請書」等は何部複写でしょうか。	記載がないため。現在の承認通知書の様式では申請書写しが必要のため。申請書の内容を全て印字する承認通知書の様式となれば申請書は複写しなくてもよい。変更届は監督署でも控を返戻する事務処理とするのであれば、複写様式とする必要があるため。現在の事務処理の流れで控を返戻すると事務組合委託の海外派遣事業場は4部(局・署・事務組合・事業場)必要と思われるため。	項番1と同様	—
128	滋賀労働局	特別加入	P5～14	局での内容審査に“保険加入状況”がありますが、保険加入状況は適用徴収システムと連携しシステム的に行っていただきたい。	適用徴収システムの検索により保険関係等をチェックするのであれば何ら事務処理の簡素化となっていないため。	決議書の出力時に、該当事業場情報が「労働保険加入台帳」上に存在しない場合は、当該決議書上にその旨のメッセージを出力させる等の検討を行っている。	決裁処理時に、該当事業場情報が「労働保険加入台帳」上に存在しない場合は、その旨のメッセージを出力させる想定としている。
129	滋賀労働局	特別加入	P5～11、14	局での決議書出力処理は、どの書類で何を入力することにより決議書が出力されるのでしょうか。仮に署で入力した申請書を入力する場合は、署で入力済申請書かどうかは何をもって判断するのでしょうか。署で入力した申請書は翌日等に局に決議書が配信されるのでしょうか。	決議書出力処理の具体的な事務処理の記載がないため。	労働局にて画面からの決議書出力指示を行い、出力させることを想定している。(監督署にて入力済の申請書等を、労働局で、再度、入力する必要は無い。)	決議情報の入力、決議書及び通知書の出力については労働局のみで可能(承認及び通知等は都道府県労働局長が行うため)とする想定としている。なお、監督署での入力状況については、労働局にて検索画面及び未処理事業リストにて確認可能とする想定である。(監督署にて入力済の申請情報等を、労働局で、再度、入力する必要は無い。)
130	滋賀労働局	特別加入	P5～14	局での入力において、OCR入力する項目、打鍵入力する項目は何でしょうか。	記載がないため。	OCR帳票における各入力項目について、OCR入力項目とするか、打鍵入力項目とするかについては、現在検討中である。	受付入力については、監督署及び労働局いずれでも行うことを可能とする想定である。また、FAT端末への業務集中及び入力作業負担を軽減する観点から、以下の仕様とする想定としている。なお、KCを使用することにより、適用徴収システム端末からの特別加入システムの操作(Thin Client操作)を可能とする想定としている。 ・受付入力に関しては、「受付年月日」及び「労働保険番号」等の事業場情報のみの入力でも可能とする。 ・Fat ClientでのOCR帳票入力による入力項目は、「受付年月日」及び「労働保険番号」等の事業場情報のみとする。(Thin Clientからの画面上での打鍵入力も可能。) ・申請内容情報、決議情報等の各入力については、Thin Clientの画面上での打鍵入力にて行う。(監督署においては、受付入力から申請内容入力まで、労働局においては、受付入力から決議情報入力までを一度に行うことも可能とする。)
131	滋賀労働局	特別加入	P5～9、11、14	承認・不承認通知書は何部送付するのでしょうか。	中小事業主等の場合、一人親方団体・特定作業従事者団体が事務組合に委託している場合は、事務組合用と事業主用が必要のため。	承認通知書及び不承認通知書に関しては、申請者又は届者あての1通を作成する想定としているが、いただいた意見を踏まえ、複数枚の作成が必要な際の取扱いについて検討を行う。	承認通知書及び不承認通知書に関しては、申請者又は届者あての1通を自動作成及び自動出力させる想定としている。
132	滋賀労働局	特別加入	P5～9、11、14	申請書(写)、承認・不承認通知書(写)は監督署に送付するのでしょうか。それともシステムで監督署に配信するのでしょうか。監督署での特別加入に関する書類保管はなくなるのでしょうか。	現行事務処理では承認・不承認通知(写)及び申請書(写)を監督署に送付していますが、事務処理フロー図では監督署への送付・配信がないため。進達どおり決定されるとは限らないため。	項番20と同様	—

「特別加入、第三者行為災害、義肢等補装具費等に係るシステム化の概要」に対する意見 検討結果

項番	局名	分類	該当箇所	意見内容	意見理由	検討結果	再検討結果
133	滋賀労働局	特別加入	P5, 6, 8	申請書の添付書類である「理由書(H15.5.20基発補発0520001号)」、「(特診様式第7号)申出書」、「(特診様式第1~4号)証明書」、「(特診様式第5号)指示書」、「(特診様式第6号)依頼書」、「規約」、「災害防止規定」についても、入力すれば申請書等の添付書類として検索できるようにしていただきたい。	全ての添付書類について端末で検索できるようにして事務処理を簡素化するため。 労災給付時に「証明書」は参照するため。 変更決定時等に「理由書」を参照するため。 書類の保管を電子的にシステムで行うため。	項番94と同様	-
134	滋賀労働局	特別加入	P5~11, 22, 23	「第1種」と記載がありますが、「中小事業主等」と思われます。「第2種」と記載がありますが、「一人親方等」、「特定作業従事者」と思われます。「第3種」と記載がありますが、「海外派遣」と思われます。	「第1・2・3種特別加入」の文言は徴収法の文言で保険料に関する場合の文言であるため。	項番61と同様	ご要望として承る。
135	滋賀労働局	特別加入	P5~14	局での入力・検索端末は適用徴収システムの端末でも入力・検索ができるようにしていただきたい。	特別加入の承認事務は労働保険徴収室が事務を所掌しており、労働保険徴収室には適用徴収システムのOCR端末のみが設置されているため。 特別加入システムのため端末を使い分ける必要性が現場にはないため。 事務簡素化のため。 中小規模局の特別加入承認に係る事務担当者は当該事務だけを所掌しているわけではなく、適用・徴収業務も行っておりデスクに端末を2台も設置し事務処理を行わなくてはいけなくなるため。 労働保険徴収室のHT台数が非常に少なく端末増設が必要なため。 労災行政情報管理システムのOCIRは適用徴収システムのOCRよりOCR読取性能が落ちるため。	適用徴収システム端末からの特別加入の承認事務に係る入力・検索機能の実装については予算の制約があり、措置困難である。	KCを使用することにより、適用徴収システム端末からの特別加入システムの操作(Thin Client操作)を可能とする想定としている。
136	滋賀労働局	特別加入	P5~14	署での入力業務がかなり増加しますが、局・署の端末増設が必要かどうかの判断をシステム稼働前に行って結果を示していただきたい。	システム設計上必要な行為であるため。 稼働後に端末不足となるような事態を招かないため。	項番60と同様	-
137	滋賀労働局	特別加入	P5~14	委託換え(H16.12.1基発第1201002号、H18.3.9基発第0309001号)に係る事務処理フロー図を示していただきたい。	記載がないため。	項番21と同様	-
138	滋賀労働局	特別加入	P5~14	「申告書内訳」、「第3種特別加入保険料申告内訳名簿」による給付基礎日額変更(S48.2.9事務連絡第6号の記の1(1)、S53.3.3労発第9号の記の3(3)なお書き)に係る事務処理フロー図を示していただきたい。	記載がないため。	項番30と同様	-
139	滋賀労働局	特別加入	P5~14	自動消滅(委託解除、保険関係消滅、事業終了・廃止、団体の構成員でなくなった等)に係る事務処理フロー図を示していただきたい。	記載がないため。	修正帳票等による「自動消滅」を行うことを可能とする想定である。	項番16と同様(「自動消滅」に係る画面入力を可能とする想定)。
140	滋賀労働局	特別加入	P5~14	職権による特別加入承認取り消し業務に係る事務処理フロー図を示していただきたい。	記載がないため。	修正帳票等による「職権取消」を行うことを可能とする想定である。	項番16と同様(「職権による」承認取消)に係る画面入力を可能とする想定)。
141	滋賀労働局	特別加入	P5~14	事後申請による給付基礎日額変更が既に承認済である場合において、当該年度の4月1日から給付基礎日額変更申請書受付日までの間に労災事故があった場合の給付基礎日額変更申請書取消処理に係る事務処理フロー図を示していただきたい(H23.3.25基発0325第6号の記の3(3)アなお書き)。	記載がないため。	項番140と同様	画面上で給付基礎日額の変更入力処理を行う運用を想定している。
142	滋賀労働局	特別加入	P5~14	承認又は決定前の決議書出力項目の修正に係る事務処理フロー図を示していただきたい。	記載がないため。	修正帳票等により修正必要項目を修正した後、修正内容が反映された決議書出力させ、当該決議書にて決議を行うフローを想定している。	修正画面等により修正必要項目を修正した後、修正内容が反映された決議書出力させ、当該決議書にて決議を行うフローを想定している。
143	滋賀労働局	特別加入	P5~14	承認・決定済の項目(過去履歴の項目は除く)の修正に係る事務処理フロー図を示していただきたい。	記載がないため。	修正帳票等により修正必要項目を修正した後、必要に応じ、修正内容が反映された通知書出力させ、当該通知書を申請者等へ送付するフローを想定している。	修正画面等により修正必要項目を修正した後、必要に応じ、修正内容が反映された決議書出力させ、当該決議書にて決議を行うフローを想定している。
144	滋賀労働局	特別加入	P5~14	承認・決定済の給付基礎日額・氏名等の変更履歴(過去履歴)に対する訂正、追加、削除に係る事務処理フロー図を示していただきたい。	記載がないため。	変更履歴に係る訂正等を可能とすることは想定していない。	-
145	滋賀労働局	特別加入	P5~14	申請書・変更届等の取り下げに係る事務処理フロー図を示していただきたい。	記載がないため。 事務処理上必要なため。	修正帳票等により処理する想定としている。	修正画面により処理する想定としている。
146	滋賀労働局	特別加入	P5~14	申請書・変更届等の不備返戻に係る事務処理フロー図を示していただきたい。	記載がないため。 不備返戻についてもシステム化していただきたいため。 受付台帳システム化のため。	不備返戻により修正された情報についても、システムへ入力することとなる。修正された内容は修正帳票にてシステム入力するフローを想定している。	不備返戻により修正された情報についても、システムへ入力することとなる。修正された内容は修正画面等にてシステム入力するフローを想定している。
147	滋賀労働局	特別加入	P6, 10, 12, 13	変更届は監督署で受付印を押印後、1部又は2部を控として提出者に返却することとなりましたが、事務処理フロー図に記載がありません。どのタイミングで誰が何を何部提出者に控等を返却又は通知するのでしょうか。(H23.3.25基発0325第6号「特別加入の変更に関する意見・質問票」手続き変更19:3(1)の回答)登録済内容を印字した書類を控として返戻するようにしていただきたい。	記載がないため。 登録済(入力済)内容について通知(控返戻)することにより、正しく登録されたことについても届出提出者に確認していただくことができるため。	控えとしてコピーした申請書等の返却タイミング等に関しては、局署の実情に応じて対応することで差し支えない。	変更届の控えの取り扱いについては、追って指示する想定である。
148	滋賀労働局	特別加入	P6, 10, 13	「労働者災害補償保険特別加入に関する変更届について」(H23.3.25事務連絡「特別加入者の承認及び変更に係る手続等の見直しを踏まえた対応について」(別添1)についてもシステム印字可能となるようにしていただきたい。	記載がないため。	項番112と同様	変更届に不備があった場合にその旨を明確に伝える必要があるため、通知文をシステム自動出力可能とする想定としている。
149	滋賀労働局	特別加入	P8	家内労働者に係る申請書に係る決議書を入力したときは、承認日の属する保険年度の末日を脱退年月日として自動的に登記しておいていただきたい。	家内労働者に係る申請書に係る決議書を入力したときは、承認日の属する保険年度の末日を脱退年月日として自動的に登記しておいていただきたい。	いただいた意見を踏まえ、家内労働者に係る脱退年月日の自動登記機能に関し検討を行う。	左記自動登記機能の実装は想定していないため、家内労働者に係る団体については、年度末での自動消滅登記を行うことで対応されたい。
150	滋賀労働局	特別加入	P11, 13, 16	派遣元事業の消滅に係る届(「特様式第6号」海外派遣元事業に係る消滅届)については、「(様式第34号)の12脱退申請書(海外派遣者)」と様式を兼ねるようにしていただきたい。	届を分けると事務処理が煩雑となるため。	項番61と同様	項番99と同様(消滅届の提出義務については廃止済である)。
151	滋賀労働局	特別加入	P14	受け付けが局になっていたり、「申請書」の局への進達がありませんが、再度事務処理フローを提示してください。	フロー図がおかしいため。	監督署及び労働局いずれにおいても受付入力から通知書の出力を可能とする想定であり、監督署に申請書が提出された場合は、監督署にて受付印の押印及び内容審査等を行う必要がある。	項番64と同様(監督署及び労働局いずれにおいても受付入力を可能とし、決議情報の入力等については局のみで可能とする想定)。
152	滋賀労働局	特別加入	P15	審査機能については機能概要欄に記載がありませんが、システムが審査する機能はあるのでしょうか。	保険関係チェック、労働者数チェック、重複加入チェック等をシステムで行っていただきたい。	労働保険番号の不備やコードの相関等に係るチェックをシステムに行う想定としている。	-
153	滋賀労働局	特別加入	P15	審査機能について、重複加入チェック(中小事業主等と一人親方等の重複、一人親方等及び特定作業従事者(同一事業)の重複、指定農業機械・特定農作業・中小事業主等の重複)もシステムで行っていただきたい。	加入時の重複チェックに時間を要しているため。 システム化により全国的な重複加入チェックができるため。 システム化による事務簡素化のため。	項番152と同様	-
154	滋賀労働局	特別加入	P15	委託換えの審査においては、前労働保険番号の保険関係が委託換日前日で委託換えの廃止理由で消滅しており、後労働保険番号の事務処理委託日が委託換日であることもシステムで行っていただきたい。	システム化による事務簡素化のため。	項番21と同様	-
155	滋賀労働局	特別加入	P15	特別加入予定者が、雇用保険被保険者でないことをシステムで審査していただきたい。	雇用保険被保険者は労働者であり特別加入できないため。 当該事業が数件発生しているため。	項番15と同様	-

「特別加入、第三者行為災害、義肢等補装具費等に係るシステム化の概要」に対する意見 検討結果

項番	局名	分類	該当箇所	意見内容	意見理由	検討結果	再検討結果
156	滋賀労働局	特別加入	P15	システムの加入審査で加入時検診が必要となるシステム審査においては、委託換えの手続きをせず委託換え扱いできる事案(脱退日と加入予定日が連続する場合)、中小事業主等から一人親方等又は特定作業従事者及びその逆の特別加入種別換えの事案(脱退日と加入予定日が連続する場合)においては改めて検診を受けさせる必要がないことから、決議書にメッセージを印字していただきたい。	加入時検診を受けさせる必要がないことから、事務簡素化、経費削減となるため。 システム化により県外からの委託換え扱い事案、種別換え事案もチェックできることとなるため。 早期承認が可能となるため。	左記メッセージ印字機能の実装は想定していない。	-
157	滋賀労働局	特別加入	P15	OCR入力した申請書、変更届等については、最低30年間はPDFのイメージ等で保存し、検索・印刷できるようにしていただきたい(H23.3.25基発第0325第6号の記の4)。	文書保存規定上最低30年間保存する必要があるため。	項番94と同様	-
158	滋賀労働局	特別加入	P16	申請書、変更届、報告書の用紙はインターネットからでも取得できるのでしょうか。	行政サービスのため。 現在パソコンで申請書、変更届等を作成して提出している事業場等があるため。 帳票印刷コスト削減のため。	特別加入に係る各種OCR帳票については、インターネットによるダウンロードを可能とする想定である。	-
159	滋賀労働局	特別加入	P16	申請書、変更届、報告書の用紙はハローワークインターネットサービスの帳票のように、記載(OCR入力)項目について入力でき、印刷ができるようにしていただきたい。	システムで印刷することによりOCR誤読の確率を下げるため。	項番112と同様	今般の開発においては、現在、左記機能の実装は想定していない。
160	滋賀労働局	特別加入	P16	申請書、変更届等に社会保険労務士作成の記載欄を設けていただきたい	現在の申請書等に記載欄がないため。	帳票のレイアウトについては、現在、検討中であるが、帳票裏面に社会保険労務士作成の記載欄を設けることの検討を行う。	左記要望については、帳票のスペース上、措置しない想定である。
161	滋賀労働局	特別加入	P16、23	海外派遣申請書、変更届(海外)、報告書については、「派遣国」を記載する欄を設けていただきたい。	海外派遣申請書、変更届(海外)、報告書には、「派遣先事業場所在地」欄がありますが、記載欄小さいこと、アルファベット表記になると報告書の欄でも書ききれないことから、国名を記載しない申請書等が多くあり国名の判断に時間を要しているため。	帳票のレイアウトについては、現在検討中であるが、「派遣先国」については、システム管理項目とする想定である。	新たに加入する者に係る派遣先国を明確にする趣旨で、様式第34号の11及び様式第34号の12に、「派遣先国」項目を個別に設ける想定としている。
162	滋賀労働局	特別加入	P16	委託換え(H16.12.1基発第1201002号、H18.3.9基発補発第0309001号)、「申告書内訳」及び「第3種特別加入保険料申告内訳名簿」による給付基礎日額変更、自動消滅、職権承認取り消し、H23.3.25基発第0325第6号の記の3(3)アなお書き、承認前修正、承認後修正、履歴の訂正・追加・削除はどの帳票で行うのでしょうか。 委託換えに係る届を設けていただきたい。	16頁の帳票では読み取れなかったため。 項番17:特別加入修正・削除機能の「特別加入情報修正・削除帳票」のイメージが記載されていないため。 委託換えに係る届がないことから事務組合、署・所・局で事務処理が混乱し、保険料額がなかなかチェックできないため。申告書内訳に特別加入者が印字されており、成立届に委託換えに係る添付書類である「委託解除通知」が添付されていない事案が相当数あるため。 所掌3に係る成立届は安定所で受け付けており、当該システム案では安定所での受付入力を想定しているとは思えない事務処理フローであったため。	委託替、自動消滅、職権取消、承認前修正及び承認後修正については、修正帳票等により処理可能とする想定としている。 申告書内訳(名簿)による第1種及び第3種特別加入者の給付基礎日額変更情報については、画面からの打鍵入力を可能とする想定である。 なお、履歴に係る訂正等を可能とすることは想定していない。	委託替、自動消滅、職権取消、承認前修正及び承認後修正については、各画面により処理可能とする想定としている。 申告書内訳(名簿)による第1種給付基礎日額変更情報については、RSシステムに入力された情報を本省にて反映させる想定としている。第3種特別加入者の給付基礎日額変更情報については、画面からの打鍵入力を可能とする想定である。 なお、履歴に係る訂正等を可能とすることは想定していない。
163	滋賀労働局	特別加入	P17	17頁記載の出力帳票のイメージを早急に示していただきたい。	記載がなくシステムがイメージできないため。 システム設計において出力物のイメージが現時点において提示できないのはおかしいため。	各帳票に係るレイアウトについては、現在、検討中である。	システム化後の通知書については、以下の通知書を自動出力させる想定としている。 ・特別加入承認通知書兼特別加入者の給付基礎日額決定通知書(加入申請書及び変更届(特定健診を要する追加加入)に対応。) ・特別加入承認通知書(変更届(特定健診を要する事項変更)に対応) ・特別加入脱退承認通知書(脱退申請書に対応) ・特別加入者の給付基礎日額決定通知書(日額変更申請書及び変更届(特定健診を要さない追加加入)に対応) ・特別加入不承認通知書(加入申請書及び変更届(特定健診を要する事項変更及び追加加入)に対応) ・特別加入脱退不承認通知書(脱退申請書に対応) ・特別加入承認取消通知書(画面での職権取消入力に対応) また、決議書については、決議情報入力内容及び決裁欄が印書された帳票とする想定である。
164	滋賀労働局	特別加入	P17	通知書等の発送帳票の宛名は窓開き封筒で送付できるよう事務組合・団体・事業場の郵便番号・住所・名称を窓に合わせ印字していただきたい。	窓開き封筒を使用することにより誤送付を防止するため。	項番34と同様	-
165	滋賀労働局	特別加入	P16~20	16頁に記載の他の帳票のイメージを早急に示していただきたい。	記載がないため。 システム化のイメージがわからないため。	項番163と同様	各申請書等に係るシステム化後の概要は以下のとおり想定している。 ・受付印欄を設ける。 ・OCR読み取り可能項目は、「労働保険番号」及び「受付年月日」のみとする(Thin Client上での画面からの打鍵入力も可能)。 ・特別加入者を特定するキー情報として「生年月日」項目を設ける。 ・整理番号については、システムによる自動発番となることから、職員記載欄とする。
166	滋賀労働局	特別加入	P18~20	右上(「◎裏面の注意事項を呼んでから記載してください」の上)の四角は何でしょうか。	現在の申請書にはない項目であり、説明がないため。	電子申請により受け付けを行った際の到達番号を印字する項目である。	-
167	滋賀労働局	特別加入	P18~20	申請書等は何部複写となるのでしょうか。	記載がないため。 現在の承認通知書の様式では申請書写しが必要のため。 申請書の内容を全て印字する承認通知書の様式となれば申請書は複写にしなくてもよい。 変更届は監督署でも控を返戻する事務処理とするのであれば、複写様式とする必要があるため。 現在の事務処理の流れで控を返戻すると事務組合委託の海外派遣事業場は4部(局・署・事務組合・事業場)必要と思われるため。	項番1と同様	-
168	滋賀労働局	特別加入	P18~20	システムの入力項目、非入力項目を示していただきたい。	説明がないため。	項番71と同様	申請書等に記載された申請情報については、基本的にシステム入力することとなるが、事業場情報については、労災システムにおける「労働保険加入台帳」から導出させる想定としていることから、入力対象項目とはならない。また、決議内容(承認/不承認、決定年月日、健康診断の実施有無及び限承認の有無等)についてもシステム入力項目とする想定としている。
169	滋賀労働局	特別加入	P18	申請に係る事業の「名称(漢字)」、「名称(カナ)」、「郵便番号」、「所在地」は、入力項目としないで頂きたい。	適用徴収システムの適用台帳データから引用できるため。 成立届入力前申請の場合は、局決議書出力を保留とし、成立届入力後決議書出力していただきたい。 無用なデータを入力すると事務処理が簡素化とならないため。 入力時間削減のため。 申請書で事業の「名称(漢字)」、「名称(カナ)」、「郵便番号」、「所在地」を入力すると適用徴収システムのデータとのアンマッチが発生しアンマッチ解消の事務処理が増えるため。	項番13と同様	-
170	滋賀労働局	特別加入	P18	申請書別紙の有無、特別加入予定者の記載もれがシステムの把握できるように、「特別加入予定者数」を入力項目としていただきたい。	別紙の有無がシステムで把握できないため。 特別加入予定者数欄が未記載で、別紙がないものとして承認事務を行わないため。	項番97と同様	「特別加入予定者数」をシステム入力項目とする想定とはしていないが、申請書との突合処理を可能とするため、申請書に特別加入予定者数欄を設けるとともに、決議書にシステム入力済の人数を出力させることで、人数の突合処理を可能とする想定としている。
171	滋賀労働局	特別加入	P18、19	整理番号はシステム振り出しとしていただきたい。	保険関係ごとの特別加入者に対しユニークに振り出す番号であればシステム振り出しとしたほうが事務処理上管理しやすい。 入力項目とすると変更届における新たに特別加入者となった者における整理番号記入番号が過去に振り出した番号と重複していかをチェックする事務処理が発生するため。 海外派遣者の整理番号は年度ごとに整理番号を新たに付すことから(S53.3.3労働発第9号の記の3(2))、整理番号再振り出しに係る新たなOCR入力業務が発生するため。	項番45と同様	-

「特別加入、第三者行為災害、義肢等補装具費等に係るシステム化の概要」に対する意見 検討結果

項番	局名	分類	該当箇所	意見内容	意見理由	検討結果	再検討結果
172	滋賀労働局	特別加入	P18、19、23	特別加入者氏名(漢字)は、30桁以上としていただきたい。 特別加入者氏名(カタカナ)は、30桁以上としていただきたい。	外国人の場合は16桁では不足しているため。 正しく入力しないと検索できないため。	管理項目の詳細については、現在、検討中であるが、いただいた意見を踏まえ、特別加入者氏名(漢字及びカタカナ)については、送信可能なデータ量を考慮の上、極力、多くの桁数を確保できるよう検討を行う。	特別加入システムは、労災システムのサブシステムであることから、労災システム本体同様、「氏名(漢字)」は40桁、「氏名(カナ)」は20桁まで管理可能とする想定としている。
173	滋賀労働局	特別加入	P18、19	特別加入予定者の「性別」、「生年月日」、「住所」、「電話番号」等個人を特定する項目を備考ではなく入力項目としていただきたい。	「性別」、「生年月日」の項目がないと個人を特定できないため。個人が特定できない保険契約はおかしいため。 労災給付請求書には「性別」、「生年月日」を記載し・入力していることから、労災行政情報管理システムと突合する場合に必要なため。 23頁の加入者登録項目に「生年月日」があるため。 申請書の記載項目は、労災則第46条の19で定められていますが、「事業の郵便番号」は記載項目でないことから、実務上必要な項目はシステム入力項目として管理すべきであるため。 電話番号は氏名検索でヒットしない場合等に検索で使用するため。	「生年月日」については、システム管理項目とする想定である。 「性別」、「住所」及び「電話番号」については、システム管理項目対象外とする想定である。	-
174	滋賀労働局	特別加入	P18~20	「給付基礎日額」の十の位、一の位は「0」のみであるので入力項目としなくて頂きたい。	「0」以外あり得ないため。 入力項目とすると誤読する可能性があり、誤読すると時間の無駄が発生するため。	項番97と同様	「給付基礎日額」の十の位、一の位についても入力項目とする想定としているが、オンライン入力の際、制度上許容されない金額が入力された場合は、エラーとする想定としている。
175	滋賀労働局	特別加入	P18、19	「業務の具体的内容」欄はもっと広くていただきたい。	現在の用紙でも狭いため。 業務の具体的内容を記載していただくには狭いため。 「業務の具体的内容」欄は労災給付上重要な項目であるため。 特別加入予定者は通常1~2名であること、別紙様式もあることから特別加入予定者欄を削除してでも、「業務の具体的内容」欄をひろげるべきであるため。	項番4と同様	項番4と同様(帳票上、打鍵入力となる項目欄については、極力、記載欄を大きくする方針)。
176	滋賀労働局	特別加入	P18、19	中小事業主等の特別加入予定者には、「業務の具体的内容」欄とは別に「所定労働時間」の入力項目欄を設けていただきたい。	所定労働時間の記載漏れをなくすため。 所定労働時間は数字の項目なので、OCRの誤読率は極めて小さいため。	項番17と同様	-
177	滋賀労働局	特別加入	P18、19	「業務層」欄の入力項目は「特定業務」ごと(4つ)に入力欄を設けていただきたい。	複数の特定業務について業務歴がある者がいたため。	管理項目の詳細については、現在、検討中であるが、いただいた意見を踏まえ、検討を行う。	該当する特定業務が複数存在する場合は、主たる特定業務に係る業務歴を該当項目にシステム入力し、他の業務歴については、備考欄に入力の上、管理する運用を想定している。
178	滋賀労働局	特別加入	P18~20	労災行政情報管理システムの請求書等のように、申請書等に受付印の押印場所を設けていただきたい。	受付日は重要な項目であり受付日が記載項目や印刷項目で読みづらくならないようにするため。 できましたら、監督署と局の押印箇所を設けていただきたい。	項番36と同様	項番36と同様(申請書等について受付印欄を設ける想定)。
179	滋賀労働局	特別加入	P18~20	受付日のOCR入力項目欄を設けていただきたい。	受付日は重要な項目でありOCR入力システムで管理すべき項目のため。	「受付日」については、OCR入力項目とすることを想定している。	「受付日」については、帳票上に記載欄を設け、OCR入力可能項目(Thin Clientでの画面からの打鍵入力も可能)とすることを想定している。
180	滋賀労働局	特別加入	P19	変更年月日(実際に変更した日)も入力項目としていただきたい。	氏名の変更履歴においては、労災給付時には変更年月日(実際に変更した日)で確認する必要があるため。	項番177と同様	「変更年月日」については、システム管理可能とする想定である。また、変更届に記載された変更年月日と審査後の変更年月日が異なる場合に、審査後の変更年月日を入力可能とする想定としている。
181	滋賀労働局	特別加入	P19	「特別加入者でなくなった者」欄には「特別加入者でなくなった理由」欄を設けていただきたい。	事由により、中小事業主等は【死亡、退職、労働者になった】、一人親方等は【死亡・労働者を雇った(100日以上)・団体退会】、海外派遣は【死亡、退職、事業に従事しない、帰国】について、事実を確認し変更決定日を遡及して決議する必要があるため。 脱退申請時には脱退理由欄があるため。	項番29と同様	帳票のスペース上の制約等から、左記項目を設ける想定はしていないが、システム上は、「異動年月日」等に係る遡及日付の入力を可能とする想定としている。
182	滋賀労働局	特別加入	P19	「変更決定を希望する日」欄は各々の特別加入者の内容に対して必要な項目ですので、「変更決定を希望する日」が異なる内容を複数届ける場合は、変更届は別様として届けるよう指導するのでしょうか。	「事項の変更」欄は2名分、「特別加入者でなくなった者」欄は4名分、「新たに特別加入者となった者」欄は2名の計8つの「変更決定を希望する日」欄が本来は必要のため。 「変更決定を希望する日」が異なる場合は、用紙を別様とする旨の注意書きがないため。	貴見のとおり。	-
183	滋賀労働局	特別加入	P19	「変更決定日」欄を設けていただきたい。	H23.3.25発0325第6号「特別加入の変更に関する意見・質問票」手続き変更19:3(1)の回答により、変更届は監督署で受付印を押印後、1部又は2部を控として提出者に返却することとなりましたが、システム入力後の書類を控えとして返戻しないのであれば、変更届に記載している「変更決定を希望する日」とおりに決定できない場合もあることから決定すべき変更決定日を事務組合・事情場に知らせる必要があるため。 決定すべき変更決定日を事務組合等に知らせないと保険料額が異なってくるため。	項番29と同様	帳票のスペース上の制約等から、左記項目を設ける想定はしていないが、システム上は、変更届に記載された変更決定を希望する日と審査後の効力日が異なる場合に、審査後の日付を入力可能とする想定としている。仮に、通知書等の出力が伴わない届内容の変更届が提出され、審査後の効力日が帳票に記載された日付と異なる場合は、当該内容を事務組合等に連絡する運用とされたい。
184	滋賀労働局	特別加入	P20	「枚のうち」、「枚目」欄を入力項目としていただきたい。	別紙の提出もれ・記載もれ・入力もれをシステムで管理できるようにするため。	項番97と同様	左記項目をシステム入力項目とする想定とはしていないが、申請書等との突合処理を可能とするため、決議書にシステム入力済の人数を出力させる想定としている。
185	滋賀労働局	特別加入	P20	海外派遣者に係る給付基礎日額変更申請書を提出する場合の整理番号は申請時点の整理番号を記載させるのでしょうか。	年度ごとに整理番号が異なることから事務処理が煩雑となるため。	項番45と同様	-
186	滋賀労働局	特別加入	P20	(22)「給付基礎日額変更年月日」はシステムで判断していただきたい。	給付基礎日額変更申請書の提出期間は決まっており、受付年月日を入力することにより変更年月日が決まってしまうため。 事務処理の簡素化のため。 無用な項目を入力すると事務処理が増えるため。	システム管理項目として、「受付年月日」とは別に、「給付基礎日額変更年月日」を設け、変更日を明確に管理する想定としている。	-
187	滋賀労働局	特別加入	P20	現在の申請書の注意書には、『整理番号は中小事業主等の場合には当該事業の枝番号を記入すること。』と、記載がありますが、システム化後も枝番号を記入することになるのでしょうか。	現在の注意書きと異なるため。	「給付基礎日額変更申請書」に関し、中小事業主等の場合においても、特別加入者の整理番号を記載することとする想定である。	-
188	滋賀労働局	特別加入	-	海外派遣の特別加入者の整理番号は「第3種特別加入保険料申告内訳名簿」により年度ごとに整理番号を付しますが、この事務処理はどのようにシステム化されるのでしょうか(S53.3.3労働第9号の記の3の(2))。	同じ整理番号が複数回使用されることとなりシステム管理上煩雑となり、事務処理が効率化されないため。	項番45と同様	-
189	滋賀労働局	特別加入	-	海外派遣の特別加入者の整理番号は「第3種特別加入保険料申告内訳名簿」により、年度ごとに整理番号を付しますが、4桁では不足しますので桁数を増やしてください(S53.3.3労働第9号の記の3の(2))。 例えば、元号1桁+年度2桁+整理番号4桁=7桁	現時点で800番(H22は1046番)まで振り出している事業場があるため。 システム化においてデータ量調査をしているのか疑問のため。	項番39と同様	-
190	滋賀労働局	特別加入	P21、22	入力した項目は全て検索できるようにしていただきたい。	例えば、受付日等が表示されていないため。	入力した項目については、できるかぎり検索時に参照可能とする想定である。	-
191	滋賀労働局	特別加入	P21、22	適用徴収システムのように入力項目にあわせ自動でFEP(仮名漢字変換ソフト等)の変換モードを換えていただきたい。	入力業務の効率化のため。 適用徴収システムでは入力項目にあわせ変換モードを切り替えているため。 現行システムより機能低下させないため。	項番15と同様	-
192	滋賀労働局	特別加入	P21、22	全ての入力項目についてキーボードのみでも入力できるようにしていただきたい。	キーボード操作のほうがマウス操作より早いから。 入力時間短縮のため。	Fat Clientからの打鍵入力モードから該当画面を選択し、打鍵入力を行うことを可能とする想定である。	入力作業負担軽減の観点から、各処理に関し、Thin Clientからの画面上での打鍵入力を可能とする想定としている。

「特別加入、第三者行為災害、義肢等補装具費等に係るシステム化の概要」に対する意見 検討結果

項番	局名	分類	該当箇所	意見内容	意見理由	検討結果	再検討結果
193	滋賀労働局	特別加入	P21、22	全ての検索結果において印刷機能を設けていただきたい。	ある時点のシステム内容を記録する場合に必要となるため。他の者にも状況を共有する場合に必要となるため。修正、訂正、取り消し処理を行う場合の添付書類とするため。検索端末が非常勤職員を含め全員に設置されていないため。表示内容をメモ書きする時間が無駄のため。PrintScreenではオペレーションが多く事務処理効率が悪いこと、画面に表示されていないところが印刷できないため。現行の労災行政情報管理システムの検索において印刷機能がなくなり事務処理が増えているため。機能低下しないため。	項番7と同様	-
194	滋賀労働局	特別加入	P21、22	全ての入力画面は全画面で表示又は前回表示サイズ・位置で表示されるようにしていただきたい。	現在の労災行政情報管理システムの検索入力画面は常に全画面モードで表示されないため。	項番97と同様	特別加入システムについては、労災システムのサブシステムとなることから、労災システムとの共通仕様については労災システム本体の仕様基準することとなる。
195	滋賀労働局	特別加入	P21、22	全てのコマンドボタンにはショートカットキーを設定していただきたい。	マウス操作は時間を要するため。入力時間短縮のため。	項番15と同様	-
196	滋賀労働局	特別加入	P21、22	前労災行政情報管理システムの検索のように、全ての検索入力画面での結果(検索結果一覧)が1事案の場合は詳細画面を表示するようにしていただきたい。	検索結果一覧が1事案の場合は詳細結果を表示する方が目的の結果をより早く得られ事務処理の簡素化となるため。以前の労災行政情報管理システムでは1事案の場合は詳細結果を表示していたため。詳細ボタンをクリックし、詳細画面が表示されるまで待つ時間が無駄なため。	検索画面の詳細については、現在、検討中であるが、いただいた意見を踏まえ、検討を行う。	項番194と同様(労災システムとの共通仕様については労災システム本体の仕様基準する)。
197	滋賀労働局	特別加入	P21、22	検索条件の項目に「都道府県コード」、「都道府県コード」+「監督署の管轄」の項目を設けていただきたい。	検索条件の項目に「都道府県コード」、「都道府県コード」+「監督署の管轄」の項目を設けていただきたい。	検索条件項目の詳細については、現在、検討中である。	事業場検索については、「局署」コードを検索条件項目に含める想定である。
198	滋賀労働局	特別加入	P21、22	検索条件の「労働保険番号」は基幹番号までの入力とした場合は全枝番号の事業場が検索結果として表示されるようにしていただきたい。	事務組合別の特別加入者検索を行うため。	検索条件項目の詳細については、現在、検討中であるが、労働保険番号については、基幹番号までの入力であっても、検索可能とすることを想定している。	事業場検索に係る労働保険番号については、基幹番号までの入力であっても、検索可能とすることを想定している。
199	滋賀労働局	特別加入	P21、22	検索条件の「脱退等事業場」、「特別加入者でなくなった者」の初期値を“含まない”としていただきたい。	初期値の説明がないため。	検索条件項目の詳細については、現在、検討中であるが、「脱退等事業場」及び「特別加入者でなくなった者」を検索条件項目とする場合、初期状態は「含まない」とすることを想定している。	「含まない」を初期値とする想定である。
200	滋賀労働局	特別加入	P21、22	検索条件の全ての入力項目をクリアするための【クリア】ボタンを設けていただきたい。	検索結果がうまくヒットしない場合、詳細画面から検索条件画面に戻ってきた場合に必要のため。不要な項目を一つ一つ削除する作業時間の短縮のため。	いただいた意見を踏まえ、「クリア」ボタンを設ける検討を行う。	クリアに準ずるボタンを設ける想定としている。
201	滋賀労働局	特別加入	P21、22	事業場名称(漢字)、事業場名称(半角カナ)、特別加入者氏名(漢字)、特別加入者氏名(半角カナ)について、入力時の空白を考慮しなくても検索できるようにしていただきたい。	特別加入者氏名(漢字)、特別加入者氏名(半角カナ)の姓と名の間に空白を入力し検索していますが、検索入力において空白入力は不要なため。事務簡素化のため。外国人の場合はどこに空白があるかわからないため。以前の労災行政情報管理システムでは姓名の間の空白は入力しなくても検索ができましたが、同じ検索結果を得るにも現在の労災行政情報管理システムでは姓名の間に空白を入力する仕様となり明らかに機能低下していることから、特別加入システムはこのようなシステムにならないようにするため。	いただいた意見を踏まえ、左記機能の実装を検討する。	項番194と同様(労災システムとの共通仕様については労災システム本体の仕様基準する)。
202	滋賀労働局	特別加入	P21、22	事業場名称(漢字)、事業場名称(半角カナ)、特別加入者氏名(漢字)、特別加入者氏名(半角カナ)の検索については全一致検索機能だけではなく部分一致検索ができるようにしていただきたい。	外国人の場合は入力時のカナと電話等で聞き取ったカナに微妙な違いがあり完全一致検索だとヒットしないこと、外国人の場合は桁数不足の場合は、どこを省略して入力しているか判断できないため。漢字の完全一致のみの検索ですと、旧字や俗字も完全一致しなければヒットしないため。既存の承認済特別加入者の氏名(カナ)は申請書等の記載項目でないことから、局の判断で確認せず入力しているのが本来の読み方により検索してもヒットしない場合があるため。	項番201と同様	加入者検索については、名前に関し部分一致検索も可能とする想定である。
203	滋賀労働局	特別加入	P21、22	労働保険番号の枝番号:000は入力省略項目としていただきたい。	適用徴収システムのようにOCR端末やシステムが12~14桁の空白は000と置き換えて検索すればよい。事務簡素化のため。以前の労災行政情報管理システムでは枝番号“000”は入力しなくても検索ができましたが、現在の労災行政情報管理システムでは枝番号“000”を入力する仕様となり明らかに機能低下していることから、特別加入システムはこのようなシステムにならないようにするため。	項番198と同様	項番198と同様(基幹番号までの入力であっても検索可能とする想定)。
204	滋賀労働局	特別加入	P21	労働保険事務組合名称、委託事業場名称(漢字)、委託事業場名称(半角カナ)、郵便番号、所在地は適用徴収システムの適用台帳の項目を表示していただきたい。電話番号、事業の種類についても適用徴収システムの適用台帳の項目を表示していただきたい。	不明なため。	項番13と同様	-
205	滋賀労働局	特別加入	P21	委託事情場の廃止年月日・廃止区分・廃止理由、加入・脱退申請書に係る受付日・受付入力日・検診指示書出力日・証明書受付日・局送付書出力日・局進達日・局受付日・不備返戻日・不備返戻回答受付日・取り下げ処理日・決議書出力日・決議書出力回数・決定日・決議書入力日・通知書出力日・通知書出力回数も表示していただきたい。	保険関係に係る情報は特別加入には重要であるため。受付台帳をシステム化するため。	「加入・脱退申請書に係る受付日」及び「決定日」については、システム管理項目とすることを想定しているが、その他の項目については、管理対象外とする想定である。	「加入・脱退申請書に係る受付日」、「決定日」及び「決議書出力回数」については、システム管理項目とすることを想定しているが、その他の項目については、管理対象外とする想定である。
206	滋賀労働局	特別加入	P21、22	一番下の【編集】ボタンはどのような機能でしょうか。	説明がないことからシステムがイメージできないため。	検索機能の詳細については、現在、検討中である。	検索画面での編集機能は実装する想定としない。
207	滋賀労働局	特別加入	P21	一人親方等、特定作業従事者、海外派遣事業の場合の検索出力項目も示していただきたい。	出力イメージがなくシステムが把握できないため。出力物に関して現時点で明らかになっていないことはあり得ないため。	検索出力項目については、現在、検討中である。	第2種特別加入の場合は「特定業種区分」及び「法第33条3号に掲げる者との関係」等、第3種特別加入の場合は「派遣元労働保険番号」及び「派遣先国」等、種別固有の項目についても出力させる想定としている。
208	滋賀労働局	特別加入	P22	「特別加入者でなくなった者」は、“含む・含まない”ではなく、特別加入者でなくなった年月日等を指定して検索ができるようにしていただきたい。(例えば、平成23年4月1日(脱退の場合は平成23年3月31日)以前に特別加入者でなくなった者は含まない。)	保険料の計算確認においては年度ごとに加入している者を把握したいため。	検索条件の詳細については、現在、検討中であるが、いただいた意見を踏まえ、特別加入者でなくなった者に関し、年月日検索を可能とする検討を行う。	検索については、特別加入期間も検索条件として指定することを可能とする想定である。
209	滋賀労働局	特別加入	P22	「整理番号」も検索項目としていただきたい。	整理番号がわかっている場合は、整理番号検索のほうが早く結果が得られるため。	検索条件項目の詳細については、現在、検討中であるが、「整理番号」について検索条件項目とすることを想定している。	「整理番号」を検索条件項目に含める想定としている。
210	滋賀労働局	特別加入	P22	「承認年月日(いつから～いつまで)」も検索項目としていただきたい。	海外派遣の特別加入者は何度も派遣を承認していることから、承認している期間(派遣予定期間)を絞って検索する必要があるため。	検索条件項目の詳細については、現在、検討中であるが、いただいた意見を踏まえ、検討を行う。	項番208と同様(特別加入期間も検索条件として指定することを可能とする想定)。
211	滋賀労働局	特別加入	P22	「年度を指定し前年度の給付基礎日額を表示」で“719”と入力し表示される給付基礎日額は、入力した平成19年度の前年度である平成18年度の給付基礎日額を検索結果として表示するのでしょうか。	検索条件の設定方法がわかりにくい。常に最新の給付基礎日額を表示し、過去履歴は【履歴】ボタン等で表示すればわかりやすい。特別加入者でなくなった者は時の指定ができず、“年度を指定し前年度の給付基礎日額を表示”には時を指定することから、うまく検索入力項目を設定できない(例えば、現時点では“特別加入者でなくなった者”であり、平成19年度は特別加入者であった場合の設定方法が不明である。)	検索条件項目の詳細については、現在、検討中であるが、年度指定による前年度の給付基礎日額の検索を可能とする場合は、入力した年度の前年度の給付基礎日額を表示させることを想定している。	特別加入者に係る検索結果の詳細画面にて、給付基礎日額に係る履歴も表示させる想定としている。
212	滋賀労働局	特別加入	P22	「特定業務との関係」、「特定業務開始年月」、「特定業務従事期間」が1ボタンしか表示されていませんが、特定業務は4つあるので4つ表示できるようにしていただきたい。	4つ分表示されていないため。	項番177と同様	項番177と同様(主たる特定業務について該当項目にシステム入力し、他の特定項目に係る内容については、備考欄に入力の上、管理する運用を想定)。

「特別加入、第三者行為災害、義肢等補装具費等に係るシステム化の概要」に対する意見 検討結果

項番	局名	分類	該当箇所	意見内容	意見理由	検討結果	再検討結果
213	滋賀労働局	特別加入	P22	「変更年月日」は何かを表示しているのでしょうか。 「変更年月日」も入力項目としていただきたい。 「変更決定日」も表示していただきたい。	10頁の変更届のイメージから入力するのは変更決定日と思われるため。 「氏名」、「事業主との関係」は変更年月日で履歴管理し、「業務の具体的内容」、「就労時間」は変更決定日で履歴管理する必要があると思われるため。	項番177と同様	「変更年月日」については、特別加入に関する変更届の事項変更に関する「変更年月日」に対応し、システム入力項目とする想定である。また、「変更決定年月日」についてもシステム入力及び表示を可能とする想定である。
214	滋賀労働局	特別加入	P22	「変更年月日」はどの項目の変更年月日を表示しているのでしょうか。	中小事業主等の場合の変更項目は、「氏名」、「業務の具体的内容」、「就労時間」、「事業主との関係」、「備考」の項目ですが「変更年月日」の表示が1つしかないことから、どの項目の変更年月日かわからないため。	項番71と同様	項番213と同様(特別加入に関する変更届の事項変更に関する「変更年月日」に対応する想定)。
215	滋賀労働局	特別加入	P22	各変更届に係る受付日・受付入力日・控返戻日・検診指示書出力日・証明書受付日・局送付書出力日・局進達日・局受付日・不備返戻日・不備返戻回答受付日・取り下げ処理日・変更届について出力日・決議書出力日・決議書出力回数・決定日・決議書入力日・通知書出力日・通知書出力回数も表示していただきたい。	受付台帳をシステム化するため。 変更届でも加入時検診必要事項は決議書を出し通知書を送付するため。	「各変更届に係る受付日」及び「決定日」については、システム管理項目とすることを想定しているが、その他の項目については、管理対象外とする想定である。	「各変更届に係る受付日」、「決定日」及び「決議書出力回数」については、システム管理項目とすることを想定しているが、その他の項目については、管理対象外とする想定である。
216	滋賀労働局	特別加入	P22	「新たに特別加入者になった日」、「特別加入者でなくなった日」において、加入申請、脱退申請により特別加入者になった者又は脱退した者は、どの日付が表示されるのでしょうか。	説明がないため。 「脱退承認日」と特別加入者でなくなった日の「変更決定日」は効力発生日が異なるため。	項番71と同様	項番71と同様(効力日を意味する項目としての「適用開始年月日」及び「適用終了年月日」項目を設け、当該日付を職員にて登記することが可能な仕様とする想定)。
217	滋賀労働局	特別加入	P22	【履歴】ボタンをクリックするとどうなるのでしょうか。	説明がなくシステムがイメージできないため。 履歴には「項目の履歴」、「給付基礎日額の履歴」がありますが、どの項目をどのように入力し、どのように表示するか不明なため。	項番197と同様	検索した加入者に係る過去の履歴情報表示画面に遷移させる想定としている。
218	滋賀労働局	特別加入	P22	履歴の訂正履歴を表示できるようにしていただきたい。	履歴の訂正、追加、削除をする事務処理があるので、当該事務処理の内容確認、結果確認ができるようにするため。 履歴の訂正、追加、削除が行われた時期により保険料の追加又は還付が発生したことが把握できるため。	履歴の訂正処理等を可能とする想定はしていない。	-
219	滋賀労働局	特別加入	P23	データ削除は、どのようなデータをいつ行うのでしょうか。	データ保持期間が記載されていないため。 永年保存はあり得ないため。	永年保存とすることを検討している。	現時点において、システム入力されたデータをシステム上から削除する予定はない。
220	滋賀労働局	特別加入	P23	No.2~7.9.18、38~43.45.53、72~77.79.88は適用徴収システムのデータを引用するようにし、特別加入システムでは管理項目としないようにしていただきたい。	データを重複して管理するとアンマッチが発生するため。 アンマッチが発生した場合の事務処理が必要となるため。 アンマッチが発生しない仕組みの記載がないため。 アンマッチが発生した場合の解消方法が示されていないため。	項番13と同様	-
221	滋賀労働局	特別加入	P23	「No.8.44.78:代表者氏名」は、なぜ管理項目とするのでしょうか。 どの帳票で入力するのでしょうか。 変更があった場合の入力帳票は何になるのでしょうか。	管理項目にしなくてもよいデータと思われるため。 管理項目にすると変更・訂正処理の事務処理が必要となるため。 代表者変更があった場合の入力業務が新たに発生するため。 変更・訂正に係る機能が示されていないため。 どの帳票に出力するために必要なか記載がないため。	「事業場代表者氏名」及び「団体代表者氏名」については、任意入力項目とすることを想定している。	事業場情報として、労災システムにおける「労働保険加入台帳」から可能な範囲で導出させることを想定している。
222	滋賀労働局	特別加入	P23	No.3.18、No.39.53、No.73.88は項目が重複しているため、No.18.53.88は管理項目としないでいただきたい。	No.17.52.87の労働保険番号で適用徴収システムの事業場名(漢字)を引用できるため。 データベースはDBMSにより重複して同じ項目を持たないよう管理できるため。	項番13と同様	-
223	滋賀労働局	特別加入	P23	No.15.16.51.86は集計項目なので管理項目としないでいただきたい。	必要ときに集計すれば出力できるため。 管理項目として登録する場合も集計してから登録するはずであり管理項目とする理由が見当たらないため。 「補405」が必要と思われるが、「補405」は年に1回の出力であり、リアルタイムで出力する必要がないため。 データベースは集計できる項目は基本的に管理しないため。	「特別加入者数」については、集計項目として取扱うことを想定している。	-
224	滋賀労働局	特別加入	P23	申請書、変更届等ごとに受付入力日・変更届控返戻日・検診指示書出力日・検診指示期間・証明書受付日・局送付書出力日・局進達日・局受付日・不備返戻日・不備返戻督促日・不備返戻回答受付日・取り下げ日・決議書出力日・決議書出力回数・決議書入力日・通知書出力日・通知書出力回数もデータベース管理項目としていただきたい。	システム化により申請書等の受付台帳の機能を持たせる必要があるため。	項番177と同様	「受付日」、「決定日」及び「決議書出力回数」については、システム管理項目とすることを想定しているが、その他の項目については、管理対象外とする想定である。
225	滋賀労働局	特別加入	P23	給付基礎日額変更申請書受付年月日を保持していただきたい。	事後申請の場合は4月1日から受付日までの間に労災事故がないか確認する業務があるため。 受付期間が決まっているため。 受付日により給付基礎日額変更年月日が決まるため。	項番179と同様	-
226	滋賀労働局	特別加入	P23	委託換日、委託換前・後労働保険番号を保持していただきたい。	承認年月日は当初の承認年月日ですが、委託換日により労災給付の労働保険番号が異なるため。 委託換日で委託換前・後の保険関係を確認するため。	いただいた意見を踏まえ、「委託替日」、「委託前労働保険番号」及び「委託替後労働保険番号」についてシステム管理項目とすることを検討する。	「変更前労働保険番号」及び「労働保険番号変更年月日」をシステム管理可能とする想定としている。
227	滋賀労働局	特別加入	P23	20・55・90、21・56・91、22・92、(24・58・94、34・68・104、36・70・106)の項目の履歴は26・60・96の変更年月日で、27・61・(24・58・94、26・60・96、34・68・104)の項目の履歴は36・70・106の決議年月日で、32・66・102、(24・58・94、34・68・104、36・70・106)の履歴は33・67・103の給付基礎日額変更年月日で管理していただきたい。	表1-4では履歴管理すべき項目のデータベース管理方法がわからないため。	項番177と同様	特別加入システムにおいては、「特別加入事業場台帳」、「特別加入者台帳」及び「給付基礎日額台帳」の3つの台帳(データベース)にて情報管理することとし、各履歴情報についても紐付け台帳にて管理する想定としている。
228	滋賀労働局	特別加入	P23	28・62特定業務との関係、29・63開始年月日、30・64従事期間、31・65限定承認の項目は特定業務の数である4セット分を管理項目としていただきたい。	複数の特定業務歴がある加入予定者がいるため。	項番177と同様	該当する特定業務が複数存在する場合は、主たる特定業務に係る業務歴を該当項目にシステム入力し、他の業務歴については、備考欄に入力の上、管理する運用を想定している。なお、限定承認の有無については、特定業務ごとのシステム管理を可能とする想定である。
229	滋賀労働局	特別加入	P23	35・69・105:特別加入脱退承認等年月日・特別加入者でなくなった日は、脱退申請による脱退であるか変更届による特別加入者でなくなった日であるかの別を設けていただきたい。	効力開始年月日が異なるため。	いただいた意見を踏まえ、「特別加入脱退承認等年月日」と「特別加入者でなくなった日」(変更届における「異動年月日」)は別の管理項目とすることを検討する。	「脱退承認年月日」と「脱退異動年月日」は別の管理項目とする想定である。
230	滋賀労働局	特別加入	P23	36・70・106:決議年月日は、何に対する決議年月日でしょうか。	該当する決議年月日(新たに特別加入になった、事項の変更(複数)、給付基礎日額変更(複数)、特別加入者でなくなった)が複数あるため。	「決議年月日」項目については、「特別加入申請書」及び「特別加入脱退申請書」の決議年月日を管理する想定としている。	「決議年月日」項目については、「特別加入申請書」、「特別加入に関する変更届」、「特別加入脱退申請書」及び「給付基礎日額変更申請書」等の決議年月日を管理する想定としている。
231	滋賀労働局	特別加入	P23	26・60・96:変更年月日は、どの項目の変更年月日でしょうか。	履歴を持つ項目(事項の変更の項目(氏名(カナ)、氏名(漢字)、業務又は作業の内容、給付基礎日額、派遣先の事業場名等)は複数あるため。	「特別加入に関する変更届」にて「特別加入に関する事項の変更」を行った際の「変更年月日」を想定している。	-
232	滋賀労働局	特別加入	P23	22:事業主との関係の項目が、第2種加入者登録にありませんが、申請書・変更届にも記載させないのでしょうか。	現在の申請書・変更届には記載欄があり、事務取扱上は記載させることとなっているため。	「法第33条3号に掲げる者との関係」については、システム管理対象外とする想定である。	「法第33条3号に掲げる者との関係」についてはシステム管理項目とする想定である。
233	滋賀労働局	特別加入	P23	「海外派遣に関する報告書」には、「国内における住所」、「派遣先事業の種類」、「派遣先事業の規模」、「具体的な業務又は作業」、「派遣先における住所」を記載することとなっておりますが、入力しデータベース管理項目としないのでしょうか。	派遣先の身分が「代表者」の場合は「派遣先事業の規模」は特別加入要件の重要な項目でありシステム加入審査に必要なため。 「派遣先事業の種類」、「具体的な業務又は作業」、「派遣先における住所」は、労災給付時には重要なデータであるため。 システム化してもデータベース管理項目としない場合は、従来どおり紙で管理することとなり、事務処理の効率化とならないため。	派遣先事業の種類、派遣先事業の規模、具体的な業務又は作業、派遣先における住所については管理可能とする想定であるが、国内における住所は給付決定において必要がないため、管理対象外とする想定である。	派遣先事業の種類及び派遣先事業の規模については、派遣先の事業に従事する具体的な業務内容に係る項目にて包括的に管理する運用を想定している。なお、派遣先における住所及び国内における住所については、必要に応じ備考項目に入力する運用を想定している。
234	滋賀労働局	特別加入	P23	「92:派遣先身分」は「報告書」からコード(JICA、代表者、労働者)のコード入力でしょうか。	「報告書」の帳票イメージがなくシステムのイメージがわからないため。	「92:派遣先身分」については、「技術協力」、「代表者等」及び「労働者等」の別をコード入力可能とする想定である。	「92:派遣先身分」については、「技術協力」、「代表者等」及び「労働者等」の別をコード入力可能とする想定である。なお、海外派遣報告書に係る入力画面のみでなく、特別加入申請書及び変更届に係る入力画面からも入力可能とする想定である。

「特別加入、第三者行為災害、義肢等補装具費等に係るシステム化の概要」に対する意見 検討結果

項番	局名	分類	該当箇所	意見内容	意見理由	検討結果	再検討結果
235	京都労働局	特別加入	P15	第2種・第3種特別加入者変更届の入力において、新たに特別加入者になった者を入力する際に、重複加入されていないかのチェック機能をつけていただきたい。(既に脱退している人を除きチェックできるようにしていただきたい。)	特に第3種特別加入者において、多数の海外派遣者を登録している事業場では、加入中にもかかわらず、新たに特別加入者になった者として変更届を申請されるため。	システム化後、加入申請があった者については、システムにて整理番号を自動発番し、帳票上の「整理番号」欄は職員記入欄とする想定としているため、職員の整理番号記載時の検索によりチェックが可能となる想定である。	-
236	京都労働局	特別加入	P15、17	第2種特別加入と第3種特別加入について、保険料計算機能はあるのでしょうか？それに伴い、特別加入者名簿、特例計算対象者内訳、保険料申告内訳を出力できるようにしていただきたい。	年度更新の業務において、団体、事業場から提出された上記添付書類を点検する際に必要なため。	項番112と同様	項番15と同様(今回の開発では措置できない)。
237	京都労働局	特別加入	P15	第1種特別加入者について、基幹番号ごとの加入者名簿、特例計算対象内訳を出力できるようにしていただきたい。	年度更新時に事務組合から提出された内訳と照合するため。	項番15と同様	-
238	京都労働局	特別加入	P17	単に事務組合との委託を解除した場合、委託解除届をもって特別加入者の地位が自動消滅になることとされています。委託解除届を入力する事により特別加入者の脱退日も反映していただきたい。	上記届の入力リストを基に、再度(事務組合システムに)特別加入データの入力行っているため。	項番16と同様	委託解除届の入力内容を特別加入システムに自動反映させる想定はないが、「職権取消」及び「自動消滅」に係る画面入力を可能とする想定としている。
239	京都労働局	特別加入	P5～11	事務処理フローにおいて、署の業務に「特別加入申請書・変更届・脱退申請書(海外派遣、給付基礎日額変更申請書を除く)に係るOCR入力を行う」となっているが、署におけるOCR入力については検討をお願いします。	当該申請書類は、労働局長あての申請・届であること、及び署の業務処理が増加すること等から検討をお願いします。	項番14と同様	-
240	京都労働局	特別加入	P15	他府県の特別加入状況(申請・変更・日額・組合名)を検索できるようにしていただきたい。	労災保険給付に必要なため。	他府県の特別加入者に係る情報についても、検索可能とする想定である。	-
241	京都労働局	特別加入	P58	署がOCR入力する必要性はないのではないか。加入時検診申出書の受理確認や提出してもらう時期、その処理方法はどのように行うのか。	署の業務の負担増。	受付入力については、監督署及び労働局いずれでも行うことを可能とする想定である。加入時検診に係る処理についてはシステム化対象外であるため、現行と同様の事務処理フローとなり、署にて申請書等を受付した後、加入時検診の可否等の審査を行い、加入時検診の必要がある場合は、該当の健康診断証明書を併せて局へ進達することとなる。	-
242	京都労働局	特別加入	P5～11	① 労働基準監督署での「申請内容の審査」及び「りん議・決裁」とはどういったものか。 ② 局へ申請書が提出された場合は、該当署へ回送し、同署にてOCR入力を要するものとなるのか。	① 署にて申請書のOCR入力を行うこととされているが、その趣旨を教示いただきたい。 ② 局提出分の手続きが不明。 なお、これまでの事務処理経過を踏まえ、署では「形式チェック」とども、申請書のOCR入力を不要としていただきたい。	① 審査内容については、書面上の形式審査及び加入時検診要否に係る審査等を想定している。監督署での受付入力前の決裁の実施可否及び方法については、各署の実情に応じ対応することで差し支えない。 ② 受付入力については、監督署及び労働局いずれでも行うことを可能とする想定である。	-
243	京都労働局	特別加入	P18	① 様式第5号など、労災給付請求書と同様、受付印押印欄を設けていただきたい。 ② 申請先である「〇〇労働局長」の直下に「〇〇労働基準監督署長 経由」と表記していただきたい。 ③ 申請書及び変更届には、「所定労働時間 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分」を表記していただきたい。なお、「業務内容」と「所定労働時間」は、どのようにしてデータ入力されるのか、教示願いたい。	① OCR読み取り箇所への押印など、誤読を避けるため。 ② 労働者災害補償保険法施行規則第46条の19第1項において、「所轄労働基準監督署長を経由して」とされていることから。 ③ 記入漏れとなりやすいため。P22図1-17には、「業務内容」等が表示されているが、どのようにして入力するのかが不明。申請書及び変更届等の「イメージ画面」を検索できるようにしてほしい。	帳票のレイアウトについては、現在、検討中であるが、 ① 受付印欄を追加するよう検討を行う。 ② いただいた意見を踏まえ、検討する。 ③ 第1種に「業務の具体的内容」と「労働者の所定労働時間」は、別個の管理項目とする想定である。なお、「業務の具体的内容」については、打鍵入力項目とする想定である。	① 項番36と同様(申請書等について受付印欄を設ける想定)。 ② 項番15と同様(今回の開発では措置できない)。 ③ 第1種に「業務の具体的内容」と「労働者の所定労働時間」は、別個の管理項目とする想定である。なお、「業務の具体的内容」については、打鍵入力項目とする想定である。
244	大阪労働局	特別加入	P20	現在使用している帳票の注意書きには、「中小事業主等の場合には当該事業の枝番号を」とあり、相違している。従来の方法どおり、整理番号欄に中小事業主の場合は、枝番号を入力できるようにすべきと考える。また、整理番号欄には、整理番号または枝番号と記載すべきか、または、第1種用第2種用とすべきである。	従来の方法を今年度も事務組合あて説明している。委託事業場毎に日額申請書作成が必要となると、事務組合及び局の事務が煩雑になる。保険加入者欄も事務組合代表者の記入押印を指導しているし、ここが、委託事業主の押印が必要となると、年度末の3月に日額変更申請の受理期間があるが、年度更新処理ができない期間であり、これもまた事務処理の煩雑を招くと予想できる。	「給付基礎日額変更申請書」に係る「整理番号」欄については、第1種、第2種及び第3種いずれにおいても、特別加入者の整理番号を記載する想定としている。	-
245	大阪労働局	特別加入	P18、P19、P23	① 特別加入申請書、変更届に特別加入者の生年月日欄を設けるべきである。(23頁のデータベース管理項目には生年月日の項目があり、整合性がないと思われる。) ② 本人確認欄の項目を設けてはどうでしょうか。	① 特に規模の大きい一親方等団体は、同姓同名の会員を抱えており、同一人物かどうかを判断する材料は、整理番号のみであるため、また、民間の保険加入時に生年月日の記入は常識となっているため。 ② 一親方等の変更届については、不正受給防止の観点から免許証等本人確認を行い、確認した場合は、「本人確認済」等の記載を一親方等団体に依頼している。	① 「生年月日」については、OCR読み取り項目とする想定である。 ② 本人確認については、その方法等に関し、局署の実情に応じた対応とすることで差し支えない。	① 特別加入申請書等に「生年月日」記載欄を設け、システム打鍵入力及び検索結果出力項目とする想定である。 ② 本人確認については、その方法等に関し、局署の実情に応じた対応とすることで差し支えない。
246	奈良労働局	特別加入	P14	「〇受付」が、労働局にあるが、内容が「署職員」となっているため、「局職員」に訂正していただきたい。なお、署に提出された場合は、署職員が受付を行い、局に進達するフローになる。	局署申請の処理フローを明確にしてほしい。	項番5と同様	-
247	奈良労働局	特別加入	P5	事務処理フロー図に、申請者に控を返すフローを入れて欲しい。	労災保険関係の書類の適正な管理の必要性から、控の交付が重要である。特別加入手続きの変更により、特別加入変更届の控が通知書の代わりとなっている。	項番1と同様	-
248	奈良労働局	特別加入	P18、19、22、23	23頁の「データベース管理項目一覧」では、特別加入者の登録項目に「生年月日」があるが、18頁、19頁の「申請書」「変更届」には生年月日の記載欄が設けられておらず、どのように登録するのか不明。承認・変更の段階で生年月日の登録も行えるようにすべき。22頁の検索画面では、検索項目・照会結果に生年月日欄がない。「生年月日」を追加すべき。特別加入者の生年月日の登録は、システム管理する上で必要不可欠と考える。	生年月日の登録がなければ、同事業場の同姓同名者(フリガナ)の区別を行うことができない。(整理番号のみでは特定できない)(特に第2種の場合に、同姓同名者(フリガナ)の存在は普通に有り得ること)給付請求がなされた際には、生年月日が確認できることから、システムでは必ず入力可能としていただきたい。	帳票レイアウトについては、現在、検討中であるが、「生年月日」については、OCR読み取り項目とし、システム管理する想定としている。	特別加入申請書等に「生年月日」記載欄を設け、システム打鍵入力及び検索結果出力項目とする想定である。
249	奈良労働局	特別加入	P8	労働基準監督署欄の内容審査項目(特別加入時検診の要否など)上記該当の記載箇所は、5ページの第1種特別加入(中小事業主)の労働基準監督署欄の内容審査項目と同一となっている。	第2種特別加入申請については、団体申請であり、特別加入団体として要件を満たしているか確認するものである。新たに特別加入団体に加入し、第2種特別加入者の加入申請する場合は、変更届により、申請を行うものである。	局及び署の審査事項は従来どおりであり、第2種の申請時には、特別加入団体要件を満たしているかについても審査事項となる。	-
250	奈良労働局	特別加入	P19	整理番号を記載することになっているが、空白の場合どのように処理を進めるのか	システム前に承認されている特別加入書のデータ移行について示されていないが、移行時に整理番号が付与されるのであれば、事務組合等からの変更届提出時には空欄のまま提出されることにならないのではないか？中小事業主等の場合はデータが少ないため、検索に支障はないが、一親方等団体の場合、氏名(カタカナ)のみでは、検索に支障をきたすのではないかと	項番45と同様	-
251	奈良労働局	特別加入	P5	① 特別加入申請書等のOCR入力については、署ではなく局で行う仕組みにすべきである。 ② 署における稟議・決裁は不要である。	特別加入申請書については、労働局長あての申請書であり、署に提出された場合は、局に郵送しているため。なお、署からの特別加入にかかる検索は必要である。	項番42と同様	-
252	和歌山労働局	特別加入	P6	変更決定希望年月日の入力は遡及した日付でも入力可能か	遡及した日付で変更届が提出されてくることもあるため。(加入者の死亡や役員辞職のとき)	変更の届出は受付翌日以降に有効となる原則を踏まえつつ、特別加入者の資格が自動消滅した時の事務処理については別途検討を行う。	変更届による個別脱退に係る「異動年月日」等に関し、遡及日付を入力することも可能とする想定である。
253	和歌山労働局	特別加入	P6	事務組合の控が無く、通知書を発送しない場合(第一種、第二種変更届の特別加入時検診を要しない承認)には、事務組合で経過書面等が残らないので、署にあるいは局に控(写)を依頼されることとなる。その場合は、文書開示しか方法は無いのか	通知書が発送されないと、事務組合としては経過が書面として残らないので、控え等の依頼が多くなると思われるため	項番1と同様	-
254	和歌山労働局	特別加入	P5	特別加入申請書等の現在の書式では、事務組合控等があるが、無くなるのか	事務処理フローの中では、これまで事務組合の控えの記載がないため	項番1と同様	-

「特別加入、第三者行為災害、義肢等補装具費等に係るシステム化の概要」に対する意見 検討結果

項番	局名	分類	該当箇所	意見内容	意見理由	検討結果	再検討結果
255	和歌山労働局	特別加入	—	システム稼働前のデータ(紙台帳や局独自システムにて管理されたもの)の移行はどのようなものか	これまでの紙台帳によるデータ等のシステムへの移行について、記載がない	項番74と同様	項番86と同様(平成24年7月6日付け事務連絡「特別加入に係るデータの移行等について」等を参照されたい)。
256	和歌山労働局	特別加入	P5~11	特別加入・変更・脱退申請時点で労働基準監督署での入力が必要ではない。	労働局長が加入・脱退承認を行うために、労働局で入力すれば十分である。 労働基準監督署では変更届も紙媒体でのリアルタイムな内容確認が可能。 個人情報漏えい・紛失に対応する受付入力であれば、事務組合等から労働基準監督署を経由せず、労働局に直接提出することとしてはどうか。	項番14と同様	-
257	和歌山労働局	特別加入	P18、19	作業の具体的な内容の欄については打鍵入力となるのか。また、打鍵入力とのことであれば入力可能文字数の制限があるのか。	機能一覧において作業の具体的な内容が表示出来るようになっていないが、帳票の当該欄はOCR読取りとなっていないため。 また、作業の具体的な内容欄には労働者の所定労働時間も記載することになっており、変形労働時間制、シフト制等を採用している事業場であれば、数通りの入力が必要と考えられることから、入力文字数に制限があるか否か確認したい。	打鍵入力項目とする想定である。なお、極力、入力可能文字数を多く確保するよう検討を行う。	作業の具体的な内容欄は打鍵入力項目とし、最大40文字まで入力可能とする想定である。 また、第1種に「業務の具体的な内容」と「労働者の所定労働時間」は、別個の管理項目とする想定である。
258	和歌山労働局	特別加入	P16	給付基礎日額の変更(第1種・3種特別加入者)については、年度更新時に申告書内訳で変更することが出来るが、その際のOCR処理方法は。	OCR処理をどのように行うか示されていないため。	項番30と同様	-
259	岡山労働局	特別加入	P5~13	監督署において提出された申請書についてりん議・決裁を行うこととなっているが、入力を行うことに関しりん議決裁を行うこととなるのか。(加入時健診の処理は別として)上記のためだけの処理であれば、監督署においては回送のみとし、労働局において入力処理を行うべきではないか。 また、現案においては監督署のみでの受付入力となっており、労働局に直接送付された申請書・変更届・脱退申請書はどのように取り扱われるのか。労働局においても受付を可能とし、あわせて入力が行えるようすべきではないか。	特別加入に関しては労働局長の承認行為であり、監督署においてりん議・決裁を行うことは署長の職責を超える行為と思われる。	監督署での受付入力前の決裁の実施可否及び方法については、各署の実情に応じ対応することで差し支えない。また、受付入力については、監督署及び労働局いずれでも行うことを可能とする想定である。	-
260	岡山労働局	特別加入	P20	今まで、第一種特別加入の場合、年度更新時に、事務組合より提出される保険料申告書内訳により、給付基礎日額の変更を行っていたが、このことについては、今後どのようなものか。	事務処理フローに設定がないため質問したもの。	項番30と同様	-
261	岡山労働局	特別加入	P57	地方局で利用中のシステムから抽出する既存データについて、いつ頃までにどのような形で労災保険業務課に提出するのでしょうか。 ・データ抽出・変換にかかる費用は予算化されるのでしょうか。 ・徴収業務支援システム(RSシステム)への移行データ構築時に、23頁に掲げるデータベース管理項目を含めて提出し、これらのデータを流用することはできないのでしょうか。	平成23年12月19日付けで労働保険徴収課より発出された事務連絡「RSシステム導入に伴うデータ構築等に関する調査」において、「ソフトウェア等を有する労働局においては、システムに有用なデータを抽出・変換し、RSシステムへ移行する。」「RSシステムへの非連携データのうち、必要なデータについては徴収クライアント端末上で使用できる任意の形式に変換してRSシステムサーバ内の共有ファイル領域に保管し、使用することができる。」とあり、特別加入システム化に伴いRSシステムへのデータ移行と同様の作業を要するのであれば、費用と準備事務の軽減を図りたい。	項番74と同様	項番86と同様(平成24年7月6日付け事務連絡「特別加入に係るデータの移行等について」等を参照されたい)。
262	広島労働局	特別加入	P5~11	申請書等入力は局において行うこととしていただきたい。 なお、局で入力を行うに当たっては入力用端末の確保を行っていただきたい。	現在独自システムを使用しているが、データ入力は局・徴収課において行っている。 一昨年8月に出された検討結果(平成22年8月4日付け基労保発0804第3号)においてもOCR入力は局において行う予定とされていた。 現在の人員では、署で入力業務を行うことは困難である。	受付入力については、監督署及び労働局いずれでも行うことを可能とする想定である。 労働基準行政システム端末の増設については、予算の制約があり、措置困難である。	受付入力については、監督署及び労働局いずれでも行うことを可能とする想定である。 労働基準行政システム端末の増設については、予算の制約があり、措置困難であるが、KCを使用することにより、適用徴収システム端末からの特別加入システムの操作(Thin Client操作)を可能とする想定としている。
263	広島労働局	特別加入	P5~14	局で行う入出力業務、検索業務は、適用徴収システム及び総務システムの端末を使用することを可能とさせていただきたい。	現在徴収課においてデータ入力を行っているが、徴収課には基準行政システムのOCRが設置されていない。また、Thin Client 端末も4台しか設置されておらず、特別加入業務担当職員数に比して圧倒的に不足している。又、当該担当職員の中には基準行政システムのIDを保有していない者もいる。	適用徴収システム及び総務システムとの端末の共有機能については、開発対象外である。 労働基準行政システム端末の増設については、予算の制約があり、措置困難である。	項番135と同様(KCの使用により、適用徴収システム端末からの特別加入システムの操作を可能とする想定)。
264	広島労働局	特別加入	—	事務組合の基幹番号(それぞれの末尾)毎に、全件リストの作成は可能か	同時に使用できる端末が現在より増えない場合、年度更新時の特別加入の内容確認をする際に必要となる。	項番15と同様	-
265	広島労働局	特別加入	P19	変更届の新様式には事務組合の記入、押印欄がありません。要否をご指示いただきたい。	現状では余白に事務組合の記入、押印を整備させている。	項番29と同様	項番56と同様(様式第34号の8について、裏面に事務組合名を記載する欄を設ける想定)。
266	広島労働局	特別加入	P22	検索条件に「管轄局署」を入れていただきたい。	承認の範囲は別として、検索を絞り込んでゆく手段として、また、システム処理時間を考慮して条件を追加するのが便利だと考える。(特に氏名検索の場合)	項番197と同様	項番197と同様(「局署コード」を検索条件項目に含める想定)。
267	広島労働局	特別加入	P23	データベース管理項目27、61 この項目はOCR入力となっていないが、どのように入力され(読み取られ)登録されるのか。	入力方法が不明のため。	打鍵入力項目とする想定である。	-
268	広島労働局	特別加入	—	入力が一部打鍵入力となっているが、打鍵入力が必要な項目を極力少なくしていただきたい。	OCR入力でないところはイメージペーパーを活用する等により、打鍵項目を減らした方が効率的と思われる。	項番130と同様	項番130と同様(FAT端末への業務集中等を軽減する観点から、Fat ClientでのOCR帳票入力による入力項目は「受付年月日」及び「労働保険番号」等の事業場情報のみとする想定)。
269	広島労働局	特別加入	—	漢字氏名の入力が必要であるが、氏名に使用される漢字について、追加登録が容易にできるようにしていただきたい。	個人名に使用される漢字について、現行基準行政システムでは非対応で入力できないものが多いが、個人の特定のためには、氏名を正しく入力が必要だと考えられる。	特別加入システムにおいても、「労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システム」が対応可能な漢字に関し入力可能とする予定である。	-
270	山口労働局	特別加入	P15	受付日を管理するようになっているが、19頁OCR帳票イメージには受付日の入力箇所が見当たらないが如何か。	なし	項番179と同様	-
271	山口労働局	特別加入	P14	職権による給付日額変更の帳票が必要ではないか。	第一種特別加入の給付日額の変更については、年度更新時の事務組合保険料・一般拠出金申告内訳に記入することで可となっているため。	項番30と同様	-
272	徳島労働局	特別加入	P5~11	平成22年8月4日付け基労保発0804第3号の別添(意見要望検討結果)の項番18等においては、特別加入等申請書の入力は局にて行う予定とされていたが、今回提示された概要においては当該申請書の入力を署にて行うこととされており、署が行う事務処理に「りん議・決裁」及び「入力」となっている。「りん議・決裁」は局にも示されており、重複して行うことは非効率と思われる。本来、特別加入等申請書の審査、入力については、受付入力から承認(又は不承認)決定まで局が行うべきなので、署の「りん議・決裁」の記載は抹消し、局が行い、「受付」「入力」についても局において一貫して行う方が効率的と考えられるため、事務処理フローを変更すべきと思われる。	特別加入等申請書は、事務組合の主たる事務所の所在地を管轄する署を経由して局長へ提出することとされており、原則として署で受付し申請内容の審査後局へ進達し、局長が承認・不承認を決定することとなっていた。主な事務処理は局が担当しているところである。 しかし、実態として直接事務組合から局に当該申請書が提出される場合もあり、この場合はそのまま局で受付し、内容審査、承認(又は不承認)決定が行われている。署で受付入力を行うことになれば、局署間の転送に時間を要する事案も発生し、効率的な事務処理に支障を来たすものと思われる。 また、署で受付入力を行うこととなると、年度当初の繁忙期において署の業務量が増え、現在の職員数では迅速な事務処理ができない恐れがあり、通常業務にも支障を来たすことが考えられる。従来の事務処理と同様とするならば、署は受付後、形式的な内容審査を行ったうえで速やかに局へ進達し、局が受付入力から決議・決定業務まで主体となって事務処理を行うことが事務効率が良いと料する。	項番259と同様	-
273	徳島労働局	特別加入	P18、19	具体的な内容を正しく記載させるには「業務の具体的な内容」欄が小さすぎるため、拡張してほしい。	「特定業務との関係」欄の5つある記入枠を1つにして特定業務の種類を数字で記入するように変更する又は、備考欄を削除するなどして「業務の具体的な内容」欄を拡張できないか。	項番4と同様	項番4と同様(帳票上、打鍵入力となる項目欄については、極力、記載欄を大きくする方針)。
274	香川労働局	特別加入	P5、6	要健康診断の場合の処理方法について示していただきたい。	健康診断の結果、承認・不承認又は加入制限の場合の処理方法及び入力が不明である。	項番113と同様	-
275	香川労働局	特別加入	P14	第一種特別加入者については、年度更新期間中に「保険料申告書内訳」により変更できることとなっているが、その場合の処理方法について示していただきたい。	全件「給付基礎日額変更申請書」を提出することに処理方法を変更するのか、処理方法を変更しない場合に、年度更新時の変更申請と前年度中に変更申請があった場合の区別はどのようにするのか不明である。	項番30と同様	-

「特別加入、第三者行為災害、義肢等補装具費等に係るシステム化の概要」に対する意見 検討結果

項番	局名	分類	該当箇所	意見内容	意見理由	検討結果	再検討結果
276	福岡労働局	特別加入	P5~11	署又は局にて加入申請書等入力後、局にて決議書を作成することになるが、決議書出力分の確認のため決議書の出力を可能にしたい。	決議書出力漏れ等を防ぐため。	左記リストの出力機能の実装は想定していないが、決議書出力画面にて、決議書が出力済であるか否かを判別可能とする想定である。	決議書出力画面にて、決議書が出力済であるか否かを判別可能とする想定である。また、受付入力済であるが未決議状態等のデータ把握を可能とする未処理事案リストを出力させる仕様を想定している。
277	福岡労働局	特別加入	P5~11	署又は局での加入申請書等受付から入力までの期間(受付の翌日まで等)は定められることになるのか。	年度更新時期の繁忙期には加入申請書等に受付印を押した状態で保管しておき、合間を見て数日分をまとめて入力することも考えられるため。	項番35と同様	-
278	福岡労働局	特別加入	P18~20	一人親方等にかかる加入申請書及び海外派遣関係のOCR帳票イメージが記載されていないが、どのような様式になるのか。	なし	項番163と同様	各申請書等に係るシステム化後の概要は以下のとおり想定している。 ・受付印欄を設ける。 ・OCR読み取り可能項目は、「労働保険番号」及び「受付年月日」のみとする(Thin Client上で画面への打鍵入力も可能)。 ・特別加入者を特定するキー情報として「生年月日」項目を設ける。 ・整理番号については、システムによる自動発番となることから、職員記載欄とする。 なお、第1種との共通項目の他、第2種及び第3種に係る固有の項目についても、記載欄を設ける想定としている。
279	福岡労働局	特別加入	P5~14、18、21	加入申請書OCR帳票イメージでは、事業場名称は、カナ入力となっているが、事業場情報検索画面イメージでは、漢字での名称に加え、所在地、電話番号が表示されている。漢字名称、所在地、電話番号についてはどのようにシステムに反映させるのか。また、事務組合や事業場情報は、申請及び届の度に入力が必要となるのか。打鍵ではなく、保険関係成立届等のデータが自動的に反映するよう適用徴収システムとリンクさせ、労災システム内で一度登録されてデータベース管理項目にあるものは、再度の入力を省略できるようにしてほしい。毎回の入力が必要ならば、漢字部分も成立届のようにOCR読み取り可能としてほしい。	適用関係データを打鍵入力することになれば、かなりの時間を要することになるため。	項番13と同様	-
280	福岡労働局	特別加入	P5~11	署での加入申請書等入力時点で、決議書を自動出力させることとできないか。	局で決議書出力のためだけに処理を行うのは業務量が增大するだけであり、局の審査段階で修正があったもののみ、局で決議書を再出力することで足りると思われるため。	システム上は、監督署においても決議書を出力させることを可能とする想定である。	項番64と同様(監督署及び労働局いずれにおいても受付入力を可能とし、決議書の出力等については局のみで可能とする想定)。
281	福岡労働局	特別加入	P5~14	申請書、変更届のOCR入力を監督署で行い、入力済み申請書等を局へ進達、局で決議書を作成し、決裁後、再度OCR入力することとなっているが、監督署と局それぞれでの入力内容が不明であり、明示いただきたい。局での入力は、審査における修正内容のみなのか。また、このフローは固定なのか。例えば、申請書のOCR入力も局で行うことが可能か。	署から入力されていない申請書等が局へ送付された場合、署での入力であれば署へ戻戻し、入力、再度局へ送付となり承認通知までに時間を要してしまうが、局で申請書等の入力が可能であれば、承認通知までの時間を署へ戻戻ししない分短縮できるため。	項番64と同様	項番64と同様(監督署及び労働局いずれにおいても受付入力を可能とし、決議情報の入力等については局のみで可能とする想定)。
282	福岡労働局	特別加入	P18、19	特別加入においては、業務内容、所定労働時間の確認が重要となるが、OCR用の申請書、変更届における業務内容記入欄がこれまでの手書用紙よりも小さいため、十分記入されないのではないか。枠内に記入できない場合は、裏面に記入できるようにしてほしい。また、加入申請書等の「業務の具体的な内容」の欄には、業務内容に加え、所定労働時間も記入することとなっているが、「所定労働時間」の表示がされていない。「業務の具体的な内容及び所定労働時間」等とすることはできないか。	労災保険給付の際に、具体的な業務内容、所定労働時間の確認が必要となるが、記入欄が小さく足りなければ、業務内容が具体的に記入されないことも考えられるため。また、所定労働時間の表示がされていないと、加入申請書等の署受付時に所定労働時間の記入もれが予想されるため。	第1種に関し、「業務の具体的な内容」と「労働者の所定労働時間」は、別個の管理項目とする想定である。また、OCR帳票化に際し、打鍵入力となる項目欄については、極力、記載欄を大きくするよう検討を行う。	第1種に関し、「業務の具体的な内容」と「労働者の所定労働時間」は、別個の管理項目とする想定である。また、OCR帳票化に際し、打鍵入力となる項目欄については、極力、記載欄を大きくする方針としている。
283	福岡労働局	特別加入	P57	既存データ移行は、当局でシステム管理中のデータにおいて一部不足部分(業務内容、健康診断の有無等)がある場合は、データによらず紙媒体による提供としても構わないのか。また、データ+一部紙媒体による提供も可能なのか。	なし	項番74と同様	項番86と同様(平成24年7月6日付け事務連絡「特別加入に係るデータの移行等について」等を参照されたい)。
284	福岡労働局	特別加入	P14	フローチャートが局で署職員が受付日付印押印となっているが、局職員の誤りではないか。	なし	記載誤りであり、正しくは「局職員が受付日付印を押印します。」である。	項番5と同様(監督署及び労働局いずれにおいても受付入力を可能とし、決議情報の入力等については局のみで可能とする想定)。
285	福岡労働局	特別加入	P5、6、8、23	データベース管理項目一覧によると、データ入力しなければならない項目が多く、事務処理フローには、「特別加入申請書を受け付けた後、審査内容について決裁し、OCR入力後局に進達」とあるが、署での受付入力は、「受付年月日」、「労働保険番号」のみを入力するだけとはできないか。	具体的な事務処理が示されていないが、今回の事務処理フローよりデータベース管理項目一覧に挙げられている項目をすべて署で入力することとなり、項目が多くこれ以上業務となることと予想されるため。	項番14と同様	受付入力に関しては、「受付年月日」及び「労働保険番号」の情報のみの入力でも可能とする想定である。
286	福岡労働局	特別加入	P17、23	健康診断が必要な特別加入者に関しては、「受付年月日」、「労働保険番号」以外の項目を署で入力するのであれば、「特別加入時健康診断実施依頼書」、「特別加入時健康診断指示書」、「健康診断未実施一覧」を出力できるようにしてほしい。上記の出力書類を作成するためにデータベースには、「健康診断指示日」、「受診予定日」、「健康診断済のチェック欄⇒健康済」を設けていただきたい。	健康診断が必要な特別加入者に関しては、現在の業務においても特別加入者の情報を当局独自にパソコン入力して依頼書・指示書を作成しており、OCR入力したデータを用いて依頼書・指示書が出力できれば二度手間がなくなり事務簡素化となるため。また、健康診断を受けていない特別加入者の把握もシステムにより管理できるため。	項番113と同様	-
287	福岡労働局	特別加入	P18、22	「特別加入申請書」は、複数人を一括申請できる様式ではなく、個人別にして記入スペースを広くしてほしい。	情報画面に「特別加入者氏名(漢字)」欄があるが、「特別加入申請書」には氏名カタカナのOCR入力欄しかないため、氏名(漢字)欄もOCR入力欄にしてほしい。(打鍵入力を避けるため)情報画面に「業務の具体的な内容」が出力されているが、これは画像出力とすべきであり、打鍵入力は業務量や入力ミスを考慮すると現実的でない。また、加入時検診を考慮すると、個人別にした方が迅速処理を行える。	申請書等に関しては、現行どおり一括申請を可能とするレイアウトを想定しているが、決議書の出力単位については、いただいた意見を踏まえ、検討する。	申請書等に関しては、現行どおり一括申請を可能とするレイアウトとし、決議書の出力単位については、当該申請書等単位とする想定としている。
288	福岡労働局	特別加入	-	電子申請による申請も可能であるとすれば、そのフローチャートを示していただきたい。	なし	項番58と同様	-
289	佐賀労働局	特別加入	P5	OCRへの受付入力業務は監督署で行うこととなっているが、これを省略し、局において入力することは可能か否か。	特別加入に関わる書類は、署での入力より局において入力することが、早期事務処理の観点からも有効と思われる。	項番14と同様	-
290	長崎労働局	特別加入	-	過去の特別加入者承認済データについては、本省においてRSシステムのデータより移行してほしい。また、新規の特別加入者OCR入力データをRSシステムに反映するようしてほしい。	現在、特別加入者の承認データについては、独自システムにおいて管理している。平成24年度からRSシステムも稼働することとなり、その準備のためRSシステムに特別加入者の独自データを移行することとなるが、移行には費用も時間(業務量)もかかるもので、一度移行したデータがOCRに反映されないのであれば、無駄に費用も時間もかかるだけである。OCRとRSシステムとの両方へのデータ入力が必要となることから、片方のデータを入力することにより、データが反映するようしてほしい。	過去データの登録方法については、現在検討中である。特別加入システム稼働後は、特別加入システムに入力されたデータを、本省にてRSシステムに反映させる想定としている。	各労働局で管理している特別加入情報に係るデータ移行方法等については、平成24年7月6日付け事務連絡「特別加入に係るデータの移行等について」等を参照されたい。また、特別加入システム稼働後は、特別加入システムに入力されたデータを、本省にてRSシステムに反映させ、RSシステムとデータ連携する想定としている。平成25年5月13日付け事務連絡「RSシステムと特別加入システム間の連携及び平成25年5月以降の特別加入に係るデータの取扱いについて」を参照されたい。
291	長崎労働局	特別加入	P5~13	署において、特別加入者申請書等の内容審査及び決裁、OCR入力を行わなければならないこととなるが、内容審査等業務が増加することとなり、また、年度更新時に相当の特別加入申請書等の提出が予想されることから、局のみの入力でも可処理ができるようにはならないか。	現在当局においては、労働保険徴収室において特別加入者の承認業務を行っているものであり、事務処理フローどおりであれば、業務が増加することは明らかである。また、年度更新時には個別事業場の対応だけでも大変であり、その時期に他の業務も増加することは、署に相当の負担がかかるものと思われる。	項番14と同様	-
292	長崎労働局	特別加入	-	電子申請処理は、これまで通りでも構わないと思うが、認可処理に当たっては申請したデータを直接OCRに反映させるようにしてほしい。	電子申請処理をして、さらにOCR入力のための帳票を作成する等無駄な手間を省いてほしい。	項番58と同様	-

「特別加入、第三者行為災害、義肢等補装具費等に係るシステム化の概要」に対する意見 検討結果

項番	局名	分類	該当箇所	意見内容	意見理由	検討結果	再検討結果
293	長崎労働局	特別加入	P20	給付基礎日額の変更は、年度更新時に申告内訳書において、その額を変更することができるようにしているが、年度更新前に給付基礎日額変更申請書を提出する場合を除き、これまで同様に年度更新時に変更申請書は提出する必要はないものとしてほしい。局による職権での入力処理としてほしい。	事務組合の手間が増え、また、年更時の忙しい時期に未提出の事務組合に連絡をしたり、その都度提出の有無を確認するのが困難である。	項番30と同様	-
294	長崎労働局	特別加入	P18	(12)(26)(40)(56)欄について、「業務の具体的内容」との記載であるが、(所定労働時間等)の付記をお願いしたい。	現行の様式においても特に記載が無いため、所定労働時間の記載を行わずに提出されることが多いため。	項番17と同様	-
295	長崎労働局	特別加入	P5	第1種の特別加入の事務処理フローには、健康診断が要の場合にかかる健康診断の指示書、依頼書、受診結果(診断書)の処理が入っていないが、入ってなければ入れて欲しい。	情報入力により管理するシステムであり、入力した情報をもって健康診断の指示書、依頼書を作成・印字できるように願う。	項番113と同様	項番113と同様(加入時検診に係る処理についてはシステム化対象外である)。
296	長崎労働局	特別加入	P5	特別加入申請書、変更届の帳票イメージでは、氏名及び業務内容欄が狭いのではないかと。予定者欄を2~3人分に削減するなどして、記入欄を大きくした方がよい。第三種(海外派遣)にかかる帳票イメージがないため、帳票の記載欄の大きさはどうなるのか?申請する(記載する)側の立場で帳票構築を検討してほしい。	申請者が記入困難であるため。	項番4と同様	項番4と同様(帳票上、打鍵入力となる項目欄については、極力、記載欄を大きくする方針)。
297	熊本労働局	特別加入	P18	図のOCR帳票については4部複写であると思料されるが、OCR帳票化されることで、3枚目以降について文字が読み取れないことが危惧される。4部とも読み取れるような紙媒体にしてほしい。	規則上2通必要なことは承知しているが、労働局で承認通知を行う際4部とも必要であるため。	項番1と同様	-
298	熊本労働局	特別加入	P18	図のOCR様式は、基準システムからの出力のOCRのように見える。この場合申請用紙が1枚になるので、受付手順を明らかにしてほしい。	規則では2通必要であり、現在は4枚で申請を行っていただいているところである(複写式)。現状受付時に受付印をついた控えを返しているところであるが、今後は控えが無くなることになる。その場合、規則と制度が違うと指摘をされる可能性があるため、全国統一した手続きを示してほしい、若しくは規則をへんこうすることになるか示してほしい。	項番1と同様	-
299	熊本労働局	特別加入	P18	特別加入予定者、業務の具体的内容打鍵入力項目であると思料されるが、申請者が記載した内容をすべて網羅するようにしてほしい。	申請者次第では具体的詳細に記載する者と簡潔に記載してくる者がいるが、いずれも記載された内容が検索したとき反映されないと監督署での事務処理に影響を及ぼすため。	項番257と同様	特別加入システムは、労災システムのサブシステムであることから、労災システム本体同様、「氏名(漢字)」は40桁、「氏名(カナ)」は20桁まで管理可能とする想定としている。また、「業務の具体的内容」については、最大40文字まで入力可能とする想定である。
300	熊本労働局	特別加入	P18	告示様式第34号の7(裏面)において、「業務の具体的内容」の欄には、特別加入者として行う業務の具体的内容並びにその者の従事する事業の使用労働者の所定の始業及び終業の時刻を記載することとされているので、告示様式第34号の7(表面)においても「業務の具体的内容」の欄に使用労働者の所定の始業及び終業の時刻欄を設けてほしい。	必須であるにもかかわらず明記されていないため。	項番17と同様	-
301	熊本労働局	特別加入	P18	整理番号4ケタから6ケタにしてほしい。	ある一人親方団体の現在の整理番号末尾は3500番台である。ひとシーズン相当入れ替わりがあるため近い将来整理番号が9999となり、身動きがとれなくなるから。	項番39と同様	項番39と同様(6桁までの管理を可能とする想定)。
302	熊本労働局	特別加入	P21、22	検索画面に印刷キーがないので印刷ができるようにしてほしい。	入力の際に職員が打鍵方式を取っているのに確認が画面上のみでは、複数での確認を行おうとすると入力時に複数人の立会いが必要となる。また、給付審査の際も書類審査上では書類添付ができず、審査が不便であるため。	項番7と同様	項番7と同様(検索画面の印書機能等の実装は困難であるため、EXCEL等への画面キャプチャの貼り付け等にて対応いただくこととなる)。
303	熊本労働局	特別加入	P22	部分一致検索やあいまい検索を可能にしてほしい。	労働基準行政システム上では外字フォントで旧字体の登録がある。たとえば「崎」の字ひとつとっても3通りはあります。また、「山崎」などは、「ヤマサキ」が「ヤマザキ」の双方の場合も考えられるので、検索しても見つかりみつからなかつたりと一定しないため。	項番201と同様	項番202と同様(部分一致検索を可能とする想定)。
304	熊本労働局	特別加入	P23	加入時健康診断を病院にした場合、特別加入者の生年月日について、病院からの問い合わせが多いため、様式に取り込んでほしい。不可能であれば申請書様式変更も含め検討してほしい。	特別加入者の生年月日は、規則上申請の対象となっていないため。しかし、実用上把握する必要がある内容であるため。	「生年月日」については、システム管理項目とする想定である。	-
305	熊本労働局	特別加入	-	年度更新申告書の添付書類である保険料・一般拠出金内訳書による給付基礎日額変更について、「システム概要」に記載がないのでどう対応するか示してほしい。	昭和42年2月21日付け基災発第4号「労災保険事務組合並びに特別加入に関する事務処理について」の記の3の(1)の「年度更新時に特別加入者がすでに決定された給付基礎日額の変更を希望する場合」であって、当該変更申請が変更を希望する年度の6月1日から7月10日までになされた時である場合には事後の変更申請を認めることとする。とあるものの「システム概要」に記載がないのでどう対応するか示してほしいもの。	項番30と同様	-
306	大分労働局	特別加入	P4~11	・システム化後は署において受付入力作業を行うのか。 ・署でしか受付入力できないのか?署でも局でも入力可能としてほしい。	・現在、局においては適用関係書類のシステム入力作業は全て労働局の徴収室で行っているため。(署でしか入力できないとなると、署の業務量が增大と思われるため)。	項番14と同様	-
307	大分労働局	特別加入	P5~13	署及び局で行う内容審査は、従来どおり(署:加入時健康診断の要否等、局:その他加入決定に関すること等)でよいのか。	どちらか一方の業務量増とならないようにしてほしい。	署及び局の内容審査については、現行どおりで差し支えない。	-
308	大分労働局	特別加入	P18	記載欄の幅を広げられないか	業務の具体的内容を詳細に記入するには狭いと思われるため。	項番4と同様	項番4と同様(帳票上、打鍵入力となる項目欄については、極力、記載欄を大きくする方針)。
309	大分労働局	特別加入	P22	入力可能な文字数を増やせないか	文字数が多い場合に対応するため。	極力、入力可能文字数を多く確保するよう検討を行う。	極力、入力可能文字数を多く確保する方針としている。
310	宮崎労働局	特別加入	P14	署の受付処理がないが、署における受付処理は省略する方針なのか。	現行では署を経由する形で進捗しているため。	項番64と同様	-
311	宮崎労働局	特別加入	P19、20	「特別加入に関する変更届/特別加入脱退申請書」及び「給付基礎日額変更申請書」の様式に、労働 保険事務組合の名称・所在地を記載する欄を設けていただきたい。	特別加入者の業務内容の変更及び特別加入者の追加等変更が生じた場合は、届等の提出で足りることとなったが、届等の不備に対し補正を行った場合や、追加として記載された者が特別加入者に該当しない場合には通知をする必要があり、その際、送付先が労働保険事務組合である場合が多いが、個人情報漏えいを防止する観点(誤送付を防ぐため)から、実際に送付先である労働保険事務組合の名称・所在地を記載させるべきである。「給付基礎日額変更申請書」についても、第1種特別加入者が新年度の給付基礎日額の変更を希望し事前に申請する場合も、個人情報漏えいを防止する観点(誤送付を防ぐため)から、実際の送付先である労働保険事務組合の名称・所在地を記載させるべきである。	項番29と同様	項番56と同様(様式第34号の8について、裏面に事務組合名を記載する欄を設ける想定)。
312	宮崎労働局	特別加入	-	① 事務組合等への周知予定はあるのか。また、様式はインターネットからのダウンロードを適用するのか。 ② 特別加入様式について、受付印の欄・決裁欄を追加できないのか。	① 特別加入について、様式がかなり変わるため、手交する件数が増え、用紙が足りなくなる可能性が高いため。 ② 機械処理の関係で受付印による誤読が増える上、署の決裁が必要と記載されているが、様式的に無理があるため。	① 様式の変更に関し、事務組合等への周知を行う予定としている。また、OCR化する帳票については、インターネットからのダウンロードを可能とする想定である。 ② 帳票のレイアウトについては、現在、検討中であるが、受付印欄を追加するよう検討を行う。なお、申請書等に決裁欄を追加することは想定していない。	① 様式の変更に関し、事務組合等への周知を行う予定としている。また、OCR化する帳票については、インターネットからのダウンロードを可能とする想定である。 ② 特別加入申請書等について、受付印欄を設ける想定としている。なお、申請書等に決裁欄を追加することは想定していない。
313	宮崎労働局	特別加入	P14	第一種特別加入者に係る、日額変更の機械処理はどうか。	現在、第一種特別加入者に係る日額変更は、保険料申告内訳で変更しており、給付基礎日額変更申請書を提出していないため。	項番30と同様	-
314	宮崎労働局	特別加入	P57	労災保険業務課で既存データを提供し、労災システムへ登録した後、漏れ等がないか確認する機会はあるのか。	活用する上で、漏れ等がない方がいいため。	項番74と同様	項番86と同様(平成24年7月6日付け事務連絡「特別加入に係るデータの移行等について」等を参照されたい)。

「特別加入、第三者行為災害、義肢等補装具費等に係るシステム化の概要」に対する意見 検討結果

項番	局名	分類	該当箇所	意見内容	意見理由	検討結果	再検討結果
315	鹿児島労働局	特別加入	P5～14	申請書等のOCR入力、稟議・決裁の前にシステムを設計されたい。	第三者行為災害関係の事務処理では受付後、OCR入力して審査等を実施することになっています。また、現在、労災給付請求書などは、受付後、直ちにOCR入力することになっています。特別加入関係書類は、事務組合等から申請書が提出された後、監督署で受付を行い稟議、決裁を行ってからOCR入力することになっていますが、リスク評価の通達との関係からも受付後直ちにOCR入力して電子的な記録をとることが必要と思われる。したがって、稟議・決裁前にOCRによる受付入力が可能となるようにシステムを設計されるよう要望します。	監督署での受付入力前の決裁の実施可否及び方法については、各署の実情に応じ対応することで差し支えない。	-
316	鹿児島労働局	特別加入	P5～14	稟議・決裁はどのような内容を想定されているのか、決裁手続きについて詳細をお示しいただきたい。	現在、監督署では、特別加入申請等も含め適用・徴収関係の申請書等は、事務処理手引（平成12年3月31日付け労働省発第35号 労働保険適用関係事務処理手引・労働保険料算定基礎調査実施要領）に基づき、内容等を審査のうえ送付状を作成し労働局主務課へ送付しています。内容審査等の段階では提出された申請書等1枚1枚について個別決裁は行っており、労働局主務課へ送付する段階で「労働保険適用・徴収関係書類送付書」に添付して送付書に決裁を行っています。（同要領P65～66）フローチャートによれば、監督署の段階で審査内容について、稟議・決裁を行い、送付後に労働局でも稟議・決裁を行うようになっていますが、現行の事務処理からすれば監督署の業務が増加することが懸念されますが、そのようなことのないようにシステム設計を行っていただきたい。	監督署での決裁の実施可否及び方法については、各署の実情に応じ対応することで差し支えない。なお、決裁書に係る決裁は必須である。	監督署での受付入力前の決裁の実施可否及び方法については、各署の実情に応じ対応することで差し支えない。また、端末台数の制約及び入力作業負荷軽減の観点からシステムでの決裁処理は以下の処理とする想定としている。なお、KCを使用することにより、適用徴収システム端末からの特別加入システムの操作(Thin Client操作)を可能とする想定としている。 ・労働局にて決裁情報画面で打鍵入力する。 ・決裁書(決裁情報入力内容及び決裁欄が印書された帳票)が出力される。 ・当該帳票にて稟議・決裁を行う。 ・稟議・決裁完了後、「決裁済」である旨を画面上で打鍵入力する。 ※稟議・決裁過程で修正が必要となった際は、修正画面にて必要な修正入力を行い、再度、稟議・決裁用帳票をシステムから出力する処理を想定している。
317	鹿児島労働局	特別加入	P5～14	OCR受付入力により受付リスト等の随時配信などが可能となり、労働局主務課への送付の際にはリストを利用できるようにしていただきたい。	特別加入関係書類は、労災関係書類(労災法に基づく書類)であることから、平成22年12月27日付け基発第1227第1号、及び同日付け基補発第1227第3号(リスク評価対策関係通達)に基づき管理簿による受付管理を行うように改められた。同通達施行以前は、「労働保険適用・徴収関係書類送付書」に受付記録を残し、労働局主務課へ送付していましたが、同通達施行後、鹿児島局では受付管理簿の様式を定め①受付番号、②受付年月日、③申請書類の種類、④労働保険番号、⑤事務組合名、⑥特別加入予定者氏名、⑦健康診断申出書の提出有無、⑧不備返戻日、⑨再受付日、⑩健康診断実施予定日、⑪健康診断費用請求書受付日、⑫労働局主務課への書類送付日などの項目を管理するよう指示し実施しています。このような受付記録等の管理ができるようなシステムによる受付処理及びシステムによる管理が徹底できるようにシステム設計されるよう要望します。	項番15と同様	受付リスト等の作成機能に係る想定はないが、検索による受付情報の確認を可能とする想定としている。また、受付入力済であるが未決裁状態等のデータ把握を可能とする未処理事業リストを出力させる仕様を想定している。
318	鹿児島労働局	特別加入	P23	特別加入者に関するデータベース管理項目の中に、その事業で使用する労働者の労働時間(始業と終業の時間)を管理項目として追加していただきたい。	中小事業主の特別加入申請手続きについては、労災則46条の19に規定されていますが、同条にはその事業に使用する労働者の始業・終業の時間を記載した書面を提出するようには規定されていません。加入申請は告示様式第34号の7によって行うこととされており、同様式では、業務内容欄に特別加入予定者が行う業務の内容に加えて、始業・終業の時刻を記載するように定めています。労災保険給付の支給決定を行うためには、始業・終業の時刻は必須の確認項目であることからシステム管理されるように強く要望します。また、現行の変更手続きにおいては、特別加入者が行う事業に使用される労働者の始業・終業時刻の変更があった場合の届出の規定がないため、就業規則等の変更は行われても特別加入者に係る始業・終業の変更がなされずに一致しないなどの問題もあるので、変更手続きにおいても届出の必要があることを告示様式の注意書きに示し、かつ、システムでの管理ができるように様式等の再考をお願いしたい。	項番17と同様	-
319	北海道労働局	第三者行為災害	P25	監督署の処理(第三者行為災害届受付、第三者行為災害報告書受付、自賠責保険会社等への照会・回答等)により処理経過簿が更新されるとなっていますが、今般示された概要では、各種届出の受理、保険会社への照会・回答履歴は反映されるものの、実務上処理経過として記載すべきその他の経過(文書督励、面談・電話聴取等)の経過は反映されないものと思われる。そうであれば、システム処理において、調査に必要な処理経過のすべてを入力できるようにしていただきたい(OCR入力、打鍵入力を問いません)。	開発概要の意見要望に対する検討結果(平成22年8月4日付け基保発0804第3号)の別添項番37でも、処理経過簿は進行管理簿に必要との回答がなされており、調査における全ての経過を把握するために記載の必要があると思われる。また、必要な経過を入力することが可能となれば、調査復命の際にそのまま処理経過簿として活用でき、業務簡素につながると思われる。	帳票のOCR入力を伴わない経過記録については、画面入力により、「第三者行為災害処理経過簿」に反映させることを可能とする想定である。	設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、第三者行為災害については、「求償案件における債権データ作成機能(第一当事者及び第二当事者の基礎情報、求償額等を内部帳票「第三者行為災害債権確認書」)に記入の上、システム入力することで、第三者行為災害に係る債権をADAMS登録するためのADAMS端末用タンキングデータが作成される。また、登録した債権情報について検索が可能。)のみ開発を行うことから、今回の開発の対象外となる。
320	北海道労働局	第三者行為災害	P31	監督署における保険給付(求償権取得・債権発生)通知書の処理について、初回決定時に処理を行った後、継続給付が生じている場合の継続処理(四半期等)については、どのような方法で行うこととなるのでしょうか。また、処理方法が初回分と同様である場合、継続分の処理については、報告のタイミング(四半期等)で対象リスト等の自動配信がなされるようにはできないのでしょうか。	第三者行為災害のシステム化により労災給付データとのリンクが可能となるため、求償対象案件にかかる給付継続の有無をシステム上で管理できるものと思われる。従前報告の都度行っていた事業ごとの給付状況検索を省略できるものと思われる。(業務簡素)	継続分の「保険給付(求償権取得・債権発生)通知書」については、システムによる自動作成及び配信、並びに配信後の職員による修正を可能とする想定である。	項番319と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、今回の開発の対象外となる。)
321	北海道労働局	第三者行為災害	P33	上記のとおり、「第三者行為事案に該当しない場合」の局における処理についての記述はありますが、監督署において第三者行為災害届、第三者行為災害報告書を受領し受付入力した後、調査等により第三者行為災害非該当事案(第一当事者10%過失等)と判明した場合は、システム上の処理方法はどのようになるのでしょうか。	局での処理については、第三者行為災害に該当しないと判断した事案について、...との記述がありますが、署での処理方法については明記されていないため。	監督署にて、求償要否のステータスに関し「否求償(その他)」を入力することにより、システム上、完了となる想定である。	項番319と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、今回の開発の対象外となる。) なお、第三者行為災害非該当事案及び求償権行使の差し控え事案の場合は、「第三者行為災害債権確認書」をシステム登録しない運用を想定している。
322	北海道労働局	第三者行為災害	-	システムの機能として、第三者行為災害調査復命書を作成できる機能を持たせていただきたい。機能として有さない場合、調査復命書に添付できるような関係項目を抽出した帳票を出力できるようにしていただきたい。	システム化により、第三者行為災害届、第三者行為災害報告書等に基づき、相当量のデータを入力することとなるため、当該入力データを活用することで、復命書作成にかかる業務量の削減につながるものと思われる。	復命書については、統一様式ではないことから、システム化対象外の想定である。なお、「第三者行為災害処理経過簿」や決裁済の各通知書等については、随時出力を可能とする想定である。	項番319と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、今回の開発の対象外となる。)
323	青森労働局	第三者行為災害	P29	第三者行為災害事務取扱手引P15の受付番号の振り出しについて指示がなされているが手引と相違することとなり、従来の管理として自動採番は行わないようにすべきである。	従来の管理方法で特に問題なく、システム上における管理番号と受付台帳との番号を一致させる方が業務処理に問題がないと考えられるため。	現在、第三者行為災害に係る情報については、各局署で個別に管理されているが、システム化に際し、統一的にシステム管理する観点から、自動採番とすることを想定している。	項番319と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、今回の開発の対象外となる。) なお、「第三者行為災害債権確認書」のシステム登録時にデータ受付番号が付与され、登録済の第三者行為災害に係る債権情報の修正等については、当該データ受付番号をキーに行う想定としている。
324	青森労働局	第三者行為災害	P25～	データベース管理項目の中に第二当事者不明事案について管理する項目がなく、併せて交通事故以外についてどのように管理するのかが不明である。いずれの事案についても管理すべきではないか。	第二当事者不明事案、交通事故以外においても第三者行為災害があるため、交通事故のみをシステム化するのではあればより煩雑な業務を行うこととなるのではないかと。第三者行為災害事務処理手引にある求償予告通知などの作成が行われるようにすれば業務の省力化が図られる。	いただいた意見を踏まえ、第二当事者不明事案であることを判別可能とする管理項目を設ける検討を行う。なお、交通事故以外の事案については、「事故の型」項目にて事故内容を管理する想定としている。	項番319と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、今回の開発の対象外となる。)
325	岩手労働局	第三者行為災害	P25、39	第三者行為災害届OCR帳票等のOCR読取項目を拡大していただきたい。	第三者行為災害届等についてはOCR入力(一部打鍵)としているが、提示されている帳票イメージでは、データベース管理項目の大部分は打鍵入力が必要なものと思われることから、入力作業の省力化を図るため、可能な限りOCR読取項目を拡大していただきたい。	帳票レイアウトについては、現在、検討中であるが、いただいた意見を踏まえ、極力、OCR項目を拡大するよう検討を行う。	設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、第三者行為災害については、「求償案件における債権データ作成機能(第一当事者及び第二当事者の基礎情報、求償額等を内部帳票「第三者行為災害債権確認書」)に記入の上、システム入力することで、第三者行為災害に係る債権をADAMS登録するためのADAMS端末用タンキングデータが作成される。また、登録した債権情報について検索が可能。)のみ開発を行うことから、「第三者行為災害届」等の関連帳票については、現行のままとなる。
326	宮城労働局	第三者行為災害	-	受付した第三者行為災害届は、全件入力対象とするのか。	例えば、届が提出されたものの労災請求がないもの、休業特別支給金のみの請求に終わるもの等、調査を要しない事案がある。入力するもの、しないものと分けることは弊害があるでしょうか。	受付した「第三者行為災害届」については、受付履歴を残す観点から、原則、入力することとなる。当該届が提出されたが労災請求がない場合は、監督署にて、求償要否のステータスを「否求償(その他)」として入力し、システム処理を完了させることを想定している。	項番325と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、「第三者行為災害届」等の関連帳票については、現行のままとなる。)

「特別加入、第三者行為災害、義肢等補装具費等に係るシステム化の概要」に対する意見 検討結果

項番	局名	分類	該当箇所	意見内容	意見理由	検討結果	再検討結果
327	宮城労働局	第三者行為災害	P41	データベース管理項目の中に「第二当事者の親権者」の項目を入れる。(氏名、続柄 など)	第二当事者が未成年の場合、親権者に対しても通知が必要と思われる。(氏名不詳の場合は「親権者」と入力すれば対応可と思われる。)	項番177と同様	項番319と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、今回の開発の対象外となる。)
328	宮城労働局	第三者行為災害	P36	継続メリットとのシステム連携ができないのであれば、労働保険番号・事業場名・業種別・応償額等のリストを作成し、徴収課へ紙媒体で渡せるようにしていただきたい。	事務簡素化・合理化のため。	左記業務資料作成機能の実装は想定していないが、印書等が必要なものについては、検索結果画面からのPDF等で印書及びCSV出力が可能となるよう検討する。	項番319と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、今回の開発の対象外となる。)
329	宮城労働局	第三者行為災害	P36	決算処理支援機能は必要である。「損害賠償金債権調・第三者行為災害による求償額調」を作成できるような一覧表を、是非作成していただきたい。	事務簡素化・合理化のため。	項番328と同様	項番319と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、今回の開発の対象外となる。) なお、入力済の第三者行為災害に係る債権情報を印書した「第三者行為債権確認書入力リスト」を月次で労働局に出力する想定としている。
330	宮城労働局	第三者行為災害	P33, 34	局にも保険会社照会機能を付けていただきたい。	局においても照会することがあり、事務簡素化・合理化のため。	労働局においても、「損害賠償等につき回答入力・修正票」の入力を可能とする想定である。	項番319と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、今回の開発の対象外となる。)
331	宮城労働局	第三者行為災害	P27	フロー及び機械事務処理手引を作成する場合、自賠責保険(共済)単独請求事案と任意対人一括扱事案、自賠責保険限度額超任意保険請求事案等に分けて作成していただきたい。三者行為手引(平成17年2月)79ページ参照	わかりやすいような手引を作成すれば、担当者が替わっても円滑な事務処理ができるようにする。	機械処理手引の作成に関しては、いただいた意見を踏まえ、検討を行う。	機械処理手引の作成に際しては、極力、局署職員がわかりやすいものとなるよう作成中である。
332	山形労働局	第三者行為災害	P25	第一当事者や第二当事者等の「住所漢字」については、「郵便番号」を入力することで、郵便番号簿に対応した住所の一部が自動的に入力されるシステムにしていきたい。一部打鍵は地番のみとしていただきたい。	入力業務処理の省力化が図られる。	郵便番号を入力した際、住所の一部を自動表示させる想定としている。	「第三者行為災害債権確認書」の入力の際、第一当事者(被災者)に係る情報については、労災システム本体の被災者情報を参照することで、住所等の入力は不要とする想定としている。第二当事者に係る漢字住所についてはOCR項目とするが、打鍵入力する際は、郵便番号からの住所入力支援に対応する想定としている。
333	栃木労働局	第三者行為災害	P38	初回分及び四半期分の求償権取得(債権発生)通知書の作成の際、保険給付情報一覧から通知書の該当項目へ納付額、支払日等のデータが自動的に移行できるようにしてほしい。	事務処理の効率化を図るため。	「保険給付(求償権取得・債権発生)通知書」の「労災保険給付額」等については、労災システムの給付情報から自動作成及び配信、並びに配信後の署の職員による修正を可能とする想定である。	項番319と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、今回の開発の対象外となる。)
334	栃木労働局	第三者行為災害	P39	交通事故以外の内容(暴力・犬)等もシステム化にあたって検索で分かるようにするべきである。	交通事故以外の内容(暴力・犬)等もシステム化にあたって検索で分かるようにするべきである。	検索結果項目の詳細については、現在、検討中であるが、いただいた意見を踏まえ、検討を行う。	項番319と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、今回の開発の対象外となる。)
335	栃木労働局	第三者行為災害	—	相手不明の場合の調査について、機械処理方法が不明。	なし	第三者行為災害事案のうち、第二当事者不明事案についてもシステム処理を可能とする想定としている。機械処理の流れについては、現在、検討中である。	項番319と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、今回の開発の対象外となる。) なお、求償先と求償金額が確定した事案のみを「第三者行為債権確認書」にてシステム入力する運用を想定している。
336	群馬労働局	第三者行為災害	P25	重要度の高い書類であることから、各帳票の入力は受付から何日以内に行うのか。	文書管理面からすれば受付当日に入力すべきと考えるが如何か。	原則、第一当事者等より受付した当日に入力することを想定している。	項番325と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、「第三者行為災害届」等の関連帳票については、現行のままとする。)
337	群馬労働局	第三者行為災害	P29	調査結果復命書の作成ができるようにしてほしい。	システム上で入力した項目が調査結果復命書の項目と重なる部分もあり、作成の迅速化となる。	復命書については、統一様式ではないことから、システム化対象外の想定である。	項番319と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、今回の開発の対象外となる。)
338	群馬労働局	第三者行為災害	P29	報告書提出依頼、損害賠償等照会の文書が作成できるようにしてほしい。	システム上で入力した項目が調査結果復命書の項目と重なる部分もあり、作成の迅速化となる。	項番112と同様	項番319と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、今回の開発の対象外となる。)
339	埼玉労働局	第三者行為災害	P27, 28, 30	差し戻しとはいかなる場合を想定しているのでしょうか。必要ない機能と思われます。	過失割合等求償に係る決定は、蔵入徴収官である局長の権限であり、従来より署においては過失割合等の決定は出来ないため、参考としての過失割合等との認識であり、同様の指導も受けておりました。(第三者行為災害事務取扱手引にも再調査についての記述はありません。) 局において、事務処理の必要があつて署に調査を依頼するのであれば、「調査依頼」とし、任意入力項目とするべきと考えます。	以下の場合に、監督署からの通知内容について、労働局が監督署へ差し戻し(再調査依頼)を行うことを想定している。 ・監督署にて「求償差し控え事案」として通知したが、労働局にて「求償事案」と判断した場合。 ・監督署にて「求償事案」又は「求償差し控え事案」として通知したが、労働局にて「第三者行為災害事案に該当しない」と判断した場合。	項番319と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、今回の開発の対象外となる。)
340	埼玉労働局	第三者行為災害	P29, 30, 33	第三者行為災害届、報告書等についてOCR入力を行う旨の記載がありますが、これは現場見取り図等の読み取り可能なものと考えて良いのでしょうか？33Pには災害届、報告書、復命書を画面及び書面にて確認しとあり、読み取りが行えないようにも思われます。 仮に読み取りが行えないとすると、従来の形態に入力する項目が増えるのみで、お金をかけて手間を増やすこととなり、機械化事態が必要ないと思われます。	意見と同様	現場見取り図を読み取り対象とする、イメージデータとしてシステムに保存することとなり、その場合、ハードウェアの増強等が必要となることから、今般の開発では措置できない。 現場見取り図については、必要に応じ、書面にて確認を行う事務処理を想定している。	項番319と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、今回の開発の対象外となる。)
341	埼玉労働局	第三者行為災害	P31, 33	施行年月日とは何の日付でしょうか 決議の日であれば、決議年月日とした方が良いと思われます。	意見と同様	決議年月日を想定している。項目名については、いただいた意見を踏まえ、検討を行う。	項番319と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、今回の開発の対象外となる。)
342	埼玉労働局	第三者行為災害	P32	「署職員は自賠責先行事案で労災保険の求償が発生しない事案等の場合」と否求償の例文を上げているが、これを「署職員は同僚等による災害で労災保険の求償が発生しない事案等の場合」と変更した方が良いと思われます。	システム内容が判らないので、はっきりとは言えませんが、自賠責先行事案は途中から労災に切り替えることが多々あり、また、第三者行為災害届の受付段階においては、同僚災害等明らかなもの以外は否求償か否かは判断できないため。	P32の項番7については、「保険給付(求償権取得・債権発生)通知書」と「求償権取得・債権発生通知書(求償差し控え該当事案)」のいずれの作成も行わず、監督署の判断で完結となる場合に係る記載であるため、当該例記を行っているところである。	項番319と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、今回の開発の対象外となる。)
343	埼玉労働局	第三者行為災害	P35	求償差し控え該当事案の欄に載せる必要がないと思われず。	求償差し控え事案に当たらないものであれば、通常処理になるものと思われ、ここでは差し控え事案を想定しているものと思われるため。	P35の項番2については、監督署からの「求償権取得・債権発生通知書(求償差し控え該当事案)」の通知後の処理を記載している項番であり、「エ 求償権行使差し控え事案に該当しない場合の処理」についても、監督署からの差し控え事案としての通知後の処理内容であるため記載しているものである。	項番319と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、今回の開発の対象外となる。)
344	埼玉労働局	第三者行為災害	P36	過去の完結事案の登録は必要ないと思われず。	特にありませんが、単純に不必要と思われるため。	局署の必要に応じ、過去の完結事案については、局署の必要に応じ、任意入力可能とする想定である。また、Thin Clientからの打鍵入力を可能とする想定である。	項番319と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、今回の開発の対象外となる。) なお、過去の事案を「第三者行為災害債権確認書」にて入力すると債権管理対象とことから、過去事案の登録処理を行う想定とはしていない。ただし、第一当事者に係る労災給付が継続しており、かつ、第二当事者への求償が未だの事案については、登録可能とする想定である。
345	埼玉労働局	第三者行為災害	P58	登録機能を開発後に地方局で登録とありますが、特別加入業務と同様利用中のシステムから抽出したデータを提供することで登録願いたい。	通常業務も滞っている状態に加え、このような業務が加わると業務が立ちゆかなくなってしまう。 件数が少ない局は行っても、首都圏の局は物理的に無理と思われる。(特に当局は)特別加入のみデータによる移行を行う理由が不明である。	本省での登録作業は行わないが、当該データのシステムへの登録に当たっては、賃金職員による登録作業を実施するための予算措置を検討している。	項番344と同様(過去の事案を「第三者行為災害債権確認書」にて入力すると債権管理対象とことから、過去事案の登録処理を行う想定とはしていない。ただし、第一当事者に係る労災給付が継続しており、かつ、第二当事者への求償が未だの事案については、登録可能とする想定である。)
346	埼玉労働局	第三者行為災害	P25~28	事務処理フローから判断すると局の変更入力が行えないようになりかねない。 局においても修正できるようなシステムをお願いしたい。	住所変更や結婚による氏名変更等、局において変更事項を把握することはあり、その都度署へ依頼しなければ変更できないとすると、事務処理が複雑となり、かつ遅くなることが見込まれるため。	労働局においても、必要な修正を行うことを可能とする想定である。	労働局において、必要な修正を行うことを可能とする想定である。
347	千葉労働局	第三者行為災害	P31	「保険給付情報一覧」の作成及び配信について、療養給付については、月毎の受診日数、休業給付については、休業日数が反映された状態で作成されるようお願いしたい。	現在の基準システムで診療費検索をした場合、月毎の受診日数が一覧で表示されず、1件1件データ毎に詳細検索をしなければ確認できない。診療期間が長期のものはかなりの時間を要している。また、給付完了し最終求償の際は合計日数も反映されるものにしてほしい。	様式第2号への入力が必要となる労災保険給付情報については、「保険給付情報一覧」においても、極力、労災システム本体の給付情報から導出させることを想定している。	項番319と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、今回の開発の対象外となる。)

「特別加入、第三者行為災害、義肢等補装具費等に係るシステム化の概要」に対する意見 検討結果

項番	局名	分類	該当箇所	意見内容	意見理由	検討結果	再検討結果
348	東京労働局	第三者行為災害	—	1. 労災行政情報管理システムとの連携を図って欲しい。 ・ 給付データと連動させることにより、「保険給付(求償債権・債権発生)通知」を自動出力するなど三者実務に活用可能なデータ処理機能を持たせて欲しい。 ・ 診断書意見書料等明らかに債権とならないものは、予め除いて欲しい。 2. 第三者行為災害届の災害発生状況欄と現場見取り図をイメージデータとして取り込んで欲しい。 3. 債権額については、署において決定した給付額が、求償する債権額とはなり得ないことから、アダムズⅡにデータを入力することは、事務を煩雑化するだけのものと判断する。	1. 給付データ等と連動しないシステム化は、データの共有化といった利便性が向上する点もあるものの、それ以上に帳票作成業務等に係る業務量が増大するというデメリットが大きすぎる。 2. 請求書の三者コード入力により第三者行為災害届台帳を作成し、第三者行為災害届の入力(必要項目は絞り込み、残りはイメージデータとする)後、局署において情報が共有できるようにしていただきたい。 3. 債権管理・求償事務は当該入力データに基づき、実施するよう構築していただきたい。 4. 第二当事者等(不真正連帯債務者)への応償先は、局において行う作業であり、過失割合等も含め給付額が債権額となりえる事案が、極少数であることから、アダムズⅡへの債権入力は、事務を煩雑化するだけと判断する。	1.「保険給付(求償債権取得・債権発生)通知書」の「労災保険給付額」等については、労災システムの給付情報から自動反映させることとし、且つ、打鍵による修正を可能とする想定である。 2. 今回の開発では措置できない。稼働後の改修については、その必要性、費用対効果、時期等を含め検討することとした。 3. ADAMSⅡへの債権情報の登録は、監督署からの通知内容に照し、調査・確認を行い、必要な決裁を行った後、労働局にて行うことを想定している。	1. 項番319と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、今回の開発の対象外となる。) 2. 項番319と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、今回の開発の対象外となる。) 3. 前回検討結果と同様
349	富山労働局	第三者行為災害	P30	保険会社への照会文書の作成を可能としていただきたい。	災害届、報告書の入力内容を反映させることにより、文書作成の合理化が見込まれるため。	項番112と同様	項番319と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、今回の開発の対象外となる。)
350	富山労働局	第三者行為災害	P36	自賠責社に求償すべき事案で、求償額が120万円を超え、かつ、求償を行っていないものをリスト作成、出力してもらいたい。	自賠責社への求償時期が、人身傷害保険社より大幅に遅れると、応償額が少なくなることがあるため。	左記業務資料作成機能の実装は想定していない。	—
351	愛知労働局	第三者行為災害	P36	過去の完結事案とは、いつまで遡及する必要があるのか、ご教示いただきたい。	業務量の程度が予想つかないため。	項番344と同様	項番344と同様(過去事案の登録処理を行う想定とはしていない。)
352	愛知労働局	第三者行為災害	P41	Fat Client 及びThin Clientを増設してほしい。	現状でも、Fat Clientの台数が不足状態であるため。Thin Clientについては、検索等の作業も増えると思われるが、現在、相談員等には配置されていないため。	項番60と同様	労働基準行政システム端末の増設については、予算の制約があり、措置困難である。
353	愛知労働局	第三者行為災害	P25	署から局へ通知(進達)について「求償債権取得・債権発生通知書」を労災保険業務室より出力され、当該通知書を電子メールまたは郵送とあるが、システム上でやり取りできないか。	署、局、業務室とシステム化するのであれば、郵送や他システム(メール)等で行うのは合理的ではない。	「保険給付(求償債権取得・債権発生)通知書」に関しては、労働局での画面上での確認及び出力を可能とする想定であるが、復命書等の審査資料については、電子メール又は郵送にて労働局へ送付する事務処理を想定している。	項番319と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、今回の開発の対象外となる。)
354	愛知労働局	第三者行為災害	P30	「損害賠償等につき回答」をOCR帳票とする。	あらかじめOCR帳票化し、保険会社の回答欄を読み取り項目にすることによりシステム化による省力化につながるため。	「損害賠償等につき回答」については、OCR帳票とする想定としている。	項番325と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、「第三者行為災害届」等の関連帳票については、現行のままとなる。)
355	愛知労働局	第三者行為災害	P41	Thin Clientからも打鍵入力できるようにしてほしい。	従来、OCR入力をしていなかった三者業務であるが、今回システム化することによって、大量のデータベース管理項目があるが、入力作業が現状のFat Clientだけでは、起動の遅さや台数の不足等からも入力作業に時間がかかりすぎるから。	Thin Clientからの打鍵入力による処理の効率性を考慮し、OCR化する帳票を必要最小限とする検討を行っている。	項番319と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、今回の開発の対象外となる。)
356	三重労働局	第三者行為災害	P36	求償中事案登録について、署職員が過去の完結事案及び現在継続中の事案について、案件登録を行うとのことであるが、過去の完結事案はどの程度まで登録するのか。また、シンクライアントからも登録できるようにしてほしい。	登録する場合、相当の件数となることと予想されるため。	項番344と同様	項番344と同様(過去事案の登録処理を行う想定とはしていない。)
357	京都労働局	第三者行為災害	P37	① 第三者行為処理経過簿の更新について、決裁欄の印はどのように処理するのか(既に決裁を受けた印の取扱いについて)。 ② 1、4、6の第三者行為災害届、報告書、損害賠償等につき回答等がOCR化されるに当たって、提出されないため、支給決定が出来ないようなシステム化は避けいただきたい。	① 担当者の異動があるため。 ② 何れの書類も速やかに提出されない場合があるため。	①「第三者行為災害処理経過簿」に係るシステム化後の決裁処理は、以下を想定している。 ・経過が印字された経過簿を画面からの指示により出力し、当該経過簿について稟議・決裁を行う。 ・決裁が完了した後は、決議日を画面入力する。(後に経過簿を出力した場合、当該決裁欄には決議日が印書される。) ・稟議・決裁を行った経過簿は編綴する。 ②「第三者行為災害届」等が未提出であっても、システム上、第一当事者の給付支給決定処理とはリンクしていないため書類入力がない場合、支給決定は可能となる想定である。	①項番319と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、今回の開発の対象外となる。) ②項番325と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、「第三者行為災害届」等の関連帳票については、現行のままとなる。)
358	京都労働局	第三者行為災害	P39、40	第三者行為災害届が出力されるようになればよいと考える。イメージ画面については、これだけでは何とも言えないが、第三者行為災害届(その1欄)に「交通事故証明の添付の有無」(人身、物件)、無の場合は、交通事故発生の欄も(その④または⑤)に設けて、請求書の支給決定には、事故証明等が必要であることを強く、事業場、請求人に意識付けさせるべきである。	三者事案の未処理の大半は、交通事故証明(人身事故扱い)が出ないケースであり、事業場、請求人もそれらが必須であるとの認識が薄いため。	「第三者行為災害届」の帳票レイアウトについては、いただいた意見も踏まえ、検討を行う。	項番319と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、今回の開発の対象外となる。)
359	京都労働局	第三者行為災害	P25	届等に不備や添付漏れあっても入力(入力時期が受付日であれば)するのか。	各種請求書を同じように入力時期が受付日である場合に不備分も仮に入力してしまえば、不備である事案の管理を別に行わなければならない。	受付した「第三者行為災害届」については、受付履歴を残す観点から、原則、入力することとなる。不備等については、別途画面からの修正入力等を行うこととなる。	項番325と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、「第三者行為災害届」等の関連帳票については、現行のままとなる。)
360	京都労働局	第三者行為災害	P31	「労災保険給付額情報を反映した…」とあるが、どの時期の額が計上されているのかが明確になるのか。	給付額から控除する額が発生するため。	「保険給付(求償債権取得・債権発生)通知書」に係る労災保険給付情報に関しては、対応する「支払年月日」も反映させる想定としている。	項番319と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、今回の開発の対象外となる。)
361	京都労働局	第三者行為災害	P39	届(報告書)全てがOCR化となるのか。複写の必要はないのか。	様式を統一しなければ、被災者が記入、提出する際、混乱する。	「第三者行為災害届」のその1~4及び「第三者行為災害報告書」のその1及び2の全てをOCR化する想定とはしていない。帳票レイアウトについては、現在、検討中であるが、OCR読み取り項目は、極力、1枚の帳票上に集約させることを想定している。なお、控えについては、必要に応じ、適宜、コピーすることでの対応とする想定である。	項番325と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、「第三者行為災害届」等の関連帳票については、現行のままとなる。)
362	京都労働局	第三者行為災害	P58	地方局で入力とあるが署入力はあるのか(通知書発送済のものを含む)。	どこまでの分、現在も継続中以外の文も入力するのか不明。	稼働後、初回の求償となる事案については原則システム入力し、過去事案及び継続中の事案(2回目以降の求償となる事案)については任意で必要に応じて登録することを想定しているが、上記各事案の登録方法等については、途中まで事務処理が進んでいる事案についての登録方法も含め、現在検討中である。	項番344と同様(過去事案の登録処理を行う想定とはしていない。) なお、署でのシステム入力はない想定である。
363	京都労働局	第三者行為災害	P25~28	① 「一般災害」扱いとなった場合の事務処理は如何に ② 届、報告書の「イメージ画面」を検索できるようにしていただきたい。	イメージが明記されていない	①「第三者行為災害届」受付後、一般災害と判断された事案については、求償要否のステータスに関し「否求償(その他)」を入力することにより、システム上、完了となる想定である。 ② 今回の開発では措置できない。稼働後の改修については、その必要性、費用対効果、時期等を含め検討することとした。	項番319と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、今回の開発の対象外となる。)
364	兵庫労働局	第三者行為災害	P27	ADMSⅡへの登録等(債権調査確認決定)欄 ADMSⅡ連携データダウンロードし、ADMSⅡへ登録された後、納入告知書を作成する際に現在は、納入告知書内の宛先を保険会社名に入力し直し、送付する場合がございますが、宛先の部分を保険会社名か個人かに選択できるようにしてほしい。	保険会社宛送付が多いため。	ADAMSⅡ登録用データ作成時に、選択可能とするよう検討を行う。	入力項目を「氏名または保険会社名等」とし、個人名でも保険会社名等でも入力可とする想定である。
365	奈良労働局	第三者行為災害	—	第三者行為災害における求償業務のシステム化に伴い、署で届、報告書をOCR入力(またはOCRモードで読取)することで、その基本データを「損害賠償等についての照会」、「保険給付通知書」、「損害賠償の請求について」、「債権確認調査決定決議書」及び求償権行使に係る復命書フォームまで反映(転送またはコピー貼付)させてほしい。	重複するデータを活用することで、打鍵による入力業務の省略化になるため。	「第三者行為災害届」及び「第三者行為災害報告書」等のOCR入力済データについては、極力、後続の関連帳票に自動反映させることを想定している。ただし、復命書については、統一様式ではないことから、システム化対象外の想定である。	項番319と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、今回の開発の対象外となる。)

「特別加入、第三者行為災害、義肢等補装具費等に係るシステム化の概要」に対する意見 検討結果

項番	局名	分類	該当箇所	意見内容	意見理由	検討結果	再検討結果
366	奈良労働局	第三者行為災害	P33	署で出力される通知書の算定基礎内訳の支払データは、そのまま請求書の算定基礎内訳に反映されることは必須ですが、支払履歴が長期に及ぶ場合は、別紙に一覧表として集計された内訳表を作成可能とし、保険会社への照会、予告、請求の添付書類として活用できるようにしてほしい。また求償額、期間については、保険会社より査定される場合があるため、その表は局のシステム画面上で修正可能となるよう対応願いたい。	署で作成する保険給付(求償権取得・債権発生)通知書については、手書きの4枚複写で、後の2枚は「第三者行為災害による損害賠償の請求について」である。実際局での求償事務はその都度行うのではなく、治仲または示談成立後まとめて一括請求するため、請求書枚数が増え、複写の文字も不鮮明であることから算出基礎内訳については別紙にエクセルで加工した表を作成している。転記には、システムの診療費、薬剤費、休業等受付一覧画面を印刷し確認しているが、それも現行のシステムは診療費の場合、詳細画面を開かないと診療実日数や入院・非入院の情報がわからないこと、また直接印刷できないため範囲指定してワードやエクセルに貼り付けるなど手間であり、検索や添付資料作成に相当時間がかかってしまう。三者行為災害をシステム化するのであれば、被災者基本情報と連動させることは業務の効率化、簡素化を図るため必要不可欠であるため。	「第三者行為災害による損害賠償の請求について」の「算定基礎内訳①」欄については、「保険給付(求償権取得・債権発生)通知書」の「C欄」の情報を反映させる想定としている。 また、当該2帳票のレイアウトについては、現在、検討中であるが、給付件数が多数ある場合は、別途、出力する「保険給付情報一覧」にて対応することを想定している。	項番319と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、今回の開発の対象外となる。)
367	奈良労働局	第三者行為災害	—	稼働時に完結していない事案については、システムに登録し管理する予定である。とありますが、必ずしも全て登録するのではなく、現行の求償事務処理でも対応可としてほしい。	前年度、前々年度などの事案を多数受付しており、全て入力し直すことになれば相当の業務量増加が見込まれるため。	現在、第三者行為災害に係る情報については、各局署で個別に管理されているが、システム化に際し、統一したシステム管理の観点から、未完結事案について、必要の都度、システム登録させる必要がある。	項番344と同様(過去事案の登録処理を行う想定とはしていない。ただし、第一当事者に係る労災給付が継続しており、かつ、第二当事者への求償が未了事案については、登録可能とする想定である。)
368	奈良労働局	第三者行為災害	P25	労働基準監督署で行う事務処理フローが示されているが、システム入力にかかる事務処理であり、報告書の提出依頼や復命書の作成などの事務処理が記載されていない。	監督署の行う処理について、システム化により入力業務が増えるだけで、簡素化された部分が見えない。	項番112と同様	項番325と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、「第三者行為災害届」等の関連帳票については、現行のままとなる。)
369	奈良労働局	第三者行為災害	P25	報告書の督促を行っても提出がない場合などにおいて、報告書の処理を行わないと、次のシステム処理に進めないのか。	現在、報告書の督促を行っても提出されないケースがあり、その場合、災害届の情報により保険会社への照会を行い損害賠償等の回答を得るケースがある。	「第三者行為災害報告書」が未提出の状態であっても、保険会社からの回答の入力等、後続のシステム処理を可能とする想定である。	項番325と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、「第三者行為災害届」等の関連帳票については、現行のままとなる。)
370	奈良労働局	第三者行為災害	P41	第一当事者に係る情報(No.18~24)や第二当事者や保険会社などの情報が示されているが、39頁の第三者行為災害届(その1)の様式について、第一当事者の氏名住所などOCR読み取りになっていないが、どのように入力し管理を行うのか	OCR入力(一部打鍵)と事務処理フローに示されているが、管理項目に示されている項目を打鍵により入力処理するのであれば、相当な労力を要する。	OCR読み取り項目以外のシステム管理項目については、打鍵入力することを想定している。なお、管理項目の詳細については、いただいた意見を踏まえ、検討を行う。	「第三者行為債権確認書」の入力時に、短期4キー又は年金証書番号を入力することにより、第一当事者と労災システム本体の被災者情報との紐付けを行う想定としている。
371	和歌山労働局	第三者行為災害	P39	第三者行為災害届(その1)以外の様式のイメージはどのようなものか	その1以外の様式について、OCRの読み取り部分があるのか、現在使用している様式なのか確認したいため。	「第三者行為災害届」その2~4の帳票レイアウトについては、現在、検討中であるが、OCR読み取り項目は、極力、1枚の帳票上に集約させることを想定している。	項番325と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、「第三者行為災害届」等の関連帳票については、現行のままとなる。)
372	和歌山労働局	第三者行為災害	P41	第三者行為災害に係る基礎情報等の入力項目がNo.105まで設けられているが、全ての入力が必要なのか	不明項目について空欄のまま届けられる場合があり、全ての項目が入力されないデータベースとして管理が開始されないのかを確認したいため。	管理項目の詳細については、現在、検討中であるが、全ての管理項目が必須入力項目となるわけではない。	項番319と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、今回の開発の対象外となる。)
373	島根労働局	第三者行為災害	P32	第二当事者不明事案について一切記載がないが、システム処理はできないのか。	第二当事者不明事案については、署での調査後、「求償権取得・債権発生通知(求償差し控え事案)」により局報告し、災害発生から3年間継続確認を行い、最終的に不明の場合完結処理し、3年以上に第二当事者が判明した場合は求償を行うこととなる。その他、求償差し控え事案から求償事案への変更、及びその間の処理経過確認が必要と思われるが、示されたシステム化案には記載されていない。	項番335と同様	項番335と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、今回の開発の対象外となる。) なお、求償先と求償金額が確定した事案のみを「第三者行為債権確認書」にてシステム入力する運用を想定している。
374	島根労働局	第三者行為災害	P34	作業手順によるとADAMS IIに可搬媒体を用いて債権登録を行い「債権調査確認及び歳入調査決定決議書兼債権管理簿」を出力させてから「第三者行為災害による損害賠償請求について」を出力することになると解されるが、ADAMS IIへの登録は後にすることができないか。	当局では、事前に「第三者行為災害による損害賠償請求について」を保険会社に送付し、納入告知の了解を得たものからADAMS II登録を行い納入告知している。(他の意見にもあり、請求をまとめる等の処理が必要であるため) 第II期概要(第2版)の質疑の項番38にかかる回答では、調定変更することとされているが、納入期限の変更はどのようになるのか分からない。	ADAMS IIへの情報登録処理を、「第三者行為災害による損害賠償の請求について」の出力前又は後に行うかについては、各労働局の実情に応じ判断することで差し支えない。	項番325と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、第三者行為災害については、「求償事案」における債権データ作成機能(第一当事者及び第二当事者の基礎情報、求償額等を内部帳票「第三者行為災害債権確認書」に記入の上、システム入力することで、第三者行為災害に係る債権をADAMS登録するためのADAMS端末用タンキングデータが作成される。) なお、ADAMS登録用データの作成を、「第三者行為災害による損害賠償の請求について」の処理前又は後に行うかについては、各労働局の実情に応じ判断することで差し支えない。
375	島根労働局	第三者行為災害	P31、34	「求償権取得・債権発生通知」及び「第三者行為災害による損害賠償請求について」について、給付件数が多数ある場合は、どのように出力されるのか。 複数枚出力されると分かりづらく、保険会社等で請求額に誤解が生じる可能性があるため、別紙等により一覧で印書されるようにしてほしい。	署の調査期間が長期化した場合、あるいは保険会社の要望で複数の請求を1件にまとめる場合があり、同一給付の内容が多数に及ぶ(例えば診療費だけで10件以上)場合もある。 当局では、通知又は請求書には「別添の」と記載し、別紙として一覧表(通知、請求書の「算定基礎内訳①」欄を適宜変更したもの)を添付している。 特に保険会社の請求にあたっては、齟齬が生じないよう留意すべきである。 システム化案では当該書類のイメージがないため不明である。	当該2帳票のレイアウトについては、現在、検討中であるが、給付件数が多数ある場合は、別途、出力する「保険給付情報一覧」にて対応することを想定している。	項番319と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、今回の開発の対象外となる。)
376	島根労働局	第三者行為災害	P33	「第三者行為災害による損害賠償について」(控え)の出力にあたり、現行様式の「算定基礎内訳②」欄にあたる部分の自動計算ができるようにしてほしい。	年金給付などにかかるホフマン係数等による算定などは、非常に煩雑しく、休業給付部分の算定(給付基礎日額かける日数)などでも計算誤りが生じる可能性があるため。	「第三者行為災害による損害賠償の請求について」の各項目に、システムによる自動計算可能な項目については、極力、自動計算による計算結果値を出力させることを想定している。	項番319と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、今回の開発の対象外となる。)
377	島根労働局	第三者行為災害	P34	複数の「第三者行為災害による損害賠償請求について」を1件の「債権調査確認及び歳入調査決定決議書兼債権管理簿」にまとめて登録できるようにADAMS IIにデータ出力可能にしたい。	保険会社によっては、総損害が確定するまで支払を保留するとの通知をし、前請求分(現行事案でも2年経過事案あり)をまとめて1件の納入告知で行うよう依頼される場合がある。 また、保険会社の審査、決算等の都合により数件の請求をまとめて納入告知してほしいとする保険会社もある。 債権管理の都合上、債権発生年度ごとに分けて納入告知を発送しているが、円滑な事務処理を行うためにも必要な処理である。	ADAMS IIの仕様等を踏まえつつ、検討を行う。	項番325と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、「第三者行為災害届」等の関連帳票については、現行のままとなる。) なお、複数の「第三者行為災害による損害賠償請求について」に係る求償額等、納入告知に必要な求償額を登録し、ADAMS登録用のタンキングデータを作成することを可能とする想定としている。
378	島根労働局	第三者行為災害	P36	日報、月報、年報は、要求した場合の任意要求出力としてほしい。	利用価値が低いと思われる。 現状の労災情報管理システムの配信画面と同様であれば、日報ばかりが画面を占め、ほしい帳票を見つけるのに時間がかかる。	日報、月報及び年報はシステムによる自動作成とし、出力については、画面からの任意出力とすることを想定している。	項番319と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、今回の開発の対象外となる。)
379	島根労働局	第三者行為災害	P40	検索画面の印刷ボタン(できればA4用紙1枚で出力)及びデータのファイル出力ボタンを設定してほしい。	現状の労災情報管理システムにおいても検索結果の出力が直接できず、事務が非常に煩瑣になっている。 現行の労災情報管理システムも含め、システム改修すべきと思われる。	項番7と同様	項番319と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、今回の開発の対象外となる。)
380	島根労働局	第三者行為災害	—	ADAMS IIと受け渡すデータをエクセル方式でファイル出力できるようにしてほしい。	第II期概要(第2版)の質疑の項番47でも挙げられているが、各局ともADAMS II以外で独自の債権管理データを管理し、進行管理や決算に使用していると思われる、この登録が幾分でも減少すれば相当の業務減が図れる。 システムで管理することができないのであれば、そのデータをファイル出力することにより独自のデータ管理に活かすことができると思われる。	ADAMS II連携データについては、CSV形式でのファイル出力を想定している。	—
381	岡山労働局	第三者行為災害	P41	様式が具体的に示されていないため不明な事項が多いが、データベース管理項目が必須入力項目となるのか。また、帳票からの読み取り項目と打鍵による入力項目はどのように区分されているのか。 打鍵入力項目が相当数になると思われるが、現在の帳票の読み取り方法(帳票を読み込んだままの状態ではイメージにて確認入力)では入力にかなりの労力が必要となるのではないのか。	実際に提出される届等は乱雑に記入されているものが多く存在しており、直接現物を見ながら打鍵入力するほうが処理がしやすいと思われる。	管理項目の詳細については、必須入力項目/任意入力項目を含め、現在、検討中である。なお、Thin Clientからの打鍵入力による処理の効率性を考慮し、OCR化する帳票を必要最小限とする検討を行っている。	項番325と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、「第三者行為災害届」等の関連帳票については、現行のままとなる。)
382	岡山労働局	第三者行為災害	P31	保険給付情報一覧を参照して「保険給付(求償権取得・債権発生)通知書(控え)」について内容確認を行うこととなりますが、「保険給付(求償権取得・債権発生)通知書(控え)」の診療費の額に関しては、初回分については5号(16-3号)取扱料は自動控除されるのでしょうか。自動控除されないこととなっているのであれば、自動控除されるようお願いしたい。 署からの症状照会等に関する文書料についても自動控除されるようお願いしたい。 2回目以降の債権発生通知については、既に債権発生通知書を作成済みであるデータはどのように反映されるのか。既に債権発生通知書を作成済みであることが確認でき、かつ、2回目以降の債権発生通知書からはその債権分が自動控除されるようお願いしたい。	全事案について「保険給付通知書登録(修正)票」にて処理を行う必要が生じるため。	「保険給付(求償権取得・債権発生)通知書」の「労災保険給付額」等については、労災システムの給付情報から必要な情報を自動反映させるとし、且つ、打鍵による修正を可能とする想定である。なお、5号取扱料については、指定医療機関が当該取扱料に係る算定漏れをしていた場合にはシステムによる一律控除では対応できないこと、また、文書料等については、任意保険等への求償の場合には控除対象とならないこと等を鑑み、控除必要な額については、打鍵修正により対応する事務処理を想定している。 2回目以降の当該通知書については、「前回までの額」欄にそれまでの通知額を表示させることを想定している。	項番319と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、今回の開発の対象外となる。)

「特別加入、第三者行為災害、義肢等補装具費等に係るシステム化の概要」に対する意見 検討結果

項番	局名	分類	該当箇所	意見内容	意見理由	検討結果	再検討結果
383	岡山労働局	第三者行為災害	P25、26	第二当事者不明の場合の事務処理は、どのようにするのか。	現在、第二当事者不明の場合の事務処理としては、「求償差し控え事業」と同様に、四半期に一度求償差し控え事業用の「求償権取得・債権発生通知書」を作成し、労働局へ送付していたが、事務処理フローに設定がないため質問した。	項番335と同様	項番335と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、今回の開発の対象外となる。なお、求償先と求償金額が確定した事案のみを「第三者行為債権確認書」にてシステム入力する運用を想定している。)
384	岡山労働局	第三者行為災害	—	第三者行為災害復命書がシステム内で作成できるようにしてほしい。その際、復命書の印書内容でシステムに登録済の基本的情報(事業場名、労働保険番号、災害発生日、当事者氏名など)は、自動的に引用してくるなど、簡易なテンプレートとしてほしい。	基本的情報の引用により、事務簡素化となり、また、記載誤りを防止できる。	復命書については、統一様式ではないことから、システム化対象外の想定である。	項番319と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、今回の開発の対象外となる。)
385	岡山労働局	第三者行為災害	P25~	第三者行為災害届を入力することにより、第三者行為災害報告書の提出依頼文が印書されるようにしてほしい。	第三者行為災害届を入力することにより、第三者行為災害報告書の提出依頼文が印書されるようにしてほしい。	項番112と同様	項番325と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、「第三者行為災害届」等の関連帳票については、現行のままとする。)
386	岡山労働局	第三者行為災害	P25~	第三者行為災害届・報告書等の入力時点で、保険会社への照会文書を作成する項目を設けてもらいたい。(印書指示により自動作成・印書させる。)また、入力後もいつでも簡易な印書指示により印書できるようにしてほしい。	保険会社への照会は第三者行為災害処理では常に行う業務であり、照会文書が印書できれば、早期事務処理と事務簡素化となる。	項番112と同様	項番319と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、今回の開発の対象外となる。)
387	岡山労働局	第三者行為災害	P33	求償先を自賠責社とするのか任意保険社とするのか、任意保険社であっても満額求償など、選択を可能とさせていただきたい。	すべての事案について過失相殺するものではなく、事案ごとに損保との調整、処理の選択が必要なため。(任意一括が行われていても、自賠責残額により過失相殺せず満額求償処理を行うなど、事案ごとの対応が必要である)	求償先については、自賠責社と任意保険社に関し、選択可能とすることを想定している。なお、詳細については検討中である。	項番319と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、今回の開発の対象外となる。)
388	岡山労働局	第三者行為災害	P34	ADAMS II に、可搬媒体を用いて情報登録を行うこととしているが、情報セキュリティ上、USBなどの媒体は可能な限り使用しない方針ではないか。当初の目的、効率化として掲げられていたADAMS II と連携させた債権管理を行うには、システム間のデータ移管が望ましい。	システム間でデータが移管されないと、非効率であるため。	今般のシステム化の範囲は、求償事案の場合、「ADAMS II への登録用データ」及び「第三者行為災害による損害賠償の請求について」の作成までを想定しているため、ADAMS II との直接連携を可能とする想定はしていない。なお、三者システムにて作成したADAMS II 登録用データに係る可搬媒体へのダウンロードについては、FatClientにて行うことを想定している。	今般のシステム化の範囲は、「ADAMS II への登録用データ」の作成までを想定していること、また、ADAMS II の仕様制約があること等を踏まえ、ADAMS II との直接連携を可能とする想定はしていない。なお、三者システムにて作成したADAMS II 登録用データに係る可搬媒体へのダウンロードについては、FatClientにて行うことを想定している。
389	岡山労働局	第三者行為災害	P34	納入告知書の発行日から納付の履行期限までの期間について20日間を確保できる処理としていただきたい。	「債権調査確認及び歳入調査決定決議書兼債権管理簿」のりん議・決裁が完了した事案について納入告知書を発行するとタイムラグが生じ、納付までの期間が短期間となる懸念がある。	納入告知書の作成を、「債権調査確認及び歳入調査決定決議書兼債権管理簿」の決議前とするか決議後とするかについては、各労働局の実情に応じ対応することで差し支えない。	ADAMS II 登録用データを作成した際、履行期限を20日後に自動設定するが、債権のADAMS登録時に必要に応じて履行期限を変更することは差し支えない。ただし、調査確認の日から履行期限までは20日以内とする必要がある。
390	岡山労働局	第三者行為災害	—	システム化される事務処理のうち、OCR帳票による入力作業以外の事務処理については、Thin Client端末により業務が行えるように開発していただきたい。	局端末=Fat Clientのみでの作業となると、他の業務と輻輳し、円滑で効率的な業務処理が行えない。	項番355と同様	項番319と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、今回の開発の対象外となる。)
391	岡山労働局	第三者行為災害	P39~	OCR帳票のイメージ画面を(その1)だけでなく(その2)(その3)と具体的に示してもらいたい。	なし	項番371と同様	項番325と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、「第三者行為災害届」等の関連帳票については、現行のままとする。)
392	広島労働局	第三者行為災害	P25、26、31	保険給付(求償権取得・債権発生)通知書は、継続の四半期分も自動配信されるのか。また、完了を把握した場合には随時通知していたが、この取扱いはどうなるのか。	自動配信により業務簡素化になると思われる。	継続分の「保険給付(求償権取得・債権発生)通知書」については、システムによる自動作成及び配信、並びに配信後の職員による修正を可能とする想定である。また、完了を把握した場合の機械処理フローについては、現在、検討中である。	項番319と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、今回の開発の対象外となる。)
393	広島労働局	第三者行為災害	P41	保険給付(求償権取得・債権発生)通知書のF欄及びF欄は、どのように入力され登録されるのか。また、転医等を把握した場合には随時通知していたが、この取扱いはどうなるのか。	入力、取扱の方法等が不明のため。	打鍵入力項目とすることを想定している。「保険給付(求償権取得・債権発生)通知書」については、システムによる四半期ごとの自動作成及び配信、並びに配信後の職員による修正を可能とする想定としているため、転医等があった際は、当該通知書のF欄に、その旨を打鍵入力する等の事務処理を想定している。	項番319と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、今回の開発の対象外となる。)
394	広島労働局	第三者行為災害	P25、26、38	システム出力帳票一覧に保険会社への照会(様式5号)が見当たらないが、データベース管理された項目は印字して当該様式が出力されるようになっており、利便性が現行システムより後退することは業務に支障を生ずることとなる。	当局で使用している現行の独自システムでは保険会社名(担当者名含む)をはじめ基本項目が自動的に印書された様式が簡単に出力されるようになっており、利便性が現行システムより後退することは業務に支障を生ずることとなる。	項番112と同様	項番319と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、今回の開発の対象外となる。)
395	広島労働局	第三者行為災害	P25、26、37	診療費初回分において5号取扱料(2,000円)を自動的に減額しておき、減額の必要がない場合にはコード入力により減額しないよう対応することはできないか。	診療費のレセプト請求に係るほとんどの事案で5号取扱料を支払っており、取扱料を払わないケースはまれであるので、自動的に減額することにより効率化できる。	「保険給付(求償権取得・債権発生)通知書」の「労災保険給付額」等については、労災システムの給付情報から必要な情報を自動反映させることとし、且つ、打鍵による修正を可能とする想定である。なお、5号取扱料については、指定医療機関が当該取扱料に係る算定漏れをしていた場合にはシステムによる一律控除では対応できないこと等を鑑み、控除必要な額については、打鍵修正により対応する事務処理を想定している。	項番319と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、今回の開発の対象外となる。)
396	広島労働局	第三者行為災害	P25	個人に対する求償予告についてもシステム化していただきたい。	債権発生通知の度に発生する業務であり、書面を自動作成することにより効率化が図れる。	「損害賠償請求の予告について」をシステムにて出力可能とすることを想定している。	項番319と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、今回の開発の対象外となる。)
397	広島労働局	第三者行為災害	P29	「第三者行為災害処理経過簿」は、修正、決議処理によって項目が追加されることから表面を随時印刷することとなるが、裏面は、別業として受付時のみの出力としてもらいたい。	裏面は、処理経過を記載し確認決議しているため。	「第三者行為災害処理経過簿」の裏面については、随時出力を可能とし、決裁を行った際は、当該決議日を画面入力し、帳票上に反映させることで決裁履歴を管理する想定としている。	項番319と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、今回の開発の対象外となる。)
398	広島労働局	第三者行為災害	P25	署における入力の一部打鍵入力となっているが、打鍵入力が必要な項目を極力少なくしていただきたい。	今回のシステム化により、署における入力を要する帳票類が増加することになるが、打鍵項目が多いほど非効率となるため。	項番355と同様	項番319と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、今回の開発の対象外となる。)
399	広島労働局	第三者行為災害	P25、39	第三者行為災害届の様式が1頁目しか明らかでないのははっきりしないが、第二当事者欄はOCR様式になっていない。第二当事者及び保険会社にかかる情報は、第三者行為災害報告書で入力することとなるのか。	報告書が提出されない場合、報告書のみでの処理では対応できない。届で入力可能な情報は届で入力すべきと考える。	「第三者行為災害届」の入力時に第二当事者及び保険会社に係る情報も入力可能とする想定である。	項番325と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、「第三者行為災害届」等の関連帳票については、現行のままとする。)
400	広島労働局	第三者行為災害	P27	署から通知された債権を分割して中途求償する場合、1回目の求償額は署からの債権の額を変更することで足りると思われるが、2回目以降の求償額はどのようにしてたてるのか。署からの元データがなくても求償額をたてるのが可能か。	署からの債権の額と求償額は必ずしも一致しない。債権の額に変更はなくても、中途求償の場合には一部を先に求償することがあるので適確な管理が必要である。	労働局にて、三者システムに債権情報等を入力することにより、「第三者行為災害による損害賠償の請求」及びADAMS II 登録用データの随時作成を可能とすることを想定している。	項番377と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、「第三者行為災害届」等の関連帳票については、現行のままとする。なお、複数の「第三者行為災害による損害賠償請求について」に係る求償額等、納入告知に必要な求償額を登記し、ADAMS登録用のタンキングデータを作成することを可能とする想定としている。)

「特別加入、第三者行為災害、義肢等補装具費等に係るシステム化の概要」に対する意見 検討結果

項番	局名	分類	該当箇所	意見内容	意見理由	検討結果	再検討結果
401	徳島労働局	第三者行為災害	P27、33、34	局の求償業務においては、求償先が自賠責保険及び債務者本人等、複数ある場合があるが、1つの事案に対し複数の求償先がある場合の事務処理方法を明確に記載すべきである。	局の求償業務において、例えば債務者が任意保険会社に未加入の場合に、自賠責保険会社より応償後、更に債務者本人へ求償する等、「第三者行為災害による損害賠償の請求について」の宛先が2以上ある場合があるが、自賠責保険等より求償額満額の応償があったが、更にまだ債務者本人へ求償額が発生する場合の事務処理について、収納額決議後他の何らかの帳票入力が必要であるのか、また、自賠責応償後、徴定変更手続を行った結果、更に求償を行う必要がある場合等の事務処理について、徴定変更決議に伴い自動的にOCRにおいて求償額が再計算され「第三者行為災害による損害賠償の請求について(控え)」の出力がなされるのか等、事務処理が不明瞭であるため、明確な追加記載の必要があると思料する。	第三者行為災害事案のうち、求償先が複数ある場合の機械処理の流れについては、現在、検討中である。	複数の求償先が存在する場合、各々の求償先及び求償額を登録することを可能とする想定としている。
402	徳島労働局	第三者行為災害	P36	局署において「過去の完結事案及び現在継続中の事案について、労災システムの業務メニューより案件登録を行う。」とあるが、完結事案について、1事案につき局署両方で登録を行うのか、事案により局があるいは署で行うのか、また、登録のタイミングはいつであるのか具体的な記載が必要である。	過去の完結事案で登録の必要がある事案としては、例えば、傷害における求償が完結し、治癒時に被災労働者に障害請求の意思がなかったが、数年を経て(障害請求の時効成立前に)障害補償給付が行われ求償の必要が生じるケース等があると思われるが、こういった場合、登録のタイミングは求償が発生すると予想される時点(障害請求がなされたとき等)で署で行うのか、その他のタイミングなのか、また、署で登録すれば局の登録は不要であるのか、局署において混乱を招くことになりかねないため、明確に記載いただきたい。	過去の完結事案及び現在継続中の事案の登録方法等については、検討中であるが、方針が決定次第、速やかに情報提供を行う。	項番344と同様(過去事案の登録処理を行う想定とはしていない。)
403	香川労働局	第三者行為災害	P31	「保険給付(求償権取得・債権発生)通知書(控え)」、「保険給付情報一覧」は、いつ配信されるのか示してほしい	配信日が明記されていない	監督署にて、必要な調査等を行い、求償要否のステータスを「要求償」として入力した際に、「保険給付(求償権取得・債権発生)通知書(控え)」及び「保険給付情報一覧」がシステムにて作成される想定としている。	項番319と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、今回の開発の対象外となる。)
404	香川労働局	第三者行為災害	P39	①「第三者行為災害届(その1)」の裏面以降、②「第三者行為災害報告書」、③「損害賠償等につき回答入力・修正票」、④「求償要否のステータス入力票」のOCR帳票イメージを示してほしい	イメージが明記されていない	各帳票レイアウトについては、現在、検討中であるが、「第三者行為災害届」及び「第三者行為災害報告書」に関し、OCR読み取り項目は、極力、1枚の帳票上に集約させることを想定している。なお、「損害賠償等につき回答入力・修正票」については、新規OCR帳票として設けるのではなく、「損害賠償等につき回答」自体をOCR帳票とすることを、現在、想定している。また、「求償要否のステータス入力票」については、現在、OCR帳票とせず、必要なステータス情報を画面から打鍵入力可能とすることを検討している。	項番325と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、「第三者行為災害届」等の関連帳票については、現行のままとなる。)
405	福岡労働局	第三者行為災害	P24	第三者行為災害報告書、保険会社への照会、人身傷害保険へのお知らせ等の依頼文書の作成がシステムで可能となるようにしていただきたい。また、上記依頼文がシステムで可能な場合は、依頼文書の一部修正や追記も可能な仕様としていただきたい。	既に入力されているデータを利用することで省力化が見込まれるため。	項番112と同様	項番319と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、今回の開発の対象外となる。)
406	福岡労働局	第三者行為災害	P29、30	システムへの入力時に入力必須項目は最低限の範囲とし、入力事項に未入力の項目があったとしても、キャンセルとせず、入力可能な仕様としていただきたい。	第三者行為災害関係書類については、署受付時に未記入の部分等が多いため。	未入力項目があった場合においても、極力、入力時にキャンセルとなることがないように検討を行う。	項番319と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、今回の開発の対象外となる。)
407	福岡労働局	第三者行為災害	P29、30	各入力(修正)帳票の裏面に、選択項目の説明を印字していただきたい。	入力の都度、システム手引きを確認する手間を省くことができ、事務簡素化となるため。	帳票レイアウトについては、現在、検討中であるが、極力、記載要領が明確となるよう検討を行う。	項番325と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、「第三者行為災害届」等の関連帳票については、現行のままとなる。)
408	福岡労働局	第三者行為災害	P29、30	入力時に全角・半角文字のどちらかでの入力を要求する項目は、画面上でわかるように表示するようにしていただきたい。	効率的に入力処理が行えるため。	画面レイアウトについては、現在、検討中であるが、極力、入力要領が明確となるよう検討を行う。	三者システムについては、労災システムのサブシステムとなることから、労災システムとの共通仕様については労災システム本体の仕様に基づくとする。
409	福岡労働局	第三者行為災害	P29	第三者行為災害届の過剰割合の入力を不要にしてほしい。	空欄になっているものや、根拠のない本人の勝手な思い込みで記入されているものが殆どであり、データに登録する必要性がないと思われるため。	「第三者行為災害届」に記載された「過剰割合」については、参考情報としてシステム管理項目とすることを想定している。	項番319と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、今回の開発の対象外となる。)
410	福岡労働局	第三者行為災害	P29	第三者行為災害届修正票を掲載不要にしてほしい。	書類受付時に空欄や記入誤りが多く、何度も修正等が必要と考えられ、その度に修正理由を記入し決裁をもらうとなると著しい業務量増となってしまうと思われるため。	「第三者行為災害届」にて入力済の情報に係る修正については、現在、画面からの打鍵入力を可能とすることを検討している。その場合、修正した旨が「第三者行為災害処理経過簿」に自動反映され、当該経過簿にて承認・決裁を行うことを想定している。	項番319と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、今回の開発の対象外となる。)
411	福岡労働局	第三者行為災害	P30	概要においては、保険会社から提出された「損害賠償等につき回答」を受け付け、システムに登録する事項を「損害賠償等につき回答入力・修正票」に記入し、OCR入力するとされていますが、様式第6号「損害賠償等につき回答」を帳票化していただきたい。	様式第6号「損害賠償等につき回答」を帳票化することにより、速やかにシステムへの登録処理がなされ、事務簡素化にもつながるものと考えます。	項番354と同様	項番325と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、「第三者行為災害届」等の関連帳票については、現行のままとなる。)
412	福岡労働局	第三者行為災害	P30	概要に記載がないが、様式4~8、13号等の報告書提出依頼文書や損害賠償についての照会文書等の作成、出力はできないのか。必要な機能であるので、必ずこの機能を設けてほしい。	福岡局で使用している現行システムでは作成可能である。今後手書き作成しなければならなくなるため、膨大な業務量となり事務処理に支障をきたすため。	「損害賠償請求の予告について」に関しては、システムからの出力を可能とすることを想定している。その他の左記帳票の作成機能の実装については、今後の開発においては、現在、想定していない。	項番319と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、今回の開発の対象外となる。)
413	福岡労働局	第三者行為災害	P31	労災保険給付額情報は、労災保険行政情報管理システムにおける給付額データが自動的に計上されるのか。また、計上される場合、5号等取扱料や診断書料等求償額から差引くこととなる給付額は労災保険給付額情報から控除されるのか。	自動で計上されなければ、求償事務の際、給付額を検索し、打鍵による入力作業を行わなければならないため、事務処理に時間を要することになるため。	「保険給付(求償権取得・債権発生)通知書」の「労災保険給付額」等については、労災システムの給付情報から必要な情報を自動反映させることとし、且つ、打鍵による修正を可能とする想定である。なお、5号取扱料については、指定医療機関が当該取扱料に係る算定漏れをしていた場合にはシステムによる一律控除では対応できないこと、また、文書料等については、任意保険等への求償の場合には控除対象とならないこと等を鑑み、控除必要な額については、打鍵修正により対応する事務処理を想定している。	項番319と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、今回の開発の対象外となる。)
414	福岡労働局	第三者行為災害	P39	「保険給付請求権者」欄の上にある「受付年月日」OCR入力欄を移動して、「届け出年月日」欄(OCR不要)を設ける。「受付年月日」OCR入力欄は、「管轄局署」欄の横にする。	「届け出年月日」は必要であるし、現在の位置では「保険給付請求権者」が「届け出年月日」として誤記入をしやすいため、住所の記入スペースも少し広くとれる。	「第三者行為災害届」のレイアウトの詳細に関しては、現在、検討中であるが、いただいた意見を踏まえ、届出の年月日記載欄を設け、また、記入スペースを、極力、大きくするよう検討を行う。	項番325と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、「第三者行為災害届」等の関連帳票については、現行のままとなる。)
415	福岡労働局	第三者行為災害	P39	「第三者行為災害届(その1)」の「5 災害調査を行った警察又は派出所の名称」「6 災害発生の実事の確認者」欄を(その2)等に移動して、「1 第一当事者」欄に「漢字氏名」「郵便番号」「電話番号」のOCR入力欄を設ける。また、「4 第二当事者」欄に「氏名カナ」「氏名漢字」「郵便番号」「電話番号」のOCR入力欄を設ける。	第三者行為災害詳細情報検索画面で出力されているため、打鍵入力を減らすことができる。また、郵便番号は、記入漏れも多いのでOCR入力することで未記入が減り、住所の打鍵入力の支援効果(住所変換)も見込める。	「第三者行為災害届」のレイアウトについては、現在、検討中であるが、OCR読み取り項目は、極力、1枚の帳票上に集約させることを想定している。また、第一当事者の「漢字氏名」「郵便番号」及び「電話番号」、並びに、第二当事者の「氏名カナ」「氏名漢字」「郵便番号」及び「電話番号」については、システム管理項目とすることを想定しているが、OCR読み取り項目とするか打鍵入力項目とするかについては、現在、検討中である。	項番325と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、「第三者行為災害届」等の関連帳票については、現行のままとなる。)
416	福岡労働局	第三者行為災害	P40	基本情報の順番の標準化及び漢字化を図ってほしい。	通常、基本情報は労働保険番号、生年月日、傷病年月日という順に並んでいるが、帳票ごとに異なるため、入力時にヒューマンエラーが生じやすい。また、漢字化しているにもかかわらず、カナデータのみ表記であるため識別しにくい。	検索画面のレイアウト等については、現在、検討中であるが、極力、入力及び確認が簡便となるよう配慮することとしている。	第一当事者に係る入力情報について、帳票上、労働保険番号、生年月日、傷病年月日の順とする想定としている。
417	福岡労働局	第三者行為災害	P58	システム稼働後、地方局にて登録票を作成し、既存データを入力する旨の記載があるが、当局では既に三者システムでのデータ蓄積があるので、これを活用できないのか？また、既存データの輸入は、このデータを用いて、局で外部委託できないのか？	既存データは局で蓄積されており、署での入力には不要である。局での業務簡素化のため、当局の三者システムで蓄積されているデータを活用すべきである。	項番345と同様	項番344と同様(過去事案の登録処理を行う想定とはしていない。)
418	佐賀労働局	第三者行為災害	P30	局の職員も「損害賠償等につき回答」の入力、修正が出来るようにしていただきたい。	局は、適正求償のため保険会社に対し照会を行い「損害賠償等につき回答」の提出を求めており、局でも回答結果を入力し修正が出来るようにしていただきたい。	項番330と同様	項番319と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、今回の開発の対象外となる。)
419	佐賀労働局	第三者行為災害	P29	OCR入力項目は、求償業務等に必要最小限の項目として頂きたい。	OCR入力時の誤読による修正を少なくするため。	項番163と同様	三者システムにおける新規OCR帳票「第三者行為災害債権確認書」は入力項目は必要最小限としている。

「特別加入、第三者行為災害、義肢等補装具費等に係るシステム化の概要」に対する意見 検討結果

項番	局名	分類	該当箇所	意見内容	意見理由	検討結果	再検討結果
420	佐賀労働局	第三者行為災害	P31、32、34	「施行年月日」より、「発議年月日」が判り易いため。	31頁上から23行目には「施行年月日等の必要事項を決議の欄に記入の上でりん議・決裁を受ける」とされており、決裁を受けるための日付と史料される。また、35頁上から5～6行目に「署で施行年月日が登録されると、局の端末に通知されるため…」とされており、署での決裁後の日付と史料されるため、決裁を受けようとする日か、決裁を受け送付する日かが判りにくい。	項番341と同様	項番319と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、今回の開発の対象外となる。)
421	佐賀労働局	第三者行為災害	P33	「署の通知書情報登録画面で施行年月日が登録されると、局の端末に通知されるので…」局で署の通知書情報登録画面を開いて施行年月日を入力する必要がありますか。	局が行う業務で記載されており、局が署の通知書情報登録画面で入力をすると思料されるが、31頁上から23行目には「施行年月日等の必要事項を決議の欄に記入の上でりん議・決裁を受ける」とされており、署が決裁を受けるために施行年月日を入力した時点で送付されるのか、局で署の施行年月日の入力業務が必要であるのか不明である。	監督署にてシステムへの施行年月日登録処理を行うことにより、労働局に該当の通知書が配信される機械処理フローを想定している。したがって、施行年月日の登録は労働局ではなく監督署にて行うことを想定している。	項番319と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、今回の開発の対象外となる。)
422	佐賀労働局	第三者行為災害	P33	「署に差し戻しのメッセージを配信する。局は郵送又は電話等の方法により署に連絡する。」とありますが、署に差し戻しのメッセージが配信されるため、局は郵送又は電話等の方法により署に何を連絡するのか。また、署ではその後の処理を示していただきたい。	上記意見のとおり	労働局への通知の際の添付された資料等のうち、差し戻しに際し監督署へ返送する必要がある資料等がある場合、差し戻し理由の詳細な伝達等が必要な場合等を想定している。なお、監督署においては、労働局の差し戻し理由に基づき、再調査を行う事務処理を想定している。	項番319と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、今回の開発の対象外となる。)
423	大分労働局	第三者行為災害	P26	第三者行為災害報告書等の提出を求めなかった場合、この報告書等の入力作業を省略することはシステム上可能か。	同僚災害等では、第三者行為災害報告書等の提出を求めている場合があるため。	項番369と同様	項番319と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、今回の開発の対象外となる。)
424	宮崎労働局	第三者行為災害	P25～28、38	『保険会社への照会等』について、データベース管理項目の複数を使用する業務(作業)であり、システムを活用しての照会書作成を可能にすべきでは。	データベース管理項目の複数を使用する作業であること、回答書をOCR化するのに対し、照会書をシステム化できないのは不合理(非効率)と思われるため。	項番112と同様	項番319と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、今回の開発の対象外となる。)
425	宮崎労働局	第三者行為災害	P27、34	労災システムとADAMS IIの連動について、ADAMS II登録の為に「確認調定年月日」、「履行期限」の項目が必須であり、予定として入力するとしても「確認調定年月日」に先日付は入力できない。ADAMS IIに登録しなければ「債権調査確認及び歳入調査決定決議書兼債権管理簿」の出力はできない。りん議・決裁に当該ADAMS II帳票が必須だと…時系列的な矛盾が発生する(決裁後、ADAMS IIの変更登録はできるかもしれないが)。また、現行、自賠責保険会社等には請求書のみを先行送付し、調査事務所の調査結果を待って納入告知する処理が殆どであるが、ADAMS IIに登録することなく、請求書の出力ができるのか。	自賠責保険会社等に対する求償事務要領に大きく影響するため。	「第三者行為災害による損害賠償の請求について」の決裁時に「債権調査確認及び歳入調査決定決議書兼債権管理簿」の決裁を併せて行うかについては、各労働局の実情に応じて対応することで差し支えない。	項番325と同様 なお、納入告知書送付前に、請求書を送付するかどうかは各労働局の実情に応じて対応することで差し支えない。
426	宮崎労働局	第三者行為災害	P29	現行の第三者行為災害届受付簿は廃止しているのか。	システムで「第三者行為災害届受付台帳」を管理することになるため。	「第三者行為災害届受付台帳」については、随時出力を可能とすることを想定しているため、システム化後に受付した分に関しては、現行の当該台帳への記載は不要である。	設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、第三者行為災害については、「求償事案における債権データ作成機能」(第一当事者及び第二当事者の基礎情報、求償額等を内部帳票に転記の上、システム入力することで、ADAMS登録用のタンキングデータが作成される。また、登録した債権情報について検索が可能。)のみ開発を行うことから、第三者行為災害届受付簿については現行どおりの運用とする想定である。
427	宮崎労働局	第三者行為災害	P32、33	「自賠責先行事案で労災保険の求償が発生しない事案」及び「求償権行使事案に該当しない」との記載があるが、被災者の過失割合が高く、自賠責で一定給付を受けた後、労災給付を行った場合で、算定したところ、第二当事者等(任意保険会社)に対する求償率¥0の場合の取扱いは、どの様にするのか。(例)被災者過失=90%、総損害額180万円(療養費80万円、休業60万円、慰謝料40万円)として、自賠責に医療費と慰謝料の合計120万円を請求し、自賠責から96万円支払われた後、労災に休業補償と診療の費用の請求がなされた場合(労災給付は概算療養費用16万円、休業補償36万円となる)。	例の場合、民事上の損害賠償請求権は既に上限に達していると解されるが、決して求償差し控えてはいない。ただし、過失割合の決定権限は局長にあり署では結論を決定することはできない。この様なケースがシステム化ではどの様に処理されるのか読み取れないため。	左記の場合は、監督署から労働局へ「保険給付(求償権取得・債権発生)通知書」により通知し、労働局にて過失割合決定の上、「第三者行為災害による損害賠償請求について」にて請求(求償)額を算出する。請求額が0円となった際は、当該様式の決議をもって処理を終了させる(その際、ADAMS II登録用データは作成されない)ことを想定している。	求償先と求償金額が確定した事案のみを「第三者行為債権確認書」にてシステム入力する運用を想定している。
428	宮崎労働局	第三者行為災害	P36	請求書情報、支払状況の履歴について、支払年月日、支払額、支払先までの情報が得られるのか。また、レセプトをリンクさせることはできないか。	前段につき、求償先に対し、通知すべき項目であるため。後段につき、求償先(保険会社)からの情報提供要請が多数あるため。	検索結果項目の詳細については、現在、検討中であるが、極力、検索可能とするよう検討を行う。レセプトイメージデータについては、必要に応じ、職員が労災システムにて参照する事務処理を想定している。	項番319と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、今回の開発の対象外となる。)
429	宮崎労働局	第三者行為災害	P36	過去完結事案及び現在継続中の事案の入力を、局で一括し登録する方向で対応できないか。	事務処理が増大するため。	局署どちらでも登録を可能とする想定である。	項番344と同様(過去事案の登録処理を行う想定とはしていない。)
430	宮崎労働局	第三者行為災害	P41	① 保険会社への照会・督促や回答年月日、診療機関名称等の項目は、複数登録・管理できるのか。 ② 平均賃金額(給付基礎額が最低補償額の場合に使用)も登録・管理すべき項目ではないか。 ③ 過失相殺の類推適用に使用する寄与率は登録できないのか。 ④ 治癒日及びその区分(治癒or完治、症状固定、中止)も登録・管理すべき項目ではないか。 ⑤ 現行請求書の作りから『保有者と自賠責契約者の関係』、『保有者と第二当事者の関係』が必要ではないか。	① 複数回の照会、回答、複数機関での診療歴が存在するため。 ② 民事的損害賠償可能額の算定に使用する場合があるため。 ③ 希ではあるが、寄与率を考慮した損害額算定を行うため。 ④ 請求書にて相手方に通知している項目であるため。 ⑤ 現行請求書に記載すべき項目であるため。	①管理項目の詳細については、現在、検討中であるが、いただいた意見を踏まえ、検討を行う。 ②平均賃金額については、労災システム本体より導出させる想定である。 ③管理項目の詳細については、現在、検討中であるが、必要頻度等も加味し、検討を行う。 ④治癒日等については、必要に応じ、職員が労災システム本体の情報を参照する事務処理を想定している。 ⑤いただいた意見を踏まえ、システム管理項目とする想定である。	項番319と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、今回の開発の対象外となる。)
431	鹿児島労働局	第三者行為災害	P29	第三者行為災害届はシステムへの登録後、システムが自動採番を行うとありますが、三者行為災害報告書の提出受付の際は自動採番は行わなくても問題ないのでしょうか。また、三者行為災害届と三者行為災害報告書の関連性を持たせるようにシステム設計をお願いします。	保険給付請求者と加害者という立場の違いはありますが、いずれも提出されれば行政文書である管理の面から考えて、第一当事者の書類と第二当事者の書類は関連性を持たせる方が業務はやりやすいと思います。三者届で取得する自動採番の番号がどのような目的で利用されるのか不明ですが、報告書もそれなりに重要な書類ですので、システムでの文書取扱(管理)のレベルは同等にさせていただきますようお願いいたします。	「第三者行為災害届」と「第三者行為災害報告書」については、システム内で紐付けさせることを想定している。	項番319と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、今回の開発の対象外となる。)
432	北海道労働局	義肢等補装具費	P54、55	「5)労働保険番号～10)郵便番号、住所」欄上記項目の記載と入力については、義肢等補装具購入・修理費用支給申請書(以下「申請書」といいます。)のOCR帳票が表示されておらず詳細については不明ですが、申請書によっても行われる項目と思われそうですが、そうだとすれば、義肢等補装具購入・修理費用請求書(以下「請求書」といいます。)においても再度入力する必要はあるのでしょうか。検索情報画面とどのようにリンクされるのでしょうか。承認番号による入力管理の方が良いと思います。	入力事務処理の簡素化となります。概要の帳票では、同一人が複数の承認未請求事案が存在する場合に、請求書の「5)労働保険番号～10)郵便番号、住所」欄は全て同じであり、承認番号ごとの申請データ(承認データ)とどのようリンクされ、情報検索画面に表示(反映)されるのでしょうか。図3-9、図3-10の情報検索画面イメージだけでは、一見、どの承認番号の支払い分なのか分かりません。	帳票のレイアウトについては、現在検討中であるが、申請書で入力した情報については、極力、請求書の入力時に再入力が必要となるよう検討中である。 情報検索画面において、社会復帰促進等事業原票の記載項目等の情報を参照可能とし、そのうち承認番号から関連する請求書情報にリンク可能とする想定である。	-
433	北海道労働局	義肢等補装具費	P54	費用の受領を業者に受領委任する場合には、コード記入欄を設けるなどして、請求者に表示させなくてもよいのでしょうか。	請求書中に、請求人が委任扱いとする意思表示の文(記入コード欄)がありませんが、会計上、問題はないのでしょうか。職員記入欄として、「3)委任」の枠が設けられておりますが、請求者の意思表示に基づき職員が記入すべきと思います。	帳票のレイアウトについては、現在検討中であるが、委任状欄については設けることを想定している。	委任欄を設けるとともに、費用請求書入力時において、本人への支払か、義肢製作者への支払かを、コード入力する想定としている。
434	青森労働局	義肢等補装具費	P54	請求金額記載のほか自己負担した金額の記載を求めている理由をお知らせ願いたい。	記載させる理由が分からず、不必要であると判断されるため。	各種目の基準価格を検討する上で、自己負担額を含む総支払額を把握する必要がある。具体的な入力項目は現在検討中である。	自己負担額を記載する理由は、現在定めている上限額が適正であるか否かを検討する際、自己負担額を含めた総額を検査資料として利用することがあるためである。
435	青森労働局	義肢等補装具費	P54	概要案では費用請求書に請求人が製作者に対して委任した欄を設けるようにとの意見に対して今後反映させるとの回答があったが、今回も表記されていない理由についてお知らせ願いたい。表面に記載が無理であるならば裏面に記入欄を設けるべきである。	委任を行っているかどうか確認が取れず、請求人とは別の口座名義人に振込を行うことは会計上問題があると思われるため。	項番433と同様	項番433と同様(委任欄を設けるとともに、費用請求書入力時において、本人への支払か、義肢製作者への支払かを、コード入力する想定)。

「特別加入、第三者行為災害、義肢等補装具費等に係るシステム化の概要」に対する意見 検討結果

項番	局名	分類	該当箇所	意見内容	意見理由	検討結果	再検討結果
436	青森労働局	義肢等補装具費	P54	様式において以下の項目について追加していただきたい。 ①年号が必要な場合は年号の数字を表記してほしい。 ②預金の種類については預金種別の数字を表記してほしい。 ③折込線を印字していただきたい。	①及び②については記入の際に誤りが生じないと思われ、業務処理に時間を要しないと判断されるため。 ③は郵送料の負担軽減のため。	帳票のレイアウトについては、現在検討中であるが、年号の数字、預金種別の数字、折込線(▲)については、帳票に印字する想定である。	-
437	群馬労働局	義肢等補装具費	P50	検索機能が著でできるようにしてほしい。	署の窓口で相談が多く、迅速に対応ができるため。	検索については、署からも可能とする想定である。	署からも検索可能とする想定である。
438	埼玉労働局	義肢等補装具費	P56	No.23, 33, 78の「種別」について、現在の「承認決定通知書」は「種目」となっており、統一の用語にしていただきたい。	「種別」、「種目」と様式によって用語が異なり、申請者、業者が迷うため。	帳票のレイアウトについては、現在検討中であるが、用語については統一する想定である。	-
439	埼玉労働局	義肢等補装具費	P54	受領年月日をOCRで読みとり、社会復帰促進等事業原票にて管理してほしい。	支給の際の確認(受領年月日を基準に耐用年数などを算出する為)や、その他の問い合わせ等に迅速に対応するため。	管理項目については現在検討中であるが、受領年月日については、OCR読み取り項目としデータ管理を行う想定である。	受領年月日はOCR項目化する想定としているが、設計開発業者の変更の制約上、社会復帰促進等事業原票はシステム化対象外である。
440	埼玉労働局	義肢等補装具費	P54	請求書としては、ほとんどが業者に対する委任払いなので、業者の名前・口座名義人の欄を大きくして下さい。	業者名が長いところはゴム印をそのまま押印するところがあり、はみ出します。申請者のスペースより業者の記入スペースを大きくしたほうが良い。	帳票のレイアウトについては、現在検討中であるが、業者の名称欄については極力大きくする想定である。	-
441	埼玉労働局	義肢等補装具費	P54	費用請求書に委任状の欄がないが、「委任状」欄をさくせいでいただきたい。	現在の費用請求書には委任状があり、ほとんどが委任払いになっています。	項番433と同様	項番433と同様(委任欄を設けるとともに、費用請求書入力時において、本人への支払か、義肢製作者への支払かを、コード入力する想定)。
442	埼玉労働局	義肢等補装具費	P55	検索結果一覧のところで承認番号検索も出来るようにしてもらいたい。	承認番号での照会が多く(特に制作者から)詳しい内容を調べるとともに迅速に対応出来ます。	承認番号については、システムによる自動振出とともに、検索を可能とする想定である。	-
443	埼玉労働局	義肢等補装具費	P55	義肢請求情報のところに支払月日を入力して下さい。	請求書の受付月日・入力月日の他に支払月日の問い合わせが多い為。	検索によって、請求書の支払年月日を参照可能とする想定である。	既存給付と同様、支払年月日は入力項目とはならないが、各種検索にて、支払処理後に支払年月日を確認することは可能とする想定である。
444	埼玉労働局	義肢等補装具費	P58	「特別加入業務」のように義肢等補装具費も現在利用中のシステムからデータを労災システムに登録してほしい。	労災システムに事前に登録されてあれば何事もスムーズに仕事が進み申請者の対応も早く出来ます。	項番345と同様	設計開発業者の変更に伴う制約上、既存データの登録機能は、今般開発できないが、過去の支給・修理履歴がなくても、継続支給の申請書の入力を可能とする想定である。
445	埼玉労働局	義肢等補装具費	P58	「労災システムに登録帳票を用いてOCR入力できる機能を開発…」とありますが、現在利用システムが有効に利用出来るような内容の検索機能を取り入れてほしい。	現在利用中のシステムには過去の膨大なデータが入っています。その上でとても使いやすいように作られているので、最大限利用出来るようにしていただくとう仕事がスムーズに進み対応も良くなります。具体的には、被災者の住所・氏名、病院の住所、業者の住所、年金証書番号等を一度マスター登録しておけば、承認決定通知書、採型指導依頼書、採型指導証明書、承認番号等がマスター登録から印字でき、その都度記入する手間が省け簡素化となっている。(他の申請者の承認等にも病院、業者の印字ができる)また、支給品も登録されており、そこから承認決定通知、採型指導依頼書、原票に印字できる仕様になっている。さらに、原票に受領日等も入力でき耐用年数等の確認もできる。申請者、業者からの問い合わせについては、承認番号又は氏名で検索でき迅速に対応できる。	項番206と同様	検索機能については、承認番号または支給種目をキーに検索し、その他の項目については、検索結果に表示する想定としている。なお、義肢補装具業者のマスター登録は行わないため、都度、住所・業者名等を入力する運用を想定している。また、被災者の住所、支払先口座情報等についても、義肢補装具の給付スパンが長く、過去に登録した情報が古くなっている可能性が高いことから、請求の都度、登録する運用を想定している。
446	東京労働局	義肢等補装具費	P43	1. P43図3-1の事務処理フローは新規申請にかかるものと思われるが、現在すでに事務処理している継続支給の場合の事務処理フローも、これと同じものと理解してよいのか。社会復帰促進等事業管理台帳は新規分だけでなく、現在紙媒体で存在している社会復帰促進等事業原票の内容も、継続申請書を入力することで、管理台帳に反映されて出力されるものと理解してよいのか。	1. 現在、義肢の申請は、90%以上が継続支給にかかるもので、新規申請は僅かしかない。現在ある社会復帰促進等事業原票(労働福祉事業原票)の取り扱いはどのようになるのか。過去の履歴分を含めた管理台帳が作成されるのか。継続支給は、事業原票(過去の履歴)を確認して(耐用年数・支給本数・支給又は修理)、事務処理を行っている。現在の紙媒体事業原票がシステムの管理台帳へ移行されなければ、システムが稼働してもほとんど手作業になってしまう。	継続支給の場合の事務処理も、新規支給の場合と同様の事務処理を想定しており、過去の支給・修理履歴がなくても、継続の申請書の入力を可能とする想定である。また、過去の支給・修理履歴については、別途必要に応じて追加していただく想定である。	項番444と同様(既存データの登録機能は、今般開発できないが、過去の支給・修理履歴がなくても、継続支給の申請書の入力を可能とする想定)。
447	東京労働局	義肢等補装具費	P49	1. 基本的に義肢等補装具費の支払は、本省にて行なわれることとなるのに、この外科後処置委託費の支払だけ局払となっているため、本省払にできないのか。	1. 現在、外科後処置にかかるものは、手作業で処理しているが、年間件数はそれほどなく、業務負担になっているとは言えない。外科後処置業務全体がシステム化となれば、事務処理は統一的なものとなり、業務簡素化となろうが、義肢業務にかかる外科後処置のみがシステム化され、この情報が社会復帰促進等事業管理台帳に反映されず、外科後処置情報だけに登録され、支払は局払いとなるのであれば、システム化することにより、かえって手作業とシステム業務が混在して業務の複雑となる。業務簡素化の面からも、支払いは本省払いにしてもらいたい。	外科後処置については社会復帰等促進事業原票の管理に関する機能のみシステム化を行う想定である。	設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、今般、本省払い化されるのは、義肢等補装具費のみであり、採型指導料・症状回答料・旅費及び外科後処置委託費は、現状通り局払いとなる。また、社会復帰促進事業原票もシステム化対象外である。
448	福井労働局	義肢等補装具費	-	義肢等補装具費等における新規・更新支給にあたり、各々種別ごとに耐用年数の定めがあるが、申請日と耐用年数の整合性チェックをシステム上行うことは可能でしょうか。	現状においては、申請書を受領後、紙媒体の原票と照合し、耐用年数未経過の申請書については、局において承認を保留し、耐用年数経過後に承認を行うこととしているが、システム上耐用年数との整合性チェックを行い注意喚起メッセージ等をいただくと助かるため。	義肢等補装具費支給要綱の別表2で定めた種目等の分類(義肢の区分・名称・型式等)毎にシステム登録を行う。システムでは、この単位で耐用年数を確認するためのデータを持つことで、個々の登録データの「受領年月日」との突合によりメッセージを出力する想定である。	耐用年数は、費用支給決定・支払決議書でOCR入力することにより管理し、次回以降、同種目の費用支給決定・支払決議書に給付履歴と耐用期限を出力するが、システムのチェックは行わない想定としている。(耐用年数経過前の請求でも、自動的に不支給やキャンセルとはしない。)
449	福井労働局	義肢等補装具費	P54	義肢等補装具費等の申請においては、購入と修理があるが、その仕訳のためのコード入力欄がないが、不要か?	システム稼働後の情報管理をシステムにおいて行っていただくのであれば、必要な項目であると思われるため。	帳票のレイアウトについては、現在検討中であるが、購入、修理を判断するためのコード入力欄を追加する想定である。	-
450	福井労働局	義肢等補装具費	P54	義肢等補装具費等の申請においては、同一人に複数の種別の義肢等を支給している場合もあるが、その仕訳のためのコード入力欄がないが、不要か?	システム稼働後の情報管理をシステムにおいて行っていただくのであれば、必要な項目であると思われるため。	現在のように複数の種目をまとめて申請させるのではなく、種目ごとに、一の申請書を提出させ、支給承認(不承認)を行うこととする。また、帳票のレイアウトについては、現在検討中である。	種目、左右、購入・修理、新規・継続ごとに、一の申請書を提出させ、支給承認(不承認)を行う想定である。
451	岐阜労働局	義肢等補装具費	P56~58	申請者情報を登録する場合、労働保険番号が不明な場合はどのような処理をするのか。	古い事案の場合、労働保険番号が分からないものがあるが、その場合、新たに仮番号を振出すのであれば、局で保険番号を振出し可能にしてほしい。	労働保険番号が不明な場合についても、入力を可能とする想定であるが、入力方法(暫定番号を振り出して入力を行うかどうか)については、検討中である。	労働保険番号等短期給付キーが不明な場合は可能な限り調査を行って頂くことになるが、それでも不明な場合は局の実情に応じて仮の労働保険番号等を振り出し対応頂くことを想定している。その上で、署で擬製5号の入力を依頼することにより義肢申請書の入力を可能とする想定である。
452	愛知労働局	義肢等補装具費	P54	労災請求書に準じて、様式の中に所定の受付印箇所を設けたらどうか。	機械入力帳票でもあり、押印する人によって押印箇所がバラバラになるのは好ましくないため。	帳票のレイアウトについては、現在検討中であるが、受付印欄については設ける想定である。	-
453	愛知労働局	義肢等補装具費	P48	43頁の図3-1から47頁の図3-5では、全て受付、入力となっていますが、48頁の外科後処置申請は、なぜ、受付入力を要しないのか。	システム化であれば、当然、受付時の入力は基本と考えるとす。OCR入力されることで、現状が把握できると思います。	項番447と同様	項番447と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、今般、本省払い化されるのは、義肢等補装具費のみであり、採型指導料・症状回答料・旅費及び外科後処置委託費は、現状通り局払いとなる)。
454	愛知労働局	義肢等補装具費	P54	委任コード欄はあるが委任状欄がない。	委任状が無くて委任(作成業者)に支払が出来るのか。	項番433と同様	-
455	愛知労働局	義肢等補装具費	P45	採型指導依頼書は出力されるが、「義肢採型指導料内訳書」、「証明書」の記載がないが、出るようにしてほしい。	手書きは大変のため。	左記帳票の出力可否について、検討を行う。	項番447と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、今般、本省払い化されるのは、義肢等補装具費のみであり、採型指導料・症状回答料・旅費及び外科後処置委託費は、現状通り局払いとなる)。

「特別加入、第三者行為災害、義肢等補装具費等に係るシステム化の概要」に対する意見 検討結果

項番	局名	分類	該当箇所	意見内容	意見理由	検討結果	再検討結果
456	京都労働局	義肢等補装具費	P58	特別加入業務と同様、労災保険業務課において登録をお願いしたい。それができないなら外部委託とするか入力専門のアルバイト等により登録業務が行えるよう予算措置を講じるべきである。	当局に於いて、義肢等支給申請者数は約1,000人であり、膨大な数の登録帳票を作成したうえでOCR入力が必要となり、義肢担当者1名、非常勤職員1名のみで行うには業務量が多すぎて通常業務に支障を来すため。また、OCR入力にも時間を要することが考えられ当該業務を行っている際は他の入力業務ができないこととなり、他業務(アフターケア委託費・通院費入力、手帳発行業務、二次健診入力等)にも支障を来すため。	項番345と同様	項番444と同様(既存データの登録機能は、今般開発できないが、過去の支給・修理履歴がなくても、継続支給の申請書の入力を可能とする想定)。
457	京都労働局	義肢等補装具費	P48	外科後処置申請書は、署経由であるが、署での入力は不要とされているのは何故か。	外科後処置申請書の署での入力が不要であれば、特別加入の署での入力も不要と判断される。	項番447と同様	項番447と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、今般、本省払い化されるのは、義肢等補装具費のみであり、採型指導料・症状回答料・旅費及び外科後処置委託費は、現状通り局払いとなる)。
458	京都労働局	義肢等補装具費	—	義肢等補装具購入・修理費用支給申請書のOCR帳票イメージ及び承認決定通知書書式を早急に示してほしい。	義肢等補装具費については、その申請・修理内容は多種多様であり、それを詳細に記載できる様式となっているのかが分からない。(例えば、車いすの修理申請が出された場合、従来通り修理箇所「タイヤ・チューブの交換」等と記載できる様式なのかどうか。)	項番163と同様	「義肢等補装具購入・修理費用支給申請書」の「修理箇所」欄については、手書きで記載する想定である。
459	大阪労働局	義肢等補装具費	P43	(現行システムへの要望) 現在、内容審査するにあたり、過去の承認・支給履歴や傷病名及び年金の場合年金情報の確認を行っているが、過去の承認履歴等については検索で別途その都度確認するのか？	検索で確認する場合、印刷が簡単にできるようにしてほしい。現在の労災情報システムは検索後、ワードに貼り付け印刷する等不便である。決裁を受けるに当たり、現在は原票を添付しており、それに変わる物としては印刷帳票になると思われるので、簡易に印刷できるようにしてほしい。または、短期給付のように決議書に過去の数回の履歴が印字されるようにしてほしい。	項番7と同様	決議書に、同一種類の給付履歴や障害等級号は印刷される想定としている。その他の給付情報は、各検索画面から確認する運用を想定している。
460	大阪労働局	義肢等補装具費	P54	①フローチャートより、判断すると義肢製作業者に振り込みは可能と思われるが、委任状欄がない(委任コード記入欄はある)。別途委任状を取るのか？費用請求書の請求者(申請者)は名称となっていることより、業者名を記入することをお願いしたい。 ②労働保険番号、傷病年月日、年金証書番号が入力項目にあるが、例えば昭和38年頃の被災者は労災保険での給付事案であることを確認し、承認しているが、労働保険番号や傷病年月日正確にわからない事案が多数であり、現在も原票に昭和〇〇頃と記載されている。このような案件をどうするのかお示し願いたい。	なし	①については、項番433と同様、委任状欄を設けるため、別途委任状はとらない。また、費用請求書の「請求者」欄は申請者が記入することとなっているため、業者名は記入しない。レイアウトについては現在検討中である。 ②については、項番451と同様	①項番433と同様(委任欄を設けるとともに、費用請求書入力時において、本人への支払か、義肢製作者への支払かを、コード入力する想定)。 ②項番451と同様(労働保険番号等短期給付キーが不明な場合は可能な限り調査を行って頂くことになるが、それでも不明な場合は局の実情に応じて仮の労働保険番号等を振り出し対応頂くことを想定している。その上で、署で複製5号の入力を依頼することにより義肢申請書の入力を可能とする想定)。
461	大阪労働局	義肢等補装具費	P44~47	費用請求書決裁後、申請者等に労働局から「お知らせ」を送付するとされているが、本省からも支払通知書を送付すると50頁に記載されている。労働局からのお知らせを送付する理由をお示し願いたい。	現状は財務省から支払い通知のみであるため。	現在、金額の査定を行った場合等には何ら通知がなく、申請者に対する別途の説明等が必要となる点等を考慮し、新たに通知を行うこととしたものである。なお、通知書の送付方法については、一本化の対応を含めて現在検討中である。	義肢等補装具費の支給を本省払い化するにあたり、支給決定権者(労働局長)と支出官(労働基準局長)が別になるため、支給決定のお知らせと、支払のお知らせが別になる。なお、被災者本人への振込払いについては、既存の給付と同様、支給決定通知書と支払振込通知書を一本化する想定である。
462	大阪労働局	義肢等補装具費	P52	現状からいえば、義肢担当者が請求書をチェックし、基準に合致しているか等審査し、支払決議をしており、追給、回収が早い。どの様な場合を想定しているのかお示し願いたい。	なし	他の給付と同様に、確認誤り、誤入力等により追給・回収が発生する場合を想定している。	—
463	大阪労働局	義肢等補装具費	—	断端袋は1年の上限額が定められている。現在費用請求書にて確認し、原票備考欄に記載している。システムにおいてそのような備考欄にメモ機能として入力できるか？入力できない場合、確認するための入力項目の追加を希望する。	なし	管理項目については現在検討中であるが、備考については、任意の入力項目としてメモを入力できる想定である。	設計開発業者の変更に伴う制約上、備考欄の入力機能については開発を行わない。
464	大阪労働局	義肢等補装具費	P43、44、54、56	56頁の管理項目には耐用年数欄がないが、どのような管理がなされるのかお示し願いたい。	例えば申請書で下腿義足2本を同時に申請したとき、承認書には下腿義足しか記載されていない場合が多い。その後、請求書にて下腿義足で殻構造と骨格構造それぞれ1本作成したことがわかるが、構造により耐用年数が異なるが、費用請求書の内訳欄はデータ読み取り部分にはなっていない。現状は原票の備考欄に記載している。また骨格構造の場合、部品により耐用年数が異なり、これも内訳欄が読み取れないのであれば、何をもって耐用年数を把握するのか？また、受領日もデータ読み取りとなっていない。何の日を基準にするのか。	項番448のとおり、種目等の分類で登録し、受領日ももって、システムチェックを行うこととする。また、ご要望を踏まえ、以下の機能を追加することとする。 ①義肢等について左右毎に登録する。 ②「殻構造」、「骨格構造」の別が分かるように登録する。 ③骨格構造について、各部品毎に登録を行うことは、かえって事務の複雑を招くことから、メモ機能による管理・確認を想定している。	項番448と同様(耐用年数は、費用支給決定・支払決議書でOCR入力することにより管理し、次回以降、同種目の費用支給決定・支払決議書に給付履歴と耐用年数を出力するが、システムのチェックは行わない想定)。 なお、左記検討結果のうち、①、②については措置するが、③については、項番463と同様(設計開発業者の変更に伴う制約上、備考欄の入力機能については開発を行わない)。
465	大阪労働局	義肢等補装具費	—	義肢のシステムは単独で運用されるのか？労災情報システムとはどの程度連動されるのかを具体的にお示し願いたい。(例えば、年金証書番号の突合とか)	なし	労災システムの被災者情報との紐付けを行うことを想定しているが、詳細については、現在検討中である。	義肢のシステムは、現行労災システムのサブシステムの位置づけであり、労災システムで被災者として登録されていることが、義肢等の支給の前提となる。労災システムの被災者情報とは短期4キーまたは年金証書番号で紐付けを行う想定としている。一方、住所情報と支払先口座情報は、義肢の申請毎に独立して管理する想定としている。
466	大阪労働局	義肢等補装具費	P58	① 既存データの登録はシステム稼働後地方局にて登録と記載されているが、どこまでのデータ移行するのか？また、移行期間は定められるのか。既存データが作成されないで継続の申請書が入力等の処理が出来ないのか？当局においては義肢受給者総数は9000名以上あり、さらにその一人一人が各種義肢の購入や修理記録があり全てのデータを移行すべきと考えるがその件数は相当多数になる。1名で履歴が30件近くある人もいる。これらのデータを職員で登録帳票を作成して移行するならば相当な日数が必要であるため、登録方法の見直しを検討願いたい。 ② システム化に伴いOCRの台数の増設を検討願いたい。FAIは現在3台設置されているが、アフターケア担当、医療担当等とで入力時間を調整している状況である。	当局においては現在申請書の受付件数が月100件あり、当然それに対応する同数の請求書が提出される。それらをシステムに入力する作業に加えて、既存データの移行が必要となれば、業務量は相当数増大する。	① 既存データの登録範囲及び移行期間については、特に決めていない。既存データが作成されていない場合についても継続の申請書の入力を可能とする想定である。 なお、本省での登録作業は行わないが、当該データのシステムへの登録に当たっては、賃金職員による登録作業を実施するための予算措置を検討している。 ② 項番60と同様	① 項番444と同様(既存データの登録機能は、今般開発できないが、過去の支給・修理履歴がなくても、継続支給の申請書の入力を可能とする想定)。 ② 予算上の制約があり、措置困難である。
467	兵庫労働局	義肢等補装具費	P48	監督署においても検索可能としていただきたい。	社会復帰促進事業等管理台帳の検索を局で行うことができるとしているが、被災者からの簡易な問い合わせに対応するためには必要と思われる。行政のたらいまわしを防止する必要があると思われる。	項番437と同様	署からも検索可能とする想定である。
468	兵庫労働局	義肢等補装具費	P43	申請書の8、9の項目に「簡易電動型車いす」の項目を加えてほしい。	「簡易電動型車いす」は自立支援法では、「電動型車いす」の範囲に入っているが、労災では「車いす」の範囲に入っているため、今までもトラブルが生じていました。混乱を避けるため、明確に表示した方が行政サービス上の観点から望ましいと考えます。	項番163と同様	—
469	兵庫労働局	義肢等補装具費	P43	申請書に氏名のふりがなの項目を加えてほしい。	データ管理上、必要。また、新規の際には検索する際に便利。	帳票のレイアウトについては、現在検討中であるが、氏名カナ欄については設ける想定である。	—
470	兵庫労働局	義肢等補装具費	P43	出力された決議書に「耐用年数経過前」のメッセージが出力されるようにしてほしい。もしくは、審査の際に検索出来るようにしてほしい。	耐用年数経過を審査するシステムが必要です。耐用年数の起算日について、承認日から受渡日か見解の相違があるようですが、この際、統一して管理すべきと考えます。	項番448と同様	項番448と同様(耐用年数は、費用支給決定・支払決議書でOCR入力することにより管理し、次回以降、同種目の費用支給決定・支払決議書に給付履歴と耐用年数を出力するが、システムのチェックは行わない想定)。
471	兵庫労働局	義肢等補装具費	P43	種目について、装飾用か作業用か・骨格か殻か等や、右が左か、等詳しく入力できるようにしてほしい。	1. 耐用年数経過の判断に必要な 2. 補404と連動させるため 3. 採型指導料の審査の際に必要な	項番448、464と同様。	項番448(耐用年数は、費用支給決定・支払決議書でOCR入力することにより管理し、次回以降、同種目の費用支給決定・支払決議書に給付履歴と耐用年数を出力するが、システムのチェックは行わない)と同様。 なお、設計開発業者の変更に伴う制約上、備考404については今般開発を行わない。

「特別加入、第三者行為災害、義肢等補装具費等に係るシステム化の概要」に対する意見 検討結果

項番	局名	分類	該当箇所	意見内容	意見理由	検討結果	再検討結果
472	兵庫労働局	義肢等補装具費	P44	「申請者／制作者 あて送付」とは、双方に送るとのことでしょうか。いずれかに送るとのことでしょうか。	振込通知は振込先のみで通知、支給通知は自己負担がある場合もあるので双方に送付でよいと考えます。	通知書の送付方法については、一本化の対応を含めて現在検討中である。	支給申請に対する承認通知は、申請者(被災者)に送付する。 費用請求に関する通知は、補装具業者委任の場合、支給決定通知を申請者に、支払振込通知書を補装具業者に送付する。(振込の場合)。 その他のパターンについては、別途、手引等で周知する想定としている。
473	兵庫労働局	義肢等補装具費	P44	「義肢等補装具の受領年月日」も入力できるようにしてほしい。	旅費支給決定の際、有効である。	項番439と同様	-
474	兵庫労働局	義肢等補装具費	P44	「断端袋」「部品」の項目もチェックできるようにしてほしい。	1. 「断端袋」は年間上限額が決まっているため 2. 「骨格義肢」の場合、耐用年数は部品ごとに定められているため	断端袋については、「備考欄」に入力の上管理可能とする想定であり、システムによるチェックを行うことは想定していない。 義肢等補装具費支給要綱の別表2で定めた種目等の分類(義肢の区分・名称・型式等)を登録することで、耐用年数を把握し、メッセージの出力を可能とする想定である。	項番458(「義肢等補装具購入・修理費用支給申請書」の「修理箇所」欄については、手書きで記載する想定)及び項番463(設計開発業者の変更に伴う制約上、備考欄の入力機能については開発を行わない)と同様
475	兵庫労働局	義肢等補装具費	P45	承認された、種目・部位・医療機関の課税非課税別が検索できるようにしてほしい。	審査体制上、必要と考えます。 例えば、採型指導料は「1肢につき」の算定のため、右股装具・右靴型装具を2個作成しても1回分しか算定できないので、これらをチェックできるようにする必要があります。	種目については、検索時に参照可能とする想定である。 部位の管理方法については、現在検討中である。 医療機関については、マスタ化を行わないため、課税・非課税別の検索を可能とすることは想定していない。	種目及び左右については検索可能であるが、部位及び医療機関の課税非課税別はシステム管理しない想定である。
476	兵庫労働局	義肢等補装具費	P47	時効完成(10年)までの、承認日・受渡日・申請人の住所・医療機関若しくは制作者の所在地の変更履歴が検索できるようにしてほしい。	旅費支給決定の際には上記の項目は必須条件のため。	承認日・受渡日・申請人の住所・医療機関若しくは制作者の(請求時の)所在地については、検索時に参照可能とする想定である。 医療機関若しくは制作者に係る情報のマスタ化は行わないため、所在地の変更履歴の検索を可能とすることは想定していない。	-
477	兵庫労働局	義肢等補装具費	P49	不支給通知を行うシステムも加えて下さい。	現在も「不支給通知」の様式がなく対応に苦慮しています。(当局で筋電動義手の装着訓練期間8週間をこえて請求があり、不支給とすべき事象が生じています。)	項番447と同様	義肢等補装具費については、不支給通知もシステム化する想定である。ただし、補装具費以外の支払についてはシステム化対象外である。
478	兵庫労働局	義肢等補装具費	P50	出力された「採型指導依頼書」に申請人氏名のふりがな・生年月日を入力できるようにしてほしい。	採型指導医療機関より「患者の検索をするために、ふりがな・生年月日を依頼書に記載してほしい」旨の要望がありました。このため、当局ではこれらを依頼書に印字しています。行政サービスの観点からも必要と考えます。	採型指導依頼書に出力する詳細な内容については、現在検討中である。	項番447と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、今般、本省払い化されるのは、義肢等補装具費のみであり、採型指導料・症状回答料・旅費及び外科後処置委託費は、現状通り局払いとなる)。
479	兵庫労働局	義肢等補装具費	P50	申請人が採型指導を必要としない場合、出力された「採型指導依頼書」の処理について。破棄するだけでよろしいか。	新規購入の場合を除いて、採型指導を希望されない申請人が圧倒的に多いのが現状です。 このため、採型指導が必要な種目の申請書を入力した場合、必ず「採型指導依頼書」が出力され、支給決定されるまで未処理リスト等でデータが残るのであれば、業務運営上、煩雑になります。	採型指導依頼書を出力するかは任意で選択可能とする想定である。	項番447と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、今般、本省払い化されるのは、義肢等補装具費のみであり、採型指導料・症状回答料・旅費及び外科後処置委託費は、現状通り局払いとなる)。
480	兵庫労働局	義肢等補装具費	P50	「義肢等補装具購入・修理費用承認決定通知書」申請人の氏名と住所・種目(部位や型式も含めて)・個数(左右や指別も含めて)・採型指導医療機関の名称と所在地・制作者の名称と所在地は出力されるのでしょうか。	OCR帳票イメージが表示されていないため、確認いたします。 上記が印字されていれば、業務簡素化の観点から有効です。また、申請人の氏名と所在地の印字場所を穴あき封筒の穴あき部分の位置とリンクさせておけば、誤送付を防ぐ事ができます。	項番34と同様	義肢等補装具費支給申請にてOCR入力または打鍵入力した情報が出力される想定としている。
481	兵庫労働局	義肢等補装具費	P50~51	義肢業務に係る機能に「備考欄」のような、予備のデータを入力できる部分を加えてほしい。	申請人以外の連絡先(特に症状が重篤な方で地方公共団体の福祉関係の担当者など)有用な情報を把握できるため。	項番463と同様	項番463と同様(設計開発業者の変更に伴う制約上、備考欄の入力機能については開発を行わない)。
482	兵庫労働局	義肢等補装具費	P54	「義肢等補装具の受領年月日」をOCR入力してほしい。	旅費支給の際に有用であるため。(原則、「承認日」から「義肢等補装具の受領年月日」までが支給対象となるため、チェックできるのは有効です。)	項番439と同様	-
483	兵庫労働局	義肢等補装具費	P54	申請人の住所や制作者の所在地もOCR入力してほしい。	通知書に出力されるシステムになれば、穴あき封筒をセット出来、誤送付を防止できます。	管理項目については現在検討中であるが、申請人の住所や制作者の所在地は打鍵による入力項目とする想定である。	-
484	兵庫労働局	義肢等補装具費	P54	費用請求書だけでなく、申請書のイメージも表示してほしい。	労働保険番号が不明な場合など、申請書入力に際して疑問点があるため、表示していただきたい。	項番163と同様	項番451と同様(労働保険番号等短期給付キーが不明な場合は可能な限り調査を行って頂くことになるが、それでも不明な場合は局の実情に応じて仮の労働保険番号等を振り出し対応頂くことを想定している。 その上で、署で擬製5号の入力を依頼することにより義肢申請書の入力を可能とする想定)。
485	兵庫労働局	義肢等補装具費	P55	いつ、何を、何回承認し、いつ受領したのか、どの部分を修理したのか、検索できるようにしてほしい。	一部の画面のイメージのため、全体像がわからないのですが、上記の項目が検索できれば、問い合わせで最も多い「耐用年数が過ぎていないのか？」に即座に対応できます。	承認日、種目、個数、交付年月日及び修理箇所については、検索時に参照可能とする想定である。	承認日、種目、個数及び交付年月日については、検索時に参照可能とする想定である。
486	兵庫労働局	義肢等補装具費	P56	請求情報について、不支給理由を管理項目に加えてほしい。	処分性があり、審査請求の対象であることから、必要であると考えます。	管理項目については検討しているが、具体的な不支給理由については、打鍵により入力する想定である。	具体的な不支給理由については、コード化し該当する理由を出力するとともに、打鍵入力も可能とする想定である。
487	兵庫労働局	義肢等補装具費	P56	旅費の管理情報項目には医療機関だけでなく、制作者の名称も加えてほしい。	義眼など、採型指導が必要でない種目もあるため。また、採型指導を受けずに制作する場合も多いため。	旅費について、制作者の名称も入力可能とし、システム管理を行う想定である。	設計開発業者の変更に伴う制約上、旅費については今般開発を行わない。
488	兵庫労働局	義肢等補装具費	P56	「義肢補装具受領年月日」も管理項目に入れてほしい。	1. 旅費の支給が原則「承認年月日」から「義肢等補装具受領年月日」までの期間であるため。 2. 耐用年数の把握の上でも必要であるため。(耐用年数の起算日について、当局では「承認年月日」としていますが、「受領年月日」としている局もあると聞いております。全国的に統一して管理する必要があります。)	項番439と同様	-
489	兵庫労働局	義肢等補装具費	P56	多くの場合、自己負担額が生じている種目(例:ギャッチベッド)について、具体的に品名を記入できるようにしてほしい。	今後の支給上限額設定の際の参考になるため。	管理項目については現在検討中であるが、「備考欄」を、入力項目とし、システム管理を行う想定であるため、自己負担額が生じている種目の具体的な品名についても、入力可能とする想定である。	項番463と同様(設計開発業者の変更に伴う制約上、備考欄の入力機能については開発を行わない)。
490	兵庫労働局	義肢等補装具費	P56	「断端袋」の価格を入力できるようにしてほしい。	年間上限額が決まっているため、いついくら支給したかを把握する必要があります。	管理項目については現在検討中であるが、「備考欄」を、入力項目とし、システム管理を行う想定であるため、「断端袋」の価格についても、入力可能とする想定である。	項番463と同様(設計開発業者の変更に伴う制約上、備考欄の入力機能については開発を行わない)。
491	兵庫労働局	義肢等補装具費	P56	種別欄には左・右・上・下肢の区別を入力できるようにしてほしい。	採型指導が必要な場合「1肢につき」算定するため、採型指導料支給の際、チェックしやすい。	管理項目については現在検討中である。	上・下肢の区別の入力については、設計開発業者の変更等に伴う制約があり、今般の開発では措置できない。
492	兵庫労働局	義肢等補装具費	P56	耐用年数も管理項目に入れてほしい。(したがって、種別欄には耐用年数が出力できる用、より詳しく入力するシステムとしてほしい。例:装飾用か作業か、支柱付きか支柱無し、等)	申請書入力した際に耐用年数経過前か否かOCR上チェックされ、決議書にメッセージが出力されると審査体制として望ましいと考えます。	項番448と同様	項番448と同様(耐用年数は、費用支給決定・支払決議書でOCR入力することにより管理し、次回以降、同種目の費用支給決定・支払決議書に給付履歴と耐用期限を出力するが、システムの的なチェックは行わない想定)。
493	兵庫労働局	義肢等補装具費	P58	どれぐらいの期間で入力完了とする予定でしょうか。人員確保とその予算措置が必要です。	現在約3200人の原票があります。短期間に登録を完了するためには現在の人員では非常に困難です。	既存データの登録は、必要に応じて任意で行っていたことを想定しているため、期間の制限はない。 なお、本省での登録作業は行わないが、当該データのシステムへの登録に当たっては、賞金職員による登録作業を実施するための予算措置を検討している。	項番444と同様(既存データの登録機能は、今般開発できないが、過去の支給・修理履歴がなくとも、継続支給の申請書の入力を可能とする想定)。

「特別加入、第三者行為災害、義肢等補装具費等に係るシステム化の概要」に対する意見 検討結果

項番	局名	分類	該当箇所	意見内容	意見理由	検討結果	再検討結果
494	兵庫労働局	義肢等補装具費	P58	原票から入力できる箇所のみ入力することで可としていただきたい。	1. 労働保険番号不明な方がいらっしゃいます。(長期間にわたり、厚生年金等で義肢を作成されていた方で年金受給者でない方) 2. 原票では申請人の住所を記載する欄がないため、住所を入力するのであれば、年金受給者以外は過去の申請書で住所を確認する必要があります。	1. 項番451と同様 2. 過去データの入力については、当初は、現在の原票から入力できる箇所のみを入力を想定している。ただし、システム稼働後において申請があった場合には、各種通知書等の出力に、住所情報が必要なため、入力を行う想定としている。	1. 項番451と同様(労働保険番号等短期給付キーが不明な場合は可能な限り調査を行って頂くことになるが、それでも不明な場合は局の実情に応じて仮の労働保険番号等を振り出し対応頂くことを想定している。 その上で、署で擬製5号の入力を依頼することにより義肢申請書の入力を可能とする想定)。 2. 住所及び支払先口座については、申請毎に入力する想定としている。
495	兵庫労働局	義肢等補装具費	P65	集計できない項目とは、どの項目でしょうか。すべて集計できるようにしていただきたい。 このため、請求書は補404の項目を網羅して入力する書式にしてください。	事務簡素化の観点から統計作成にかかる時間を大幅にカットするのに有効です。	補404の「3介護料支給状況」については、システムによる自動集計を行わない項目であるため、手作業で集計したものを打鍵にて入力することとなる。	設計開発業者の変更に伴う制約上、補408のみ開発を行うが、補404の集計項目となっている「義肢等の支給・修理状況」については年報にて出力する想定である。
496	奈良労働局	義肢等補装具費	P51	「社会復帰促進事業原票」とは、申請人ごとについて、過去の支給履歴が一覧表(現在使用している紙ベースの原票)の型で表示(出力)していただきたい。 仮に、『第Ⅱ期開発概要版(第2版)』の21ページの画面のみであれば、図3-4画面の「検索結果一覧」に「支給(決定)年月日」及び「種別」を表示していただきたい。	1人の申請人(被災者)が、複数の種別の義肢等を受けていることもあり、申請のあった義肢等の種別ごとの支給履歴等の情報が必要となるため。	支給履歴については、現行の社会復帰促進事業原票に即した形で表示、出力を可能とする想定である。	項番447と同様(社会復帰促進事業原票についてはシステム化対象外)。
497	和歌山労働局	義肢等補装具費	P56	データベース管理する「種別」については、どの程度詳細な区分を想定されているかは不明であるが、耐用年数を判断できる程度の区分としていただきたい。 そのためには、「種別1」「種別2」「種別3」のように階層を設けることも考えられる。	耐用年数を判断することのできる情報は、非常に重要である。	項番448と同様	項番448と同様(耐用年数は、費用支給決定・支払決議書でOCR入力することにより管理し、次回以降、同種目の費用支給決定・支払決議書に給付履歴と耐用期限を出力するが、システムの的なチェックは行わない想定)。
498	島根労働局	義肢等補装具費	P51	検索結果について、画面上に印刷ボタンを設定していただきたい。	検索結果を速やかに印刷し、申請者への対応時、りん議・決裁時に検索結果を活用するため。	項番7と同様	項番7と同様(検索画面の印書機能等の実装は困難であるため、EXCEL等への画面キャプチャの貼り付け等にて対応いただくこととなる)。
499	島根労働局	義肢等補装具費	P54	平成22年8月4日付け基労保発0804第3号の項番56での回答によれば、委任状の欄を設ける予定とされているが、OCR帳票イメージの請求書に委任状の欄がないので設定していただきたい。	申請者の受領委任の意思確認ができないため。	項番433と同様	項番433と同様(委任欄を設けるとともに、費用請求書入力時において、本人への支払か、義肢製作者への支払かを、コード入力する想定)。
500	岡山労働局	義肢等補装具費	P42~	承認後の決定通知書へ郵便番号・住所・氏名を印字し、窓あき封筒で通知書を送付できるようにしてほしい。(窓あき封筒の作成もお願いしたい。)	通知書を送付するための封筒の宛名書きが省けるため。また、窓あき封筒は誤送付防止にもなると考えられます。	項番34と同様	-
501	岡山労働局	義肢等補装具費	P54	請求書内に「委任状」欄は設けていないが、裏面にあるのかわければ追加してほしい。できれば、点検がスピーディに行えるよう表面に設けてほしい。	現請求書にも委任状欄があること、別紙での提出になると管理面でのリスクが今よりも高くなるため。	項番433と同様	項番433と同様(委任欄を設けるとともに、費用請求書入力時において、本人への支払か、義肢製作者への支払かを、コード入力する想定)。
502	広島労働局	義肢等補装具費	P43、50	「義肢等補装具費購入・修理支給承認(不承認)決定通知書」、「症状照会書」、「採型指導依頼書」が出力されるとされているが、その他に「義肢等補装具購入・修理費用請求書」、「義肢等補装具購入・修理費用内訳書」、「採型指導を要する場合には、「義肢採型指導料請求書」、「義肢採型指導料内訳書」、「証明書」を、さらに介護用リフターにおいては「介護人等の状況報告書」等、必要な様式を一括して同時に出力するようにしていただきたい。	システム外で別途出力しなければならないとなると二度手間でありかえって非効率であるため。	項番455と同様	項番447と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、今般、本省払い化されるのは、義肢等補装具費のみであり、採型指導料・症状回答料・旅費及びび外科処置委託費は、現状通り局払いとなる)。
503	徳島労働局	義肢等補装具費	P43~47、51	義肢・補装具の費用支給申請等があった場合、労働局において受付後OCR入力を行い、決議書が出力された後、「社会復帰促進事業原票」と照合を行うとあるが、社会復帰促進事業管理台帳に登録がなければ、受付入力がかancelされることのないよう徹底していただきたい。 また、どの時点において社会復帰促進事業原票の登録が必要であるのか不明なうえ、当該作業については膨大なデータ入力となり、業務に多大な支障を来すことから、本省において登録できないか。	義肢・補装具の支給を過去に受けた申請者が、耐用年数が経過し新たに費用支給申請を行った場合及び修理の必要が生じ修理費用支給申請を行った場合、また、過去に旅費申請を行い支給となった者が新たに旅費支給申請を行った場合に、OCRの社会復帰促進事業原票の登録がなければ事務処理が進まないといったことのないよう、原票登録がなくても事務処理がスムーズにできるような配慮していただきたい。 また、システム化前に支給された情報のシステム上の原票への登録について、どの時点で入力すべきであるのか明確に記載を要望するとともに、過去のデータは膨大な量であり、業務に支障が生じるため、本省において入力することは可能とならないか。	社会復帰促進等事業管理台帳に登録がない場合にも、申請書等の受付入力がかancelされないよう検討を行う。 後段については、項番345と同様。	項番446と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、社会復帰促進事業原票はシステム化の対象外)。
504	福岡労働局	義肢等補装具費	P43、50、52	① 様式例が示されていないが、別紙等により購入・修理部品等が記入できるようにしていただきたい。 ② 様式例が示されていないが、労働保険番号や年金証書番号を必須項目としないうえ、複力、申請人本人が記載する欄は簡便にしてください。	① 様式例が示されていないが、現在義肢等補装具購入・修理申請においては、見積書の添付が義務付けられていないものの、過去の事務処理や購入・修理の項目の事前確認のために、見積書や購入・修理部品等を添付して申請されることが多々あり、実際に審査しているため。見積書等の添付による事前審査をした場合は、支給承認決定通知書の費用の支給上限額で金額を通知しているところである。 ② 申請人は、障害を有している者であり、高齢であったりするため、現行の申請においても申請書を不備なく提出されることの方が少ない状態である。 実際は、制作を希望する業者が相当支援しながら、申請されていることが大半であるため。	①帳票のレイアウトについては、現在検討中であるが、別紙等による対応を行うことは想定していない。 ②システム登録が必須となる項目については、現在検討中である。	①帳票のレイアウトについては、OCR帳票等にて別紙等による対応を行うことは想定していない。 ②被災者を特定するための情報(短期4キーまたは年金証書番号)及び、費用支給を受けたい義肢等の種別は必須項目となる予定である。
505	福岡労働局	義肢等補装具費	P54	福岡局において、費用請求については請求の99%以上を業者への委任しが占めている。現行の請求書の委任状の欄が存在するが、54頁の義肢等補装具購入・修理費用請求書のOCRイメージでは欄が存在しない。請求書の委任行為なので、委任状等を要すると思うが、どのように対応するのか示してもらいたい。	意見と同じ	項番433と同様	項番433と同様(委任欄を設けるとともに、費用請求書入力時において、本人への支払か、義肢製作者への支払かを、コード入力する想定)。
506	福岡労働局	義肢等補装具費	P44~55	現在の案では、費用請求における審査支援が示されていないが、審査支援システムを構築していただきたい。	費用請求における審査処理において、一番困難で煩雑であるのは、支給要綱表2及び3、完成用部品と請求項目との突合・審査である。この機能が有しなれば、業務の効率化効果が少ないものと思われる。この支援システムは必須のものであると思われるため。	項番448と同様	審査支援機能の実装予定はない。
507	福岡労働局	義肢等補装具費	P54	請求内訳欄を増やす又は、別紙対応を可能としてもらいたい。	義肢等補装具費の請求において、本体から完成部品に至るまで相当数の部品を使用している場合が多いが、イメージではあまりに項目欄が少ないため(別紙がないと記入できない)。	帳票のレイアウトについては、現在検討中であるが、請求内訳欄の追加について、検討を行う。	義肢等補装具費費用請求書には、請求金額、自己負担額、合計金額のみをOCR項目として記入する想定としている。部品等内訳については、システム管理は行わないことから、請求書の添付資料として取り扱う運用を想定している。
508	福岡労働局	義肢等補装具費	P51、55	① システム化前の情報は基本的に順次システム追記することとし、極力負担を減らすことができるよう必要な措置を講じていただきたい。 ② 耐用年数超過が簡便に判断できる機能を付していただきたい。	① 購入・修理申請においては、大半は過去から継続的に義肢等補装具等を購入している者であるため、紙ベースの原票と併行管理を行うのは煩雑で非効率であるため、システムによる管理の一元化を図るべきと思われる。一方で、データ入力には相当な労力を要するため、必要な措置を講じていただきたい。 ② 前回購入からの耐用年数超過の有無が簡便に判断できる機能があれば、審査業務の効率化が図られると思われるため。	①について項番345と同様 ②について項番448と同様	①項番444と同様(既存データの登録機能は、今般開発できないが、過去の支給・修理履歴がなくても、継続支給の申請書の入力可能とする想定)。 ②項番448と同様(耐用年数は、費用支給決定・支払決議書でOCR入力することにより管理し、次回以降、同種目の費用支給決定・支払決議書に給付履歴と耐用期限を出力するが、システムの的なチェックは行わない想定)。
509	福岡労働局	義肢等補装具費	P58	システム稼働後、地方局にて登録票を作成し既存データを入力する旨の記載があるが、業務量がかなりのものになると考えられる。 特別加入システム同様、事前に地方局からデータを収集し、本省にて一括入力することはできないか。	義肢については紙媒体での台帳も含め、かなりの数の既存データがあるものと考えられる。 また、システム化以前の既存データの入力を必須とするか、任意とするかの線引きも局によってあいまいになるものと考えられる。	項番345と同様	設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、過去データの登録は今般行わないこととした。

「特別加入、第三者行為災害、義肢等補装具費等に係るシステム化の概要」に対する意見 検討結果

項番	局名	分類	該当箇所	意見内容	意見理由	検討結果	再検討結果
510	熊本労働局	義肢等補装具費	P43	決議書が出力される際に、注意喚起のメッセージを出力する。	例えば、直前に支給された義肢等のデータと申請書記載の義肢とを比較し、耐用年数の未到来のときに、「耐用年数の未到来」等の注意喚起のためのメッセージを出力する。また、その他、車椅子支給者に、電動車椅子の申請があった場合等、データとの比較で注意を要する場合等があるので、その際にも注意喚起等のメッセージを出力して欲しい。	項番448と同様	耐用年数に関しては、項番448と同様。また、支給申請の時に承認した上限金額を超える場合も、注意喚起を行う想定である。その他、同種目の給付履歴も決議書に印刷されるが、体系的なチェックは行わない想定である。
511	熊本労働局	義肢等補装具費	P58	既存データの登録について、義肢等については1枚の原票について数件から10数件の義肢の支給があり、これらをまとめて1枚の登録票で入力できるように開発をお願いしたい。 また、現在では、申請がなされていないものにかかる原票も存在することから、登録票の入力については、システム稼働後に初めて申請があったときに、登録票を作成し入力する等の地方局の柔軟な対応を認めて欲しい。	既存のデータを入力する場合には、業務量増に対する負担が大きい。	義肢等補装具費に係る既存データの登録方法の詳細については、現在、検討中である。また、原票に係るデータについては、システム稼働後に、各局の必要に応じて、登録作業を実施していただく想定である。 なお、本省での登録作業は行わないが、当該データのシステムへの登録に当たっては、賃金職員による登録作業を実施するための予算措置を検討している。	①項番444と同様(既存データの登録機能は、今般開発できないが、過去の支給・修理履歴がなくとも、継続支給の申請書の入力を可能とする想定)。
512	熊本労働局	義肢等補装具費	—	外科後処置については、情報の登録に留まっているが、本省払いまで検討して欲しい。	義肢等の支給について、本省払いとなっていることから、外科後処置についても、本省払いまで検討して欲しい。	項番447と同様	項番447と同様(設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、今般、本省払い化されるのは、義肢等補装具費のみであり、型型指導料・症状回答料・旅費及び外科後処置委託費は、現状通り局払いとなる)。
513	宮崎労働局	義肢等補装具費	P54	「5)労働保険番号」の不明等事案に係る入力方法	事案によっては、データが元々なく、労働保険番号が不明で確認できないものがある(過去に承認されている古い事案等)。これらの事案についての入力項目の整備をお願いしたい。	項番451と同様	項番451と同様(労働保険番号等短期給付キーが不明な場合は可能な限り調査を行って頂くことになるが、それでも不明な場合は局の実情に応じて仮の労働保険番号等を振り出し対応頂くことを想定している。 その上で、署で擬製5号の入力を依頼することにより義肢申請書の入力を可能とする想定)。
514	鹿児島労働局	義肢等補装具費	P43	43ページのフローチャートにより、申請書等が監督署へ提出された場合はどのように取り扱えばよろしいでしょうか。リスク評価の関係からも事務処理を示していただければありがたいです。	監督署で処理を行わない申請書類等については、形式的チェックを行ったうえで公文書により署長から労働局主務課長へ進達を行っています。 システム化では監督署で行う業務は全く想定されていませんが、このような場合の処理方法を示していただきたいこと、システム化により監督署から主務課への進達が簡略化できるようなシステム設計をお願いいたします。	進達については、局に紙媒体を送付することを想定している。	—
515	滋賀労働局	各種統計	P59	平成25年3月を目処にシステム化ですが、「補405」の集計は何年度分から使用可能となるのでしょうか。	不明なため。	平成24年度分からの集計を可能とする想定である。	設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、補408のみ開発を行う。補408について、平成25年度分からの集計を可能とする想定である。 補405については、平成26年度分からの集計が可能とするために引き続き検討する。
516	滋賀労働局	各種統計	P61	システムで出力される項目、打鍵入力する項目を示していただきたい。	システムから出力されない項目は事前に集計しておく必要があるため。	補405の各項目については、特別加入システムに登録することで自動集計を可能とする想定である。システムに登録を行わなかった項目があれば、当該項目のみ打鍵入力を行う必要がある。	設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、補408のみ開発を行う。補408について、システムにてデータ管理可能となっていないため出力することができない項目は、通勤災害及び療養のみの「傷病性質コード」等を想定している。当該情報については、労働局にて打鍵入力していただくこととなる。
517	滋賀労働局	各種統計	P61	「報告書情報の検索」とはどのような業務でしょうか。	配信内容を指定する業務であればわかりますが、『報告書情報の検索』とは、全国や局の指定した年度の「補405」が検索できるということでしょうか。	補405について、労働局であれば、自局の報告書情報のほか、全国集計後の報告書情報等を参照可能とする想定である。	設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、補408のみ開発を行う。補408について、署は自署の報告書情報、局は自局、配下の署の報告書情報のほか、全国集計後の報告書情報を参照可能とする想定である。
518	滋賀労働局	各種統計	P61	報告書の配信はいつ・どのようにして配信されるのでしょうか。本省決議後は検索ができるようにしていただきたい。	不明なため。	職員ポータル上に各種統計に係る機能を追加し、そこで報告書を参照可能とする想定である。 配信時期については、現在検討中のため、別途、提示することとする。 本省の決裁後は、集計した報告書情報を局署においても参照可能とする想定である。	設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、補408のみ開発を行う。職員ポータル上に補408に係る入力・参照機能を追加し、そこで報告書の入力・参照を可能とする想定である。入力が可能となる時期については、年度切り替わり付近の時期を想定している。 本省での決裁後は、通年をとおして集計した報告書情報を局署においても参照可能とする想定である。
519	滋賀労働局	各種統計	P61	局での『りん議・決裁』用の「決議書」はシステムから出力していただきたい。	りん議・決裁するため。	入力済みの内容を反映した報告書をシステムから出力可能とし、りん議・決裁時に使用可能とする想定である。	設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、補408のみ開発を行う。補408について、入力済の内容を反映した報告書をシステムから出力可能とし、りん議・決裁時に使用可能とする想定である。
520	滋賀労働局	各種統計	P61	『本省報告』は「決議書」をシステム入力するのでしょうか。	不明なため。 入力済みの内容でりん議・決裁し、決裁したことを入力しないと、再度正しく入力されているかを確認する業務が発生するため。	本省報告は、決議書を用いずに画面上で行う想定である。 なお、入力済みの内容を反映した報告書をシステムから出力可能とし、りん議・決裁時に使用可能とする想定である。	設計開発業者の変更に伴う予算等の制約上、補408のみ開発を行う。補408について、本省報告は、決議書を用いずに画面上で行う想定である。 なお、入力済みの内容を反映した報告書をシステムから出力可能とし、りん議・決裁時に使用可能とする想定である。
521	滋賀労働局	各種統計	P66	「E 加入時健康診断実施状況」についてもシステムで集計できるようにシステムを開発していただきたい。	事務簡素化のため。	加入時健康診断実施状況については、特別加入システムに入力しておくことで、集計を可能とする想定である。	設計開発業者の変更に伴う予算等補408のみ開発を行う。 補405については、平成26年度分からの集計が可能とするために引き続き検討する。
522	広島労働局	各種統計	P67	通勤災害についての療養者数については、毎回手作業による集計を行い、修正入力のための報告等を行わなければならないのか。また、療養のみの業務上災害についても同様となるのか。	通勤災害及び療養のみについては、傷病名の分類に必要な傷病性質コードをシステム上で管理していない。 毎回手作業による集計を行うのであれば、現行とそれほど差がないと思われる。	貴見の通り、システムによる集計は、労災システム上で管理している情報となる予定であるが、報告業務がシステム化されることにより業務簡素化を図る想定である。	—
523	京都労働局	障害認定支援	P68	①対象を両上肢まで広げていただけるようですが、より幅広い認定支援機能を実現していただけるのであれば、神経系統及びせき柱も対象に加えていただきたい。	①今までに提出された障害(補償)請求の内容が神経系統及びせき柱の事案が多数見受けられるため。	項番94と同様	—
524	京都労働局	障害認定支援	P68	対象を両上肢まででなく全ての部位・系列に拡充して欲しい。	対象を全ての部位・系列に拡充することにより業務の軽減及び等級認定誤り防止ができると考えられるため。	項番94と同様	—
525	京都労働局	障害認定支援	P68～73	障害等級認定支援機能は、対象を両上肢に限るのではなく、全ての部位、系列の拡充していただきたい。	支援対象が上肢及び手指に限られており、実務上、活用する機会は少なくなるためもっと広範囲な障害認定支援としていただきたい。	項番94と同様	—
526	広島労働局	障害認定支援	P68～73	両上肢のみでなく、両下肢の障害についても同時に稼働させてもらいたい。 また、精神・神経系統の障害、醜状の障害、胸部臓器の障害、体幹骨の障害以外を除く障害については、それほど複雑ではないと思われるが、追加稼働の予定はあるか、ある場合にはいつ頃になるか。	両上肢の障害等級の構成と両下肢の障害等級の構成については類似の点が多いため、技術的にはそれほど困難とは思えない。	今回の開発では措置できない。 また、現時点で追加稼働の予定はない。	—
527	宮崎労働局	障害認定支援	P72	回内・回外の機能障害を反映してもらいたい。	回内・回外の機能障害のみで等級に該当するため。 また、反映する場合、回内・回外を肘関節又は手関節のどちらの機能障害とするのかについても決めておいていただきたい。	回内・回外の機能障害も反映した開発を行う想定である。	—

「特別加入、第三者行為災害、義肢等補装具費等に係るシステム化の概要」に対する意見 検討結果

項番	局名	分類	該当箇所	意見内容	意見理由	検討結果	再検討結果
528	北海道労働局	その他	—	システム入力について、現労災システムにて生じている入力フォームのズレ(画面外にずれ込んでいる等)については、解消していただきたい。 また、入力セルを選択した際に、当該項目に必要な入力形式(全・半角、英数 等)に自動変換されるよう改善いただきたい。 現システムにおいては、アクセスが集中する等により入力業務等に不具合が生じている事象があることから、本システム稼働後においては、そのような事象が生じないようにシステムの整備をお願いします。	労災システムにおいて、処理の都度入力フォームをずらしたり、入力形式を変更したりといった手間が生じている。 上記改善により、業務量の削減につながるものと思われることから、新システムにおいては改善をお願いしたい。	項番61と同様	特別加入システムについては、労災システムのサブシステムとなることから、労災システムとの共通仕様については労災システム本体の仕様準拠することとなる。 また、平成25年5月にハードウェアについては更改済であることから、左記事象について緩和されると想定している。
529	北海道労働局	その他	—	各種検索結果及び帳票印刷について、フォーム上に印刷ボタンを配置していただきたい。 また、出力結果については、印刷ページの指定、1枚集約、両面印刷等、用紙の無駄を省けるよう改善していただきたい。	現労災システムにおいて、必要となる検索結果の印刷に苦慮しており、また、印刷結果も複数ページにわたる(内容によっては、フォントが大きい、スペースが多い等の理由による)状況である。 上記改善により、業務量の削減及び経費削減につながると思われることから、新システムにおいては改善をお願いしたい。	項番7と同様	項番7と同様(検索画面の印書機能等の実装は困難であるため、EXCEL等への画面キャプチャの貼り付け等にて対応いただくこととなる)。
530	福島労働局	その他	—	今回のシステムのみならず、検索画面の印刷については、検索画面上に印刷ボタンを設ける等、容易に印刷が可能となるよう設定していただきたい。	検索画面は、各種の決議・決裁に確認資料として利用する機会が多く、現行の印刷方法では画面操作に時間がかかるため改善していただきたい。 (データ漏洩の防止、セキュリティ管理の徹底との観点からは十分理解している)	項番7と同様	項番7と同様(検索画面の印書機能等の実装は困難であるため、EXCEL等への画面キャプチャの貼り付け等にて対応いただくこととなる)。
531	栃木労働局	その他	P57、58	特別加入業務については、予め地方局から帳票又は紙台帳の写し、若しくは利用中のシステムから抽出したデータを提出。また、三者業務及び義肢業務については、労災システムに登録帳票を用いて稼働後に地方局にて登録する。とされていますが、時期的にいつ頃を想定しているのでしょうか。また、その業務量はどの程度になると見込んでいるのでしょうか。	通常業務を行いながら、更に既存データの登録作業等が加わるものと思料しますが、当該担当者の業務がいつ頃からの程度増加するのかわかるため。また、登録作業等に係る予算措置がなされるのか教えていただきたい。	項番74と同様	特別加入については、項番86と同様(平成24年7月6日付け事務連絡「特別加入に係るデータの移行等について」等を参照されたい)。 三者については、項番344と同様(過去事案の登録処理を行う想定とはしていない。ただし、第一当事者に係る労災給付が継続しており、かつ、第二当事者への求償が未の事案については、登録可能とする想定である。) 義肢については、項番444と同様(既存データの登録機能は、今般開発できないが、過去の支給・修理履歴がなくても、継続支給の申請書の入力を可能とする想定)。
532	群馬労働局	その他	—	現場職員の使いやすさを考慮して開発していただきたい。 また、不具合が多発しないようお願いしたい。	現行システム稼働後、システム障害などにより業務に支障を来していたため。	項番61と同様	予算及び開発期間等を加味しつつ、極力、使いやすさを考慮しての開発を行っている。
533	東京労働局	その他	—	少なくとも特別加入システムは適用徴収システム及び労災行政情報管理システムと、第三者行為災害・義肢等補装具費等については短期給付&年金一時金システムとの連携を図るなど、関係する各種システムとの相互の連携を図った概略図を作成していただきたい。	示された概要版は『システム化』というより、様式の帳票化である。このため、ごく一部に業務効率化に資する(データ又は画像確認が容易となるなど)側面もあるが、データ処理などが期待できないため、帳票の作成および読み込み(読み取りとの照合)作業など、全体としての業務量は明らかに増加することとなる。その程度は現在の行政資源で対処することは困難である。 また、紙資源の使用も増加すると見込まれる。	労災システムとの連携可否等については、現在検討中である。	特別加入については、事業場情報については、労災システムにおける「労働保険加入台帳」から導出させることを想定している。また、特別加入システム稼働後は、特別加入システムに入力されたデータを、本省にてRSシステムに反映させる想定としている。 平成25年5月13日付け事務連絡「RSシステムと特別加入システム間の連携及び平成25年5月以降の特別加入に係るデータの取扱いについて」を参照されたい。 三者及び義肢については、労災システムの被災者情報に係る短期4キー及び年金証書番号等と紐付けすることを想定している。
534	愛知労働局	その他	—	短期、一時金等請求書はシステム化に伴い当日入力が原則となっているところですが、新たにシステム化される本件についても、入力は受付当日が原則となるのでしょうか。	受付日に入力すべきか、明らかでないため。	項番35と同様	—
535	愛知労働局	その他	P58	既存データの入力について、稼働後に地方局にて登録とありますが、その登録範囲が明確ではない、基本的なことだけでよいのか、支給している全部を登録するのかわからない。愛知局は既にシステム化されており、登録者が6千名以上います。背誼損傷の方などは1人で50件(車いす、排便剤、収尿器等)近くの支給があるケースがあります。 既存のデータを紙に打ち出して、それを登録帳票に記載し、入力していくことは、通常の業務を行いながらでは無理がありません。人的な面、入力の機械が全員で使用しており、常時の使用は無理なこと。	稼働後に地方局で登録とあるが、既存のデータをそのまま移行できるように配慮していただきたい。 業者に委託してデータがそのまま入るようにしていただきたい。	項番74と同様	三者については、項番344と同様(過去事案の登録処理を行う想定とはしていない。ただし、第一当事者に係る労災給付が継続しており、かつ、第二当事者への求償が未の事案については、登録可能とする想定である。) 義肢については、項番444と同様(既存データの登録機能は、今般開発できないが、過去の支給・修理履歴がなくても、継続支給の申請書の入力を可能とする想定)。
536	京都労働局	その他	—	検索画面に印刷ボタンを設けるのが望ましい。 また、印刷の際には多数ページにならないようにすること。	検索情報を紙に印刷し業務処理を行う場合が多々ある。 ペーパーレスを意図するのはわかるが、日常業務では検索情報を簡便かつ迅速に印刷できる機能が不可欠である。	印書等が必要なものについては、検索結果画面からのPDF等での印書及びCSV出力が可能となるよう検討する。また、印刷結果については、複数ページにならないようレイアウトを検討する。	項番7と同様(検索画面の印書機能等の実装は困難であるため、EXCEL等への画面キャプチャの貼り付け等にて対応いただくこととなる)。
537	岡山労働局	その他	P21、22、40、55	検索内容を簡単に印刷できる仕組みにしたい。	現状のシステムでは、プリントスクリーン機能を使用し、一旦WORD等へ張り付け、印刷し、検索内容を業務に使用しているが、非常に不便であるため。	項番7と同様	項番7と同様(検索画面の印書機能等の実装は困難であるため、EXCEL等への画面キャプチャの貼り付け等にて対応いただくこととなる)。
538	長崎労働局	その他	—	現時点においてもシステムトラブルによる事務処理に多大な支障が生じているが、今回のシステム導入によって、状態が悪化することはないのか？ また、検索の稼働時間帯については、少なくとも開庁時間帯は、稼働するように希望する。 登録業務についてはOCR入力とし、手入力作業を要しないようにしてほしい。なお、住所や事業場名称、氏名欄、具体的作業内容等における使用文字の制限並びに文字数の制限はないように願う。(給付システムにて制限が多く、多大な支障が生じている)	システム動作の不安定 作業時間の十分な確保 入力事務の簡素化・効率化	項番61と同様	平成25年5月にハードウェアについては更改済であることから、左記事象について緩和されると想定している。 システム利用可能時間は8時半から17時半を想定している。 登録業務に関し、極力、入力作業負荷の軽減及び余裕を持たせた入力可能桁数を考慮し、開発を行っている。
539	宮崎労働局	その他	P58	システム稼働後の登録帳票作成、労災システム登録は、必須業務(作業)なのか。	必須とした場合、膨大な業務量と考えるため。	項番74と同様	三者については、項番344と同様(過去事案の登録処理を行う想定とはしていない。ただし、第一当事者に係る労災給付が継続しており、かつ、第二当事者への求償が未の事案については、登録可能とする想定である。) 義肢については、項番444と同様(既存データの登録機能は、今般開発できないが、過去の支給・修理履歴がなくても、継続支給の申請書の入力を可能とする想定)。